

令和5年度 第2回 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会
多文化共生推進部会 次 第

令和5年7月10日(月)
午後2時30分～5時00分(予定)
北沢タウンホール

1 開会

2 協議事項

- (1) 令和4年度(2022年度)世田谷区多文化共生プラン取組み状況の報告及び報告書に記載する「多文化共生推進部会からの意見」について
- (2) 「世田谷区第二次多文化共生プラン(素案)(案)」について

3 その他

4 閉会

□ 今後の予定

令和5年8月1日 令和5年度第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会
令和5年 10月 令和5年度第3回多文化共生推進部会
11月 令和5年度第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会

【事務局】

世田谷区生活文化政策部文化・国際課

電話 03-6304-3439 FAX. 03-6304-3710

メールアドレス: SEA02408@mb.city.setagaya.tokyo.jp

□ 配付資料

【資料1】 令和5年度多文化共生推進部会 委員・事務局名簿

【資料2-1】 令和4年度(2022年度)世田谷区多文化共生プラン取組み状況の報告について

【資料2-2】 令和4年度(2022年度)世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書(概要版)(案)

【資料2-3】 令和4年度(2022年度)世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書(案)

【資料3】 世田谷区第二次多文化共生プラン(素案)(案)

【参考資料】 令和3年度(2021年度)世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書(概要版)

令和5年度 多文化共生推進部会 委員・事務局名簿

資料1

敬称略

		氏名	フリガナ	肩書き
1	学識経験者等	山脇 啓造	ヤマワキ ケイゾウ	明治大学国際日本学部教授
2		日暮 トモ子	ヒグラシ トモコ	日本大学文理学部教授
3		藤井 美香	フジイ ミカ	(公財)横浜市国際交流協会
4	関係団体等	上田 啓子	ウエダ ケイコ	世田谷区町会総連合会 副会長
5		ゴロウィナ・クセーニヤ	ゴロウィナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 代表
6		斎藤 利治	サイトウ トシハル	NPO法人アジアの新しい風
7	区民委員	久米 喜代美	クメ キヨミ	公募委員
8		藤原 由佳	フジワラ ユカ	公募委員

事務局	渡邊 謙吉	ワタナベ ケンキチ	世田谷区生活文化政策部長
	相蘇 康隆	アイソ ヤスタカ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課長
	荻田 直幸	オギタ ナオユキ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当係長
	十河 初瀬	ソゴウ ハツセ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当

令和 5 年 7 月 1 0 日
生活文化政策部文化・国際課

令和 4 年度（2022 年度）
世田谷区多文化共生プラン取組み状況の報告について

1 趣旨

「世田谷区多文化共生プラン」に基づく施策について、令和 4 年度（2022 年度）の取組み状況をまとめたので、以下のとおり報告する。

2 内容

【資料 2-2】「令和 4 年度（2022 年度）世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書（概要版）（案）」及び【資料 2-3】「令和 4 年度（2022 年度）世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書（案）」のとおり。

3 報告書の確定について

本日の部会で委員からいただいた意見を報告書に記載し、「令和 4 年度（2022 年度）世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」として確定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年 8 月末 報告書確定

9 月上旬 世田谷区議会へポスティング、区ホームページに報告書掲載

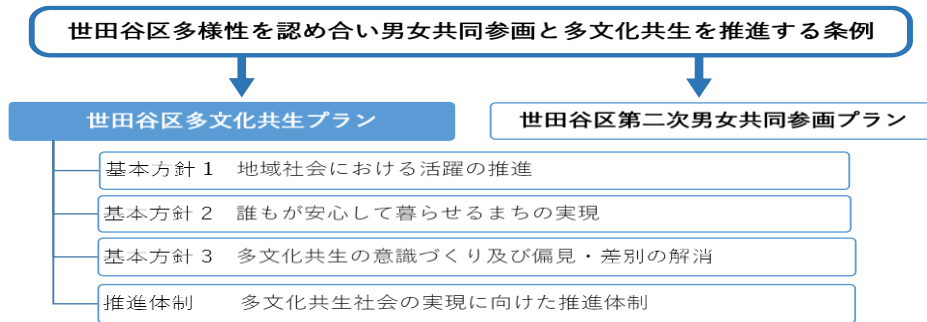
令和 4 年度(2022 年度) 世田谷区多文化共生プラン

取組み状況報告書 (概要版) (案)

令和 5 年 7 月 世田谷区生活文化政策部文化・国際課

「世田谷区多文化共生プラン」について (p.1)

「世田谷区多文化共生プラン (以下、「プラン」という。)」(令和元 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度) は、多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 (以下、「条例」という。) 第 9 条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系 (p.1) (p.5,6)

プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」という基本理念のもとに 3 つの基本方針を掲げています。

プランの進行管理と取組み状況報告について (p.1)

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、国際化推進委員会の検証を経て、「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ公表します。

数値目標 (p.7)

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標 (世田谷区民意調査※1)

調査項目	2018 年度 (策定時)	直近の調査 (2022 年)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	31.5%	41.5%	80%	80%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標 (世田谷区民意調査)

調査項目	直近の調査 (2021 年)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
重点① 外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合	—	80%	80%以上
重点③ 外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合	34%	80%	80%以上

(3) 重点施策に基づく数値目標 (外国人アンケート調査※2)

調査項目	直近の調査 (2022 年)	2021 年度末 (目標値)	2023 年度末 (目標値)
重点② 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合	52.1%	80%	80%以上
重点③ 外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合	42.2%	80%	80%以上

※1 「世田谷区区民意調査 2023」

世田谷区在住の満 18 歳以上の区民 (外国籍含む) 4,000 名を対象に実施。

※2 「外国人アンケート調査」

区内在住の 18 歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

【数値目標に対する評価と課題】(p.8)

<(1)多文化共生の推進に向けた数値目標(世田谷区民意調査)>

「多文化共生施策が充実していると思う区民の割合」

- ・プラン策定時より○.○ポイント上昇した。【調整中】
- ・本プランに基づく各取組みについて、広く区民に周知していく必要がある。

<(2)重点施策に基づく数値目標(世田谷区民意調査)>

重点①「外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合」

- ・プラン策定時より○.○ポイント上昇した。【調整中】

重点③「外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合」

- ・プラン策定時より○.○ポイント上昇した。【調整中】

<(3)重点施策に基づく数値目標(「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査」(令和5年度実施、p.85～参照。以下、「アンケート調査」という。))>

重点②「外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合」

- ・前回調査時より○.○ポイント上昇した。【調整中】
- ・2023年度末目標値の80%を下回っているため～【調整中】

重点③「外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合」

- ・前回調査時より○.○ポイント低下(上昇)した。【調整中】
- ・2023年度末目標値の80%を下回っているため～【調整中】

<参考>プラン策定後の国、都、区の動き(p.10)

国の動き

- ・出入国管理及び難民認定法改正(平成31(2019)年4月)
- ・日本語教育の推進に関する法律成立(令和元(2019)年6月)
- ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(令和2(2020)年7月)
- ・外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)開所(令和2(2020)年7月)
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定(令和2(2020)年8月)
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂(令和2(2020)年9月)
- ・「日本語教育の参照枠」の報告(令和3(2021)年10月)
- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定(令和4(2022)年6月)
- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立(令和5(2023)年5月)

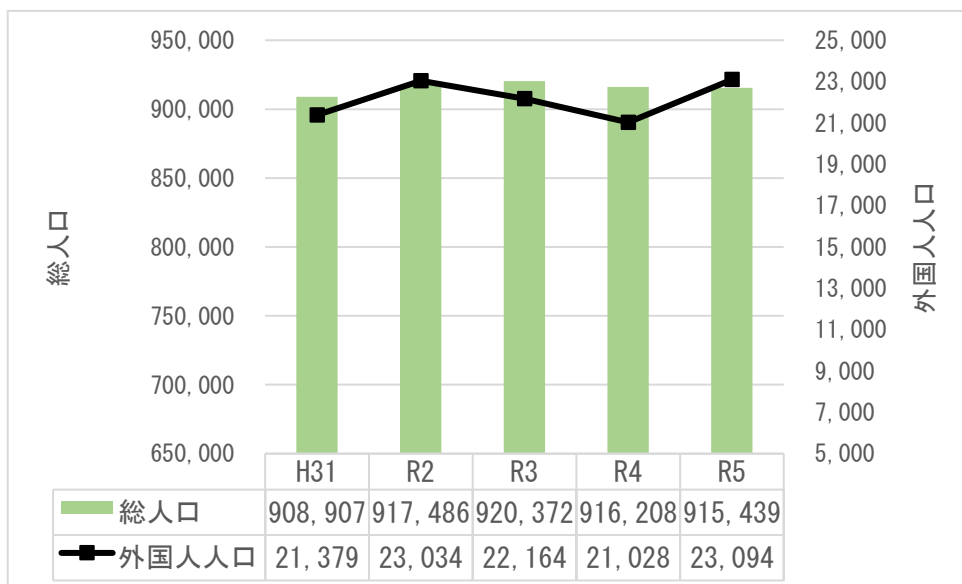
都の動き

- ・東京都つながり創生財団設立(令和2(2020)年10月)
- ・「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定(令和5(2023)年3月)

区の動き

- ・(公財)せたがや文化財団国際事業部開設(令和2(2020)年4月)
- ・東京外国人支援ネットワークへの加盟(令和3(2021)年11月)
- ・「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置(令和4(2022)年3月)

<参考>区内在住外国人人数過去5年間の推移(p.14)



[各年1月1日時点]

「実績管理」について

「施策に基づく具体的な取組み」では、各施策の進捗状況を図る目安として、具体的な取組みの中から数値管理できるものを取り上げ、「実績管理」として毎年度把握していきます。かっこ外の数値は実数、かっこ内の数値は見込み数を記載しています。実数と前年度時点での見込み数を比較しています。

施策に基づく具体的な取組み

基本方針 1 地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進 (p. 19)

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・新型コロナの影響により中止していた事業を一部再開し、各事業に応じて工夫した感染対策を行いながら事業を実施することで、区民の多文化共生の意識啓発に取り組むことができた。
- ・区の実態調査※においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人は7割弱との結果が出ている(p. 82)。コロナ禍での経験から得たオンライン等の手法を生かしながら、外国人だけでなく誰もが参加しやすい環境づくりを進めるため、関係機関と連携のうえ継続的に事業を実施していく。

【実績管理】 (p. 20)

	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)	2023年度(見込み)
せたがや国際メッセ 来場者数	54人、動画再生数 1,150回(新型コロナ の状況により変動する ため、設定不可)	2,000人(新型コロナ の状況により変動する ため、設定不可)	(2,000人)

(2) 地域活動への参加促進【重点】 (p. 21)

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・新型コロナの影響で、外国人ボランティアの活動機会を作ることがあまりできなかった。一方区の実態調査では、5割以上の外国人が母語や日本語を教える活動や学校の授業へ「協力したい」と回答している(p. 81)。
- ・各課に対する働きかけと連携を強化するとともに、現在実施しているボランティアに関する事業においても、機会があることについて更なる周知を行い、外国人ボランティアの活用機会を拡充していく必要がある。

【実績管理】 (p. 22)

	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)	2023年度(見込み)
外国人ボランティア 活用実績	4人(5人)	4人(5人)	(5人)

(3) 外国人の区政参画推進 (p. 23)

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・意識・実態調査を実施し、在住外国人の生活状況並びに区に対する満足度などを把握した。調査結果は今後の施策の検討に活かしていく。
- ・令和3年度に新型コロナの影響により実施できなかった「外国人との意見交換会」を再開し、30名の外国人から区政への意見を直接聞くことができる貴重な機会となった。引き続き、様々な機会を見つけ外国人の参加を促していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

【実績管理】 (p. 24)

	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)	2023年度(見込み)
外国人との意見交換会 外国人参加者数	中止(30人)	30人(30人)	(35人)

基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 外国人への日本語支援 (p. 25)

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を充実させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

- ・「外国人向け日本語教室」について、令和4年度は150名を超える申込みがあり、参加者数は令和3年度の47人から63人へと大幅に増加し参加者からも概ね好評であった。日本語教室を必要とする外国人は多く、広くニーズに応えるためにも令和5年度は開催回数を全5期に拡充する。
- ・区の実態調査では、約6割の方が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから(p. 79)、引き続き周知を強化していく。
- ・「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針を踏まえ、東京都の動向についても確認しながら、区の実態に応じた日本語支援のあり方を引き続き検討する。

【実績管理】 (p. 26)

	2021年度 (見込み)	2022年度 (見込み)	2023年度 (見込み)
外国人向け日本語教室 受講者数	47人 (40人)	63人 (40人)	(100人)

(2) 行政情報の多言語化等の推進 (p. 27~)

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- ・「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に基づき、庁内各課においてチラシや施設案内、広報板等各種媒体の多言語化が進んできている。
- ・職員向け「やさしい日本語」研修は大変好評であったため、令和5年度も継続して実施するとともに、「やさしい日本語」の認知・理解をより高めるべく幅広く啓発に努めながら、区全体での活用を強化していく必要がある。

【実績管理】 (p. 28) (p. 61, 62)

	2021年度 (見込み)	2022年度 (見込み)	2023年度 (見込み)
庁内における 多言語冊子・チラシ数	29種 (30種)	29種 (30種)	(30種)

(3) 生活基盤の充実【重点】 (p. 33~)

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- ・(公財)せたがや文化財団国際事業部が設置する「せたがや国際交流センター」と連携し、外国人への情報発信を充実させることができた。
- ・外国人相談窓口における相談件数は年々増加している。外国人が地域で生活する中で生じる様々な問題や相談に対し適切な対応ができるよう、引き続き安定した運営に努めていく。

【実績管理】 (p. 34)

	2021年度 (見込み)	2022年度 (見込み)	2023年度 (見込み)
せたがや国際交流センター (クロッシングせたがや) 来館者数	3,939人 (2,400人)	4,012人 (3,000人)	(4,200人)

(4) 災害時に対する備えの充実 (p. 39~)

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・「外国人向け防災教室」については、前年度より実施回数を増やすことができた。区の実態調査において、約6割の外国人が防災訓練に「参加したい」と回答しており(p. 81)、外国人の参加意欲は高い。参加

者の意見・感想等を踏まえ、実施内容の見直しを行いながら、日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携し今後も実施していく。

- 引き続き、関係所管と連携を図りながら、外国人の防災意識の啓発を行うとともに、災害ボランティアの活用や庁内体制の整備について検討を進める。

【実績管理】 (p. 40)

	2021年度（見込み）	2022年度（見込み）	2023年度（見込み）
外国人向け防災教室 実施回数	新型コロナの影響により未実施	6回(7回)	(7回)

(5) ICTを活用した環境整備 (p. 43～)

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

- 電話通訳や、タブレット端末を活用したテレビ電話通訳について、前年度に比べ利用件数は約 160 件増加した。来庁した外国人に対して、以前よりも多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応ができるようになり、利用者からも好評を得ている。
- 区ホームページの外国人向けページについては、情報入手方法としてのニーズが高いことから、「やさしい日本語」に加え写真やイラスト等を積極的に活用し、より分かりやすい情報提供に努めていく。

【実績管理】 (p. 44)

	2021年度（見込み）	2022年度（見込み）	2023年度（見込み）
外国人向けページ 閲覧者数（月平均）	2,041.2 件(1,900 件)	2099.8 件 (2,100 件)	(2,200 件)

基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】 (p. 47～)

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの影響で中止していた事業も再開できたものが多く、様々な機会において、多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催できた。多文化理解講座では、多文化共生の基礎知識や外国の文化、「やさしい日本語」など幅広いテーマを扱い、多文化共生の意識啓発につなげることができた。今後も様々な機会を活用し、意識醸成に努めていく。

【実績管理】 (p. 48)

	2021年度（見込み）	2022年度（見込み）	2023年度（見込み）
区民向け多文化共生講座 来場者数	417人(新型コロナの状況により変動するため、設定不可)	307人(新型コロナの状況により変動するため、設定不可)	(360人)

(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進 (p. 57)

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 海外姉妹都市等への派遣事業は、新型コロナの影響により全て休止となったが、令和5年度は再開に向け調整を進めている。
- 学校における外国語教育では、ALTや英語活動支援員と積極的に連携することにより児童・生徒の国際理解を深めることができた。今後は国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修など、人権の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進めていく。

【実績管理】 (p. 58)

	2021年度（見込み）	2022年度（見込み）	2023年度（見込み）
国際交流事業に伴う 派遣・受入生徒数	休止(休止)	休止(休止)	派遣(44人) 受入(休止)

(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援 (p. 59)

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの影響により、国際平和交流基金助成事業は昨年度に引き続き1団体に留まったものの、せたがや国際交流センターと連携し、国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めた。今後も、団体の認知度向上やネットワーク化に取り組んでいく。

【実績管理】 (p. 60)

	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)	2023年度(見込み)
国際平和交流基金助成事業 助成団体数	1団体(3団体)	1団体(3団体)	(3団体)

(4) 不当な差別的取扱いへの対応 (p. 59)

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【実績管理】 2022年度 0件(実績なしのため、評価なし。)

まとめ(p.63)

※●は、「令和3年度(2021年度)世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」に対する、令和4年度第1回多文化共生推進部会からの意見を踏まえて取り組んだ内容

- 「おたがいさま bank」に登録している外国人を含むボランティアについて、世田谷区ボランティア協会と連携し、今後の活用に向けた意見交換や、具体的な活用に向けた準備を行った。
- 国際メッセについて、令和4年度は日本語に加えて英語版のチラシを作成し、様々な媒体でイベントの周知を行った結果、約2,000人の方に参加いただくことができた。
- 意識・実態調査において、世田谷区に望む災害対策として「避難場所を多言語で案内してほしい」という意見が多くみられた。広域避難場所の見直しにあたっては、多言語化された標識の新規設置を行った。
- 外国人との意見交換会では、外国人向けの情報発信をテーマとして議論し、課題を整理した。ホームページ等によるわかりやすい情報発信に向け、検討を進めていく。
- 意識・実態調査では、日本語教室や日本語教育に関する質問を設定して実施した。また、調査の結果を分析し、日本語教室の実施手法や拡充の検討を行った。
- タブレット端末等を利用したテレビ電話通訳について、機会を捉えて庁内向けに周知しているほか、外国人との意見交換会や区の特別養護老人ホームで働く外国人向けの意見交換会などで、区の取組みとして紹介するなど機会を捉えて啓発を行った。庁内の各所管からは、通訳サービスの更なる導入を求める声が挙がっている。
- ◆多文化共生施策が充実していると思う区民の割合について、策定時(31.5%)より○%上昇したものの、2023年度末の目標値(80%)と比較すると不十分だった。
- ◆新型コロナの感染者数が落ち着きつつある中で、令和4年度は、中止していた事業の再開や、開催方法をコロナ禍前の形に戻すなどの対応を行ったが、コロナ禍ではオンライン等で効果的な実施を実現しているものもあるため、事業の性質やニーズをとらえて、今後も実施手法を検討していく。
- ◆意識・実態調査及びヒアリング調査では、外国人区民の困りごとやニーズ等について把握することができた。それらの調査結果を踏まえながら、「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定に向け、外国人区民をとりまく現状と課題を整理し多文化共生施策の今後の方向性を検討していく。

男女共同参画・多文化共生推進審議会多文化共生推進部会からの意見 (7/10開催) (p.64)

調整中

令和4年度（2022年度）
世田谷区多文化共生プラン
取組み状況報告書
（案）

令和5年（2023年）7月
世田谷区

目次

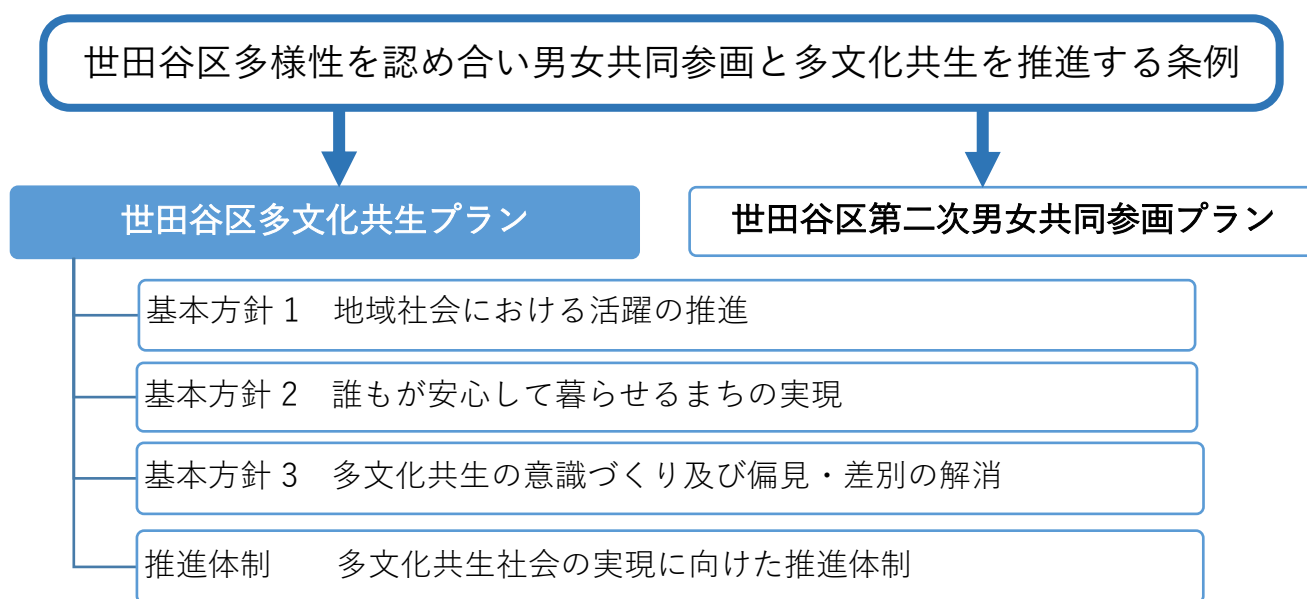
本書について	1
計画の体系	5
数値目標	7
施策に基づく具体的な取組み	
基本方針1：地域社会における活躍の推進	19
(1) 多文化共生の地域交流促進	
(2) 地域活動への参加促進【重点】	
(3) 外国人の区政参画推進	
基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現	25
(1) 外国人への日本語支援	
(2) 行政情報の多言語化等の推進	
(3) 生活基盤の充実【重点】	
(4) 災害等に対する備えの充実	
(5) ICTを活用した環境整備	
基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	47
(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】	
(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進	
(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援	
(4) 不当な差別的取扱いへの対応	
まとめ	63
男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見	64
<参考>世田谷区における外国人区民の意識・実態調査報告書（概要版）	65
<参考>世田谷区における外国人区民へのアンケート調査報告書	85

本書について

「世田谷区多文化共生プラン」について

「世田谷区多文化共生プラン（以下、「プラン」という。）」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）は、「全ての人が多様性を認め合い、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていこうとする」多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）第9条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系

プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の基本理念のもと、3つの基本方針を掲げています。

また、基本方針ごとに施策を挙げ、その施策に沿った事業展開をまとめています。なお、基本方針ごとの施策のうち1つを重点施策として掲げています。

詳細は「計画の体系」（p.5～6）をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、毎年プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、国際化推進委員会の検証を経て、「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

本書の見方

本書では、多文化共生に向けた数値目標及び重点施策に基づく数値目標と、各事業について、令和4（2022）年度の取組み内容と評価を掲載しています。

数値目標のページについて

数値目標のページでは、多文化共生に向けた数値目標と、重点施策に基づく数値目標についてそれぞれ以下の内容を掲載しています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。世田谷区民意識調査及び外国人アンケート調査に基づく実績を掲載しています。なお、世田谷区民意識調査に基づく重点施策1、3の項目については隔年の調査としています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

施策に基づく具体的な取組みのページについて

施策に基づく具体的な取組みのページでは、課題の施策ごとの「取組み内容（事業名）」について、令和4（2022）年度の取組み内容及びそれに対する評価、並びに今後の取組みを、下記のような表にまとめて掲載しています。

また、各施策の進捗状況を図る目安として、具体的な取組みの中から数値管理できるものを取り上げ、「実績管理」として毎年度把握していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響に伴い、中止や見直しを踏まえた実績（見込み）としています。

基本方針1：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進

多様な文化を理解し合える交流を深め、人権を尊重し合いながら、多文化共生のまちづくりを進めます。このページについて相互理解を深め、人権を尊重し合いながら、多文化共生のまちづくりを進めます。

施策に対する評価と課題を記載しています。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの影響により中止していた事業を一部再開し、各事業に応じて工夫した感染対策を行いながら事業を実施することで、区民の多文化共生の意識啓発に取り組むことができました。

区の実態調査においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人は7割弱との結果が出ている（p.86）。コロナ禍での経験から得たオンライン等の手法を生かしながら、外国人だけでなく誰もが参加しやすい環境づくりを進めるため、関係機関と連携のうえ継続的に事業を実施していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1				トライアングルの一つの上智大学交流会館でのお祭りは中止となったが、上智大学の外国人学生がステージイベントに参加し、伝統舞踊を披露する等して交流を図った。
2	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課	国内外約50のグループ等による大道芸を実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げる。	感染対策として、予定よりも実施回数および出演者を減らしたほか、告知内容やタイムテーブルの構成に工夫を加え、来場者が一極集中しないように実施した。 来場者数：約100,500人
3	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施	日本大学文理学部百周年記念館にて、（公財）せたがや文化財団国際事業部との共催で「区制90周年第6回せたがや国際メッセ（ブース出展、ステージイベント、体験コーナー、EnglishTable）」を実施した。 来場者：約2,000人（参考：令和元年度来場者訳1,100人）
4	国際交流ラウンジの実施	文化・国際課	各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、そのテーマについて留学生を交えた参加者間でシェアすることで、異文化理解を促進する。	新型コロナ感染拡大防止のため事業を中止した。

【施策に対する評価と課題】内の「区の実態調査」は、令和4年度実施の「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」を指します。

再掲項目は網掛けにしています。

かっこ外の数は実数、かっこ内の数は見込み数です。実数と前年度時点での見込み数を比較しています。

各施策の実績を管理するため、「実績管理」を設定しています。

	2021年度（見込み）	2022年度（見込み）	2023年度（見込み）
せたがや国際メッセ 来場者数	54人、動画再生数1150回 (新型コロナの状況により変動するため、設定不可)	2,000人(新型コロナの状況により変動するため、設定不可)	(2,000人)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
規模を縮小し3年振りの開催であったが、引き続き上智大学祖師谷国際交流会館と協力の方が来場し、運営に携わった地域の方たちから見て大変満足の結果であった。		
3年ぶりに屋外での開催が実現し、コロナ禍は天候にも恵まれ、商店街の賑わいにつなげることができた。コロナ前は約20万人の来場者だったが、様々な制約の中での運営ながらも約10万人と半分まで戻すことができた。	令和5年10月21日(土)・22日(日)開催予定。	
3年ぶりに見本市形式で開催し、過去最多の来場者数を記録した。来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。	令和5(2023)年度も、(公財)せたがや文化財団国際事業部との共催を予定している。令和4(2022)年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
未実施のため評価なし。	学生、社会人など、より幅広い層が「やさしい日本語」で交流できる場を提供していく。	※令和2(2020)年度より、(公財)せたがや文化財団国際事業部が事業を運営。

施策に基づく具体的な取組みの実績に対する評価を記載しています。

基本理念

だれ とも さんかく かつやく しんけん そんちよう
 誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、

基本方針

施策

基本方針1
 ちいきしゃかい かつやく すいしん
地域社会における活躍の推進
 がいこくじんとう ちいきしゃかい いちいん さます かつどう さんかく
 外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し
 貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画
 する機会をつくります。

たぶんかきょうせい ちいきこうりゅうそくしん
多文化共生の地域交流促進
 じゅうてん ちいきかつどう さんかくそくしん
重点 地域活動への参加促進
 がいこくじん くせいさんかくすいしん
外国人の区政参画推進

基本方針2
 だれ あんしん く
誰もが安心して暮らせる
 じつげん
まちの実現
 げんご ぶんか ちが せいかつじょう ふべん ふあん かいしりょう
 言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できる
 ように、多言語（やさしい日本語を含む）での情報提供や
 日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての
 支援を行います。

がいこくじん にほんごしえん
外国人への日本語支援
 ぎょうせいじょうほう たげんごかとう すいしん
行政情報の多言語化等の推進
 じゅうてん せいかつきばん じゅうじつ
重点 生活基盤の充実
 さいがいとう たい そな じゅうじつ
災害等に対する備えの充実
 ICT を活用した環境整備

基本方針3
 たぶんかきょうせい いしき
多文化共生の意識づくり
 およ へんけん さべつ かいしりょう
及び偏見・差別の解消
 だれ さんかく たよう ぶんか とう いしき じゅうせい
 誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める
 機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、
 外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

じゅうてん 多よう ぶんか とう い いしき じゅうせい
重点 多様な文化を受け入れる意識の醸成
 がっこうきょういく
学校教育における
 たぶんかきょうせい かか こくさいりかいきょういく すいしん
多文化共生に関わる国際理解教育の推進
 たぶんかきょうせい こくさいこうりゅうかつどうだんたい しえん
多文化共生・国際交流活動団体の支援
 ふとう さべつてきとりあつか たいおう
不当な差別的取扱いへの対応

※「多文化共生」とは、全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、

計画の位置づけ

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区新実施計画」等、他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけます。

計画の期間



施策に基づく具体的な取組み（抜粋） ★新規 ☆拡充

相互理解を深めるために様々な交流事業を開催するとともに、外国人が地域で活躍できる場をつくることで地域の多文化共生を推進します。
 ●せたがや国際メッセの実施 ●国際交流ラウンジの実施 ●English Table の実施

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。
 ★町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進 ★「おたがいさま bank」への登録促進 ☆外国人ボランティアの活用拡大

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

★各会議体等における外国人の参画促進 ●区民意識調査の実施 ●外国人との意見交換会の実施 ★外国人アンケート調査の実施

外国人が地域で生活するために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

☆外国人向け日本語教室の拡充 ●せたがや日本語サポーター講座の実施 ●外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣

外国人にとって必要な情報や、公共施設、サイン等について、「やさしい日本語」やルビ等の普及も含め多言語化を推進します。

①情報発信における意識の醸成（「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進 ●情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及）
 ②サイン等の多言語化（☆各種行政冊子、チラシ等の多言語化 ☆公共施設館名表示の多言語化）

外国人が様々な情報を入力し、相談できる生活相談の窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労などの生活基盤の充実を図ります。

●外国人相談窓口の運営 ★（仮称）多文化情報コーナーの整備・運営 ●帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営

外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うほか、災害発生時に適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

●外国人向け防災教室の実施 ●地域の防災訓練への外国人の参加促進 ☆広域避難場所標識の多言語化

外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段としてICT等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

●ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営 ●タブレット端末等の活用促進 ☆公衆無線LAN 環境の整備拡充

多様な文化を理解し合える交流イベントや講座等を開催し、相互理解を深めることで、多文化共生の意識づくりを推進します。

①イベント（●せたがやの魅力再発見ツアーの実施 ●ホストタウン交流イベントの実施）
 ②ボランティア（☆世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進 ★観光ボランティアガイド事業の実施）
 ③研修・講座等（☆区民向け多文化共生講座の実施 ●せたがや多文化ボランティア講座の実施 ★外国人おもてなしセミナーの実施）

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、国際理解教育を推進し、多文化共生についての意識を醸成します。

☆海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充 ●多様な手法による英語教育の充実 ★「Touch the World」多文化体験コーナーの運営

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

●国際平和交流基金助成による団体支援 ●せたがや国際活動団体ガイドブックの配付

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

●男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情や意見の申立て、相談等への対応

共に生きていくことを言います（世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第2条第2項）。

数値目標

多文化共生の推進に向けた数値目標※1

調査項目	直近の状況（2018年度）	目標値（2021年度末）	目標値（2023年度末）
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	31.50%	80%	80%以上

重点施策に基づく数値目標

調査項目	目標値（2021年度末）	目標値（2023年度末）
重点※1 外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合		
重点※2 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合	80%	80%以上
重点※1,2 外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合		

※1 世田谷区民意識調査 区内在住の18歳以上の方（外国人含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

※2 外国人アンケート調査 区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

数値目標

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※1）

調査項目	2018年度 (策定時)	直近の調査 (2022年)	2021年度末 (目標値)	2023年度 (目標値)
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	31.5%	41.5%	80%	80%

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査）

調査項目		直近の調査 (2021年)	2021年度末 (目標値)	2023年度 (目標値)
重点 ①	外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合	—	80%	80%
重点 ③	外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合	34%	80%	80%

(3) 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査※2）

調査項目		直近の調査 (2022年)	2021年度末 (目標値)	2023年度 (目標値)
重点 ②	外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合	52.1%	80%	80%
重点 ③	外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合	42.2%	80%	80%

※1 世田谷区区民意識調査 2023

世田谷区在住の満18歳以上の区民（外国籍含む）4,000人を対象に実施。

※2 外国人アンケート調査

区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

【数値目標に対する評価と課題】

調整中

<参考>「世田谷区民意識調査 2023」より

①多文化共生の推進に向けた数値目標

調整中

<参考>「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査（外国人アンケート調査）」より

調整中

<参考>プラン策定後の国、都、区の動き

国の動き

■出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

平成30(2018)年12月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。(改正法は平成31(2019)年4月施行)

これに合わせ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示した。

■日本語教育の推進に関する法律の成立（文化庁）

令和元(2019)年6月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行され、在住外国人等に対する日本語教育の機会拡充・水準の維持向上等が掲げられた。地方公共団体も、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。

令和2(2020)年6月、同法10条の規定に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)が閣議決定された。

■外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定（文部科学省）

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定され、地方公共団体が講ずべき事項も併せて示された。

■外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）の開所（出入国在留管理庁）

令和2(2020)年7月、新宿区のJR四ツ谷駅前に「外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）(以下、「FRESC」という。）」が開所した。FRESCには、出入国在留管理庁や日本司法支援センター（法テラス）など8つの機関の相談窓口が入り、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、地方公共団体の支援などの取組みを行う。

■「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（出入国在留管理庁・文化庁）

令和2(2020)年8月、在留支援のためのやさしい日本語の必要性や、やさしい日本語の作成手順・要点等を示したガイドラインが策定された。

■「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（総務省）

令和2(2020)年9月、「地域における多文化共生推進プラン」(2006年)が14年ぶりに改訂された。改訂版は、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」を掲げるとともに、コミュニケーション支援・生活支援・意識啓発と社会参画支援に次ぐ施策の4番目の柱として、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」を新たに設けた。

■「日本語教育の参照枠」の報告（文化庁）

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」が令和3(2021)年10月に文化審議会国語分科会により報告された。

■「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（法務省）

「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策が示されたロードマップが令和4(2022)年6月に策定された。

■「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(以下、「日本語教育機関認定法」)の成立

令和5(2023)年5月26日、「日本語教育機関認定法」が参議院本会議にて可決・成立となった。日本語教育機関の文部科学大臣による認定制度が創設され、認定日本語教育機関で日本語教育を行うためには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了し、登録日本教員として文部科学省の登録を受けることとされた。施行は令和6(2024)年4月。

都の動き

■東京都つながり創生財団の設立

「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティの活性化をはかり、「都民一人ひとりが輝ける社会」の実現を目指す新たな財団として、「東京都つながり創生財団（以下、「財団」という。）」が令和2(2020)年10月1日に設立された。財団では、都内に住む外国人を支援するなど多文化共生社会づくりを進めるほか、ボランティア文化の定着や、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化など、共助社会づくりに取り組む。

■「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定

国による「日本語教育の推進に関する法律」の策定や基本方針の閣議決定等の地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和5(2023)年3月、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等について示された「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」が策定された。

区の動き

■公益財団法人せたがや文化財団国際事業部の開設・運営

今後の国際政策をより効率的・効果的に推進するため、公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業部を新設するとともに、情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を令和2(2020)年4月に開設した。

国際事業部は、在住外国人と日本人との交流を推進するための事業を実施するほか、「せたがや国際交流センター」において、外国人向けの行政情報、生活・文化情報、国際交流活動を行う団体等の情報発信、在住外国人の生活相談の問い合わせへの対応などを実施している。

■東京外国人支援ネットワークへの加盟

令和3(2021)年11月、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、東京国際交流団体連絡会議・外国人相談事業部会に属する国際交流団体、行政組織、NGO等で外国人のため相談事業を実施もしくは外国人支援活動をする諸団体で構成する「東京外国人支援ネットワーク」に加盟した。今後、本ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進め、外国人のための専門家相談会を協働で実施する。

■「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置

令和4(2021)年2月24日に始まったロシア連邦によるウクライナへの侵攻に伴い、日本に入国するウクライナの避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うに当たり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、3月23日に庁内プロジェクトチームを設置した。

＜参考＞区内在住外国人人数データ

都内区市町村別 外国人人数

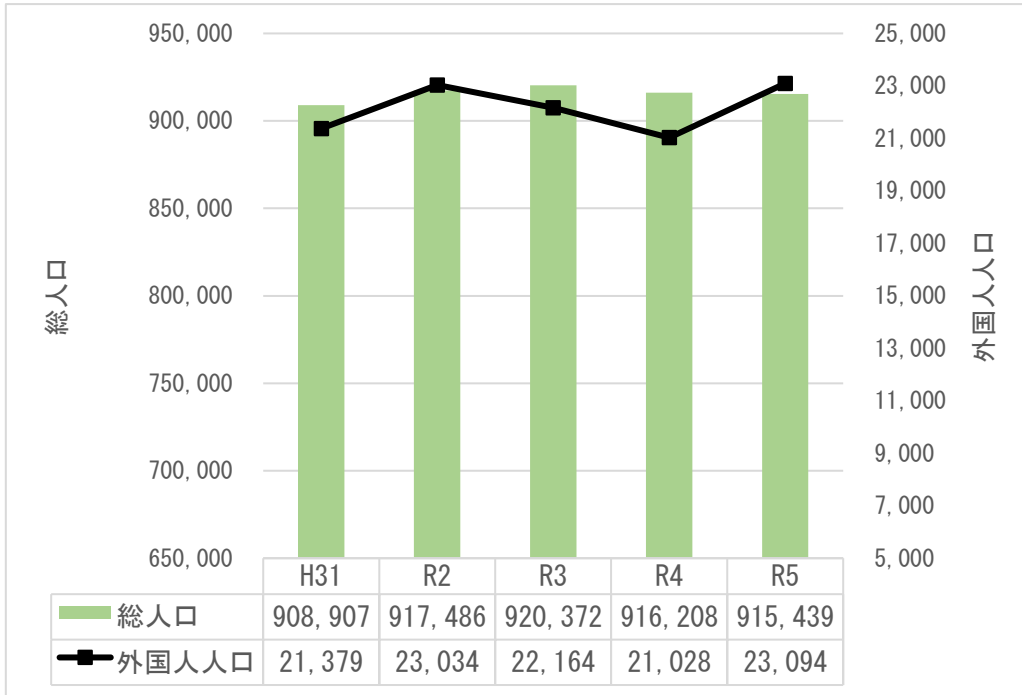
比率

実数

※令和5年1月1日時点

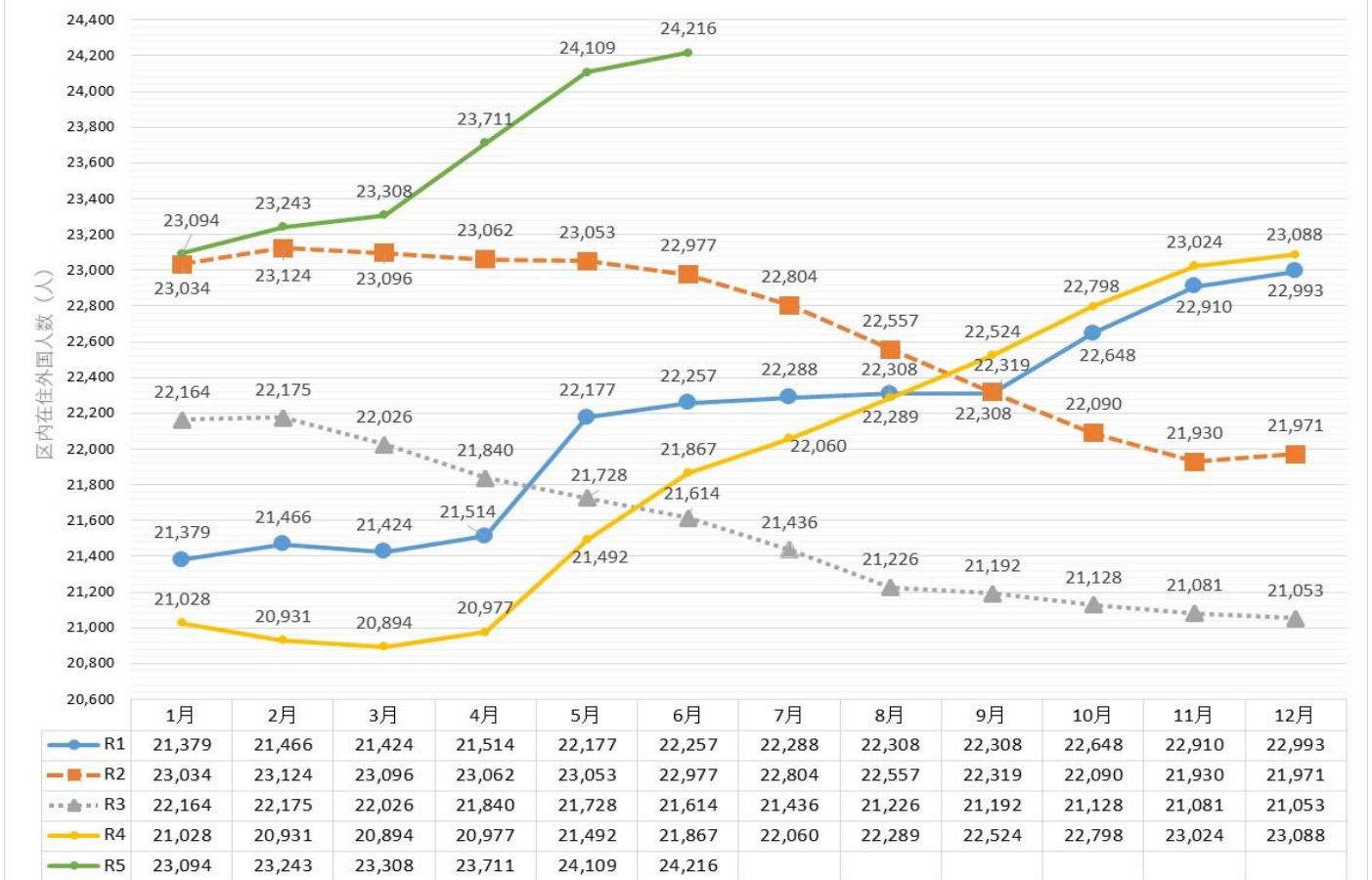
		外国人	総人口	比率			外国人	総人口	比率
東京都総数		581,112	13,841,665	4.20%	東京都総数		581,112	13,841,665	4.20%
区 部		485,444	9,569,211	5.07%	区 部		485,444	9,569,211	5.07%
1	新宿区	40,279	346,279	11.63%	1	新宿区	40,279	346,279	11.63%
2	豊島区	28,933	288,704	10.02%	2	江戸川区	38,446	688,153	5.59%
3	荒川区	19,134	216,814	8.83%	3	足立区	36,048	690,114	5.22%
4	台東区	16,026	207,479	7.72%	4	江東区	33,391	532,882	6.27%
5	港区	19,339	261,615	7.39%	5	豊島区	28,933	288,704	10.02%
6	北区	24,307	353,732	6.87%	6	板橋区	28,372	568,241	4.99%
7	江東区	33,391	532,882	6.27%	7	大田区	25,034	728,425	3.44%
8	江戸川区	38,446	688,153	5.59%	8	北区	24,307	353,732	6.87%
9	中野区	18,272	333,593	5.48%	9	葛飾区	23,925	464,175	5.15%
10	文京区	12,390	229,653	5.40%	10	世田谷区	23,094	915,439	2.52%
11	中央区	9,324	174,074	5.36%	11	練馬区	20,813	738,914	2.82%
12	足立区	36,048	690,114	5.22%	12	港区	19,339	261,615	7.39%
13	葛飾区	23,925	464,175	5.15%	13	荒川区	19,134	216,814	8.83%
14	板橋区	28,372	568,241	4.99%	14	中野区	18,272	333,593	5.48%
15	千代田区	3,353	67,911	4.94%	15	杉並区	16,921	570,786	2.96%
16	墨田区	13,758	279,985	4.91%	16	台東区	16,026	207,479	7.72%
17	渋谷区	10,847	229,412	4.73%	17	墨田区	13,758	279,985	4.91%
18	目黒区	9,718	278,635	3.49%	18	品川区	13,720	404,196	3.39%
19	大田区	25,034	728,425	3.44%	19	文京区	12,390	229,653	5.40%
20	品川区	13,720	404,196	3.39%	20	渋谷区	10,847	229,412	4.73%
21	杉並区	16,921	570,786	2.96%	21	目黒区	9,718	278,635	3.49%
22	練馬区	20,813	738,914	2.82%	22	中央区	9,324	174,074	5.36%
23	世田谷区	23,094	915,439	2.52%	23	千代田区	3,353	67,911	4.94%
市 部		94,250	4,192,930	2.25%	市 部		94,250	4,192,930	2.25%
町 村 部		1,418	79,524	1.78%	町 村 部		1,418	79,524	1.78%

区内在住外国人人数 過去5年間の推移



[各年1月1日時点]

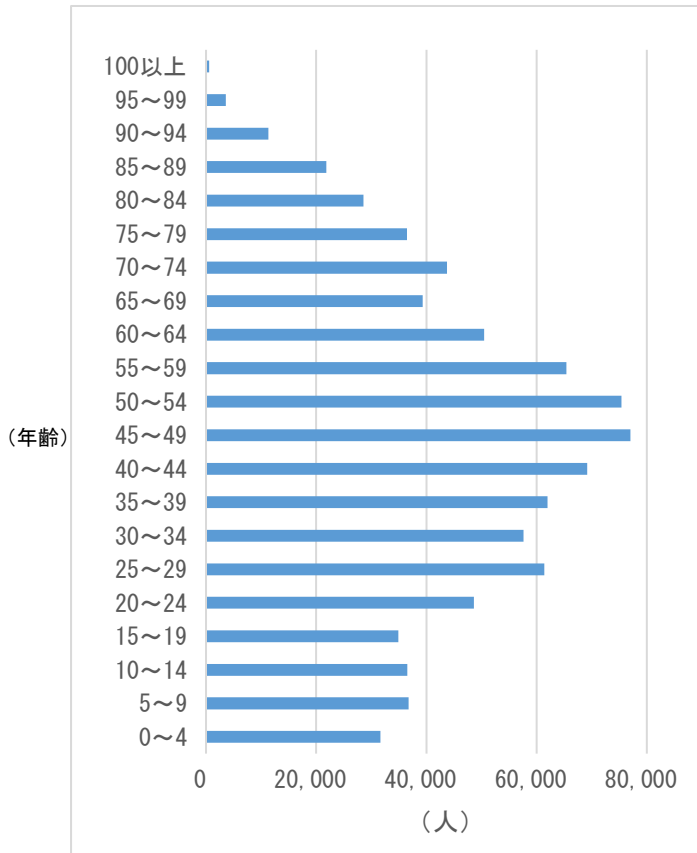
平成31年（令和元年）～令和5年 区内在住外国人人数の比較



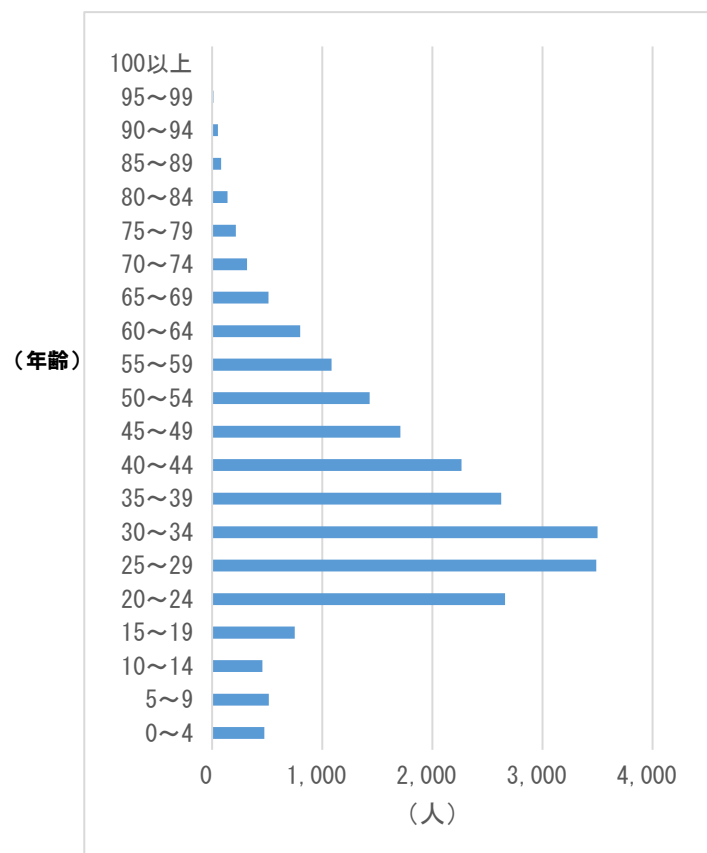
[各月1日時点]

世田谷区内年齢別人口

日本人

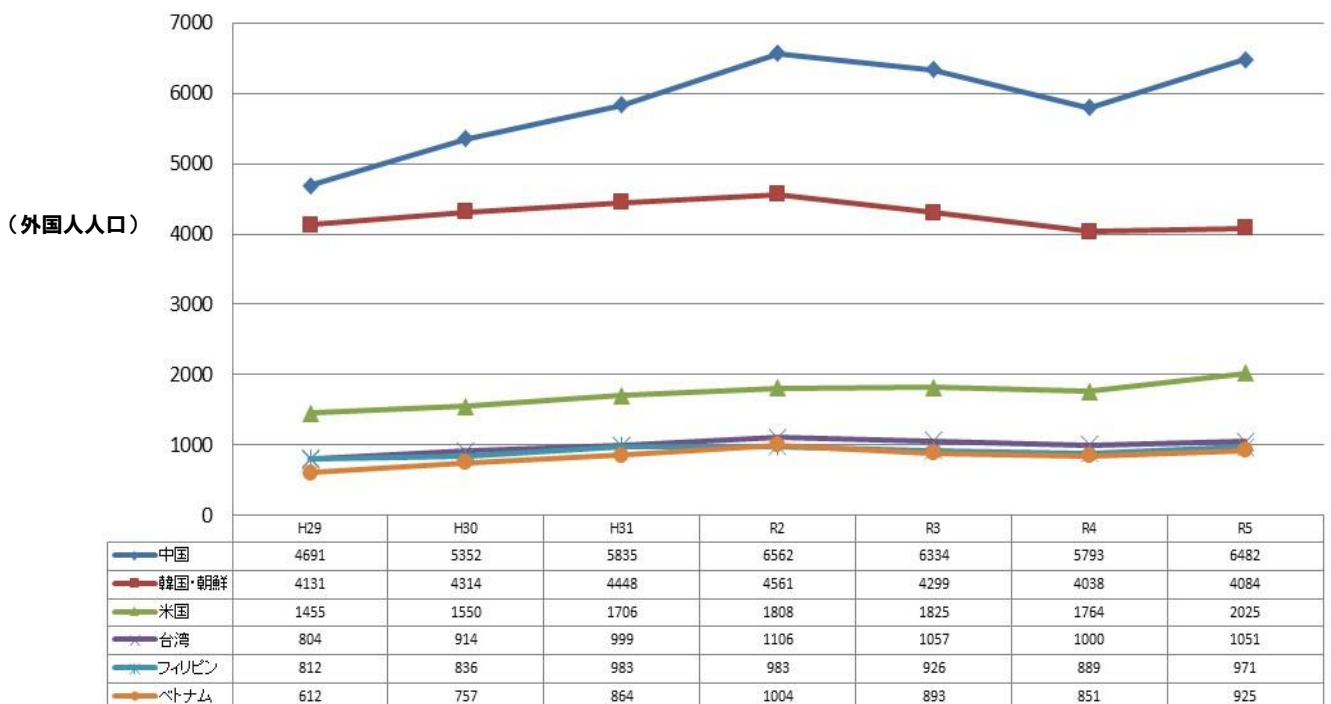


外国人



[令和5年1月1日時点]

国籍別外国人数 過去7年間の推移(上位6カ国)



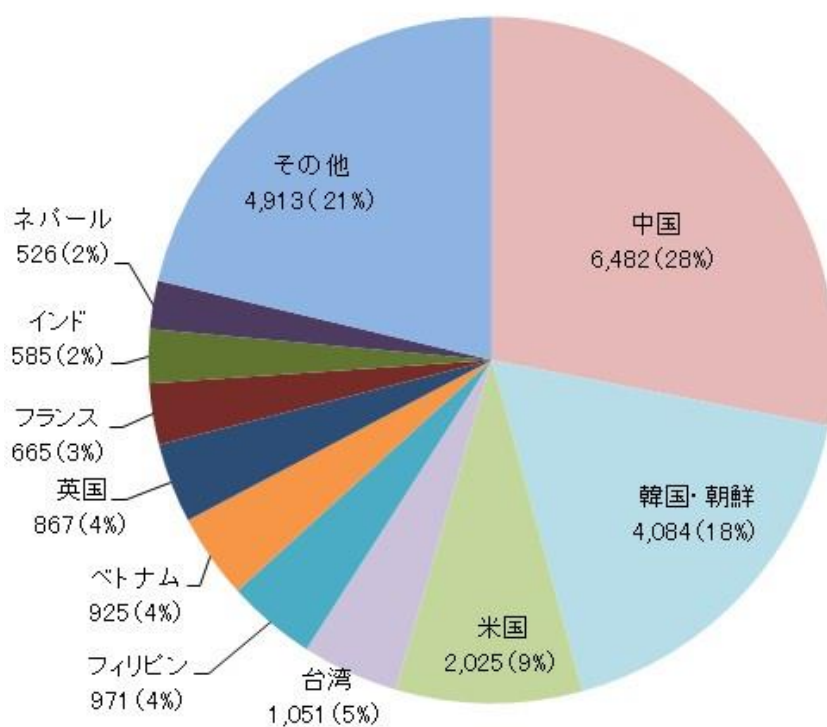
[各年1月1日時点]

国籍・地域別外国人数 過去7年間の推移（上位6か国）

国籍・地域別外国人数

順位	国名	令和5年1月	令和4年1月	増減
1	中国	6,482	5,793	689
2	韓国・朝鮮	4,084	4,038	46
3	米国	2,025	1,764	261
4	台湾	1,051	1,000	51
5	フィリピン	971	889	82
6	ベトナム	925	851	74
7	英国	867	767	100
8	フランス	665	603	62
9	インド	585	540	45
10	ネパール	526	476	50
	その他	4,913	5,324	▲ 411

[令和5年1月1日時点]





施策に基づく具体的な取組み

基本方針1：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの影響により中止していた事業を一部再開し、各事業に応じて工夫した感染対策を行いながら事業を実施することで、区民の多文化共生の意識啓発に取り組むことができた。

区の実態調査においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人は7割弱との結果が出ている(p.82)。コロナ禍での経験から得たオンライン等の手法を生かしながら、外国人だけでなく誰もが参加しやすい環境づくりを進めるため、関係機関と連携のうえ継続的に事業を実施していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1	トライアングルフェスタの実施	烏山総合支所 地域振興課、児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深める。	トライアングルの一つの上智大学交流会館でのお祭りは中止となったが、上智大学の外国人学生がステージイベントに参加し、伝統舞踊を披露するなどして交流を図った。
2	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課	国内外約 50 のグループ等による大道芸を実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げる。	感染対策として、予定よりも実施回数および出演者を減らしたほか、告知内容やタイムテーブルの構成に工夫を加え、来場者が一極集中しないように実施した。 来場者数：約 100,500 人
3	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作る。	日本大学文理学部百周年記念館にて、(公財)せたがや文化財団国際事業部との共催で「区制 90 周年第 6 回せたがや国際メッセ(ブース出展、ステージイベント、体験コーナー、EnglishTable)」を実施した。 来場者：約 2,000 人(参考：令和元年度来場者訳 1,100 人)
4	国際交流ラウンジの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生が、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、そのテーマについて留学生を交えた参加者間でシェアすることで、異文化理解を促進する。	新型コロナ感染拡大防止のため事業を中止した。
5	English Table の実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションするとともに、参加者間での交流を深める。	日本大学文理学部百周年記念館にて、「区制 90 周年第 6 回せたがや国際メッセ」の中で開催した。 1 回 30 分、全 4 回実施。 参加者数 32 人(各回満員)
6	★「Touch the World」多文化体験コーナーの運営	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	令和 3(2021)年度に閉館したため、実績なし。

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
せたがや国際メッセ 来場者数	54 人、動画再生数 1150 回 （新型コロナの状況により 変動するため、設定不可）	2,000 人 （新型コロナの状況により 変動するため、設定不可）	(2,000 人)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
規模を縮小し3年ぶりの開催であったが、大勢の方が来場し、運営に携わった地域の方たちから見ても大変満足のいく結果であった。	引き続き上智大学祖師谷国際交流会館と協力して、イベントを合同開催する。	
3年ぶりに屋外での開催が実現した。開催当日は天候にも恵まれ、商店街の賑わいにつなげることができた。コロナ前は約20万人の来場者だったが、様々な制約の中での運営ながらも約10万人と半分まで戻すことができた。	感染対策を講じながらも、できるだけコロナ禍に行っていた制約を緩和し、大道芸フェスティバルの特性を活かす形態での運営を検討していく。 令和5年10月21日（土）・22日（日）開催予定。	
3年ぶりに見本市形式で開催し、過去最多の来場者数を記録した。来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。	令和5(2023)年度も、（公財）せたがや文化財団国際事業部との共催を予定している。令和4(2022)年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
未実施のため評価なし。	学生、社会人など、より幅広い層が「やさしい日本語」で交流できる場を提供していく。	※令和2(2020)年度より、（公財）せたがや文化財団国際事業部が事業を運営。
3年ぶりに実施することができ、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、実施に向けた準備を行っていく。	
—	—	

基本方針1：地域社会における活躍の推進

(2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナ感染拡大等の影響も相まって、区の事業における外国人ボランティアの活動機会を広げることがあまりできなかった。区の実態調査では、5割以上の外国人が母語や日本語を教える活動や学校の授業へ「協力したい」と回答している(p.81)。引き続き各課に対する働きかけと連携を強化するとともに、現在実施しているボランティアに関する事業等においても、機会があることについて更なる周知を行い、外国人ボランティアの活用機会を拡充していく必要がある。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
7	★町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進	市民活動推進課、文化・国際課	外国人にもわかりやすいやさしい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めていく。	多言語版町会・自治会加入促進ちらしの配布を継続した。チラシに二次元コードを掲載し、それを読み取ると多言語版（英語、中国語、ハングル）の情報がみられるように工夫し、外国人住民への理解促進に努め、加入促進を図っている。
8	★「おたがいさま bank」への登録促進	市民活動推進課、文化・国際課	「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクである。外国人が参加するイベント等において、積極的に登録の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数 3,218 人（令和 5 年（2023）年 3 月末現在） ・「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を活用したマッチング事業の実施 ・「人生 100 年時代：地域デビュー応援セミナー」の実施
9	☆外国人ボランティアの活用拡大	文化・国際課	外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げる。	「Crossing Setagaya Newsletter」の中国語訳 (12 回発行、合計 4 人)

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
外国人ボランティア 活用実績	4 人（5 人）	4 人（5 人）	（5 人）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
町会・自治会会員が外国人住民へ話しかける一つのきっかけとして、また、外国人住民からの問い合わせの際の資料として、多言語対応したチラシを役立てている。	外国人の町会・自治会への理解促進や加入促進に向け、支援を継続する。	
「おたがいさま bank」を活用して、地域人材と地域活動をマッチングすることで、ボランティア活動を促進し、地域参加・地域貢献の活性化を図った。	「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を活用したマッチング事業を実施することで、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲などと、サポートを求める方や団体などを結び付け、ボランティア活動の機会を拡充するとともに、地域活動や団体活動の活性化を図る。	
新型コロナウイルス感染症拡大等の影響も相まって、外国人ボランティア活躍の機会を作ることができなかった。	コロナ禍以後の社会情勢を踏まえ、（公財）せたがや文化財団国際事業部等関係機関と連携しながら、外国人を含めたボランティアのあり方・活用検討を行っていく。	

基本方針1：地域社会における活躍の推進

(3)外国人の区政参画推進

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

意識・実態調査を実施し、在住外国人の生活状況並びに区に対する満足度などを把握した。調査結果は今後の施策の検討に活かしていく。

令和3年度に新型コロナの影響により実施できなかった「外国人との意見交換会」を再開し、30名の外国人から区政への意見を直接聞くことができる貴重な機会となった。引き続き、様々な機会を見つけ外国人の参加を促していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
10	★各会議体等における外国人の参画促進	関係各課、文化・国際課	区民の意見を反映するための会議において、外国人が登用されているか関係各課に調査を行い、外国人を登用するよう促す。	「世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会」、「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会および多文化共生推進部会」の委員として、それぞれ外国人1人を登用した。
11	区民意識調査の実施	広報広聴課	区民意識調査において、外国人を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人の声を区政に反映する。	調査票等について、日本語(ふりがな付)のほか、英語に翻訳のうえ区民意識調査を実施した。 調査対象者： (外国籍 99 人／対象数 4,000 人)
12	外国人との意見交換会の実施	文化・国際課	外国人の意見を区政に反映させるため、区内在住の外国人同士あるいは、区内在住の外国人と日本人による行政課題をテーマとした意見交換会を実施する。	「世田谷区の多文化共生及び外国人向け情報発信について」をメインテーマに、外国人と日本人による意見交換を行った。 参加者 48 人 (うち、外国人 30 人)
13	★外国人アンケート調査の実施	文化・国際課	外国人の意見を聞くために、外国人との意見交換会とあわせ、アンケート調査を実施する。	区内在住外国人 2,000 人を対象に、「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」を実施した。 回収数：199 件 (10.1% (未着数 35 件を除く))

【実績管理】

	2021年度（見込み）	2022年度（見込み）	2023年度（見込み）
外国人との 意見交換会 外国人参加者数	中止（30人）	30人（30人）	（35人）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
区の施策に対し、外国人の視点に立った様々な意見を聞くことができたが、各会議体における外国人の登用数は計2人と少ない状況である。	引き続き、関係各課の会議等において外国人の登用を促していく。	
地域別の人口・性別・年齢比率に合わせて調査対象者を無作為抽出して実施した。	引き続き、外国人を調査対象者に含めて実施する。	
外国人区民と日本人区民同士の意見交換を行い、参加者にとって、多文化共生についての認識を深める機会になったとともに、交流の場としても非常に有効であった。また、外国人の生の意見を聞くことができる貴重な機会となった。	令和5(2023)年度も事業を継続する。	
令和5年度末に策定を予定している、「世田谷区第二次多文化共生プラン」へと繋がる調査結果を得ることができた。 回収率が前回（令和元(2019)年度実施）の調査に比べ落ち込んだため、原因を分析し回収率向上に向けた工夫が必要である。	本調査結果をもとに、「世田谷区第二次多文化共生プラン」の検討を進めていく。	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 外国人への日本語支援

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を充実させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け日本語教室」について、令和 4 年度は 150 名を超える申し込みがあり、参加者数は令和 3 年度の 47 人から 63 人へと大幅に増加し参加者からも概ね好評であった。日本語教室を必要とする外国人は多く、広くニーズに応えるためにも令和 5 年度は開催回数を全 5 期に拡充する。

区の実態調査では、約 6 割の方が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから (p. 79)、引き続き周知を強化していく。また、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針を踏まえ、東京都の動向についても確認しながら、区の状況に応じた日本語支援のあり方を引き続き検討する。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
14	☆外国人向け日本語教室の拡充	文化・国際課	日本語を初めて学ぶ外国人に対し、日常生活で使用する日本語を習得する機会の拡充を図る。	3 期 (各 20 回) いずれも対面で開催した。 参加者数：63 人
15	せたがや日本語サポーター講座の実施	文化・国際課	日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施する。	在住外国人の日本語支援の一環として、日本語ボランティアの技術力向上及び人材育成を目的に、日本語支援ボランティアをこれから始める方及び初心者を対象とした初級講座を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上・自己研鑽の機会確保を目的に、中級講座も実施した。 【参加者数】初級：前期 40 名 後期 38 名 中級：19 名
16	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行う。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36 時間 中学校：40 時間 【派遣実績】小学校：29 校 70 人 中学校：12 校 17 人
17	外国人児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進める。	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行った。 【派遣実績】小学校：15 校延べ 37 回、 中学校：10 校延べ 23 回

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
外国人向け日本語教室 受講者数	47 人（40 人）	63 人（40 人）	（100 人）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
昨年度から引き続き日本語学習の機会を提供することができた。途中参加者が授業についていけるように第3・7回の授業終了後1時間、フォローアップの時間を設けできるだけ限り授業に追いつけるようにサポートすることができた。	外国人数が増加し日本語教室のキャンセル待ちが各期 20 名以上いたため、日本語教室の開催を年3期から5期に拡充する。	
昨年度から引き続きオンラインで行った。初級（前期・後期）で約90%、中級で約80%の受講者からとても満足・満足で行った意見があり、ボランティア活動に役立つ知識を学ぶ機会となった。	令和5（2023）年度も引き続き講座を実施する。	
外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。	実施年によって実績の増減はあるが、令和4（2022）年度は大幅に増加している。指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。	
外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行い、学校と保護者間の意思疎通を円滑に行うことができた。	通訳の派遣は随時必要とされており、今後も当該事業を継続して実施する。	

基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(2) 行政情報の多言語化等の推進

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に基づき、庁内各課においてチラシや施設案内、広報板等各種媒体の多言語化が進んできている。また、職員向け「やさしい日本語」研修は大変好評であったため、令和5年度も継続して実施するとともに、「やさしい日本語」の認知・理解をより高めるべく幅広く啓発に努めながら、区全体での活用を強化していく必要がある。

①情報発信における意識の醸成

	項目	所管課	内容	実績・数値等
18	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進	文化・国際課	日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域での情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促す。	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、区ホームページにおいて「やさしい日本語」の活用や多言語表記により積極的に情報発信を行った。また、引き続き庁内公開サイト・区HPに手引きのデータをアップロードし、庁内向けの周知にも努めた。
19	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方である。「情報のユニバーサルデザイン」を活用し、多言語化や図記号・絵記号（ピクトグラム）の活用について普及を図り、広く区民へ向けても活用を促す。	R5.2.18に開催した都市デザイン研修において、研修生に見え方の違いや聞こえ方の違い、配慮すべきことなど「情報のユニバーサルデザインガイドライン」について紹介し、周知を図った。
20	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施	研修担当課、文化・国際課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のこと。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施する。	世田谷文化生活情報センターセミナールームA・Bにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 受講者：63名

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
庁内における多言語冊子・チラシ数	29 種（30 種）	29 種（30 種）	（30 種）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>庁外・庁内の両方に手引きを PR することで、地域全体における情報発信の際の意識啓発に繋げることができた。</p>	<p>引き続き、区ホームページ等において「やさしい日本語」の活用や多言語化の推進を図る。また、様々な機会を捉え、手引きについて区民及び庁内向けの周知を強化し、活用の機会を広げていく。</p>	
<p>情報伝達に際し、配慮すべき事項等について一定の理解が得られたが、研修形式では参加者が限られる点が課題である。</p>	<p>引き続き、研修の場やそれ以外の機会を活用し、「情報の UD ガイドライン」の普及啓発を行っていく。</p>	
<p>「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知することができ、庁内での外国人対応能力の向上に寄与することができた。</p>	<p>令和 5（2023）年度も引き続き講座を実施する。希望者が定員を上回ったことから、今後は各部割り当て等募集形態等について見直しを図る。</p>	

②サイン等の多言語化

	項目	所管課	内容	実績・数値等
21	☆各種行政冊子、チラシ等の多言語化	関係各課	各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化を進める。	P. 6 1～6 2 参照
22	☆公共施設館名表示の多言語化	各総合支所	公共施設名表示の多言語化を進める。	各区民会館では施設名及び室場名について、日本語の他に英語での併記を行っている。
23	☆区広報板の多言語化	地域行政課	区広報板の多言語化を進める。	広報板の建替えにあわせて、多言語化対応のWEB ページにリンクする二次元コードを記した広報板を設置した。 設置数：5 基
24	☆街区表示板、街区案内図の多言語化	住民記録・戸籍課	街区表示板、街区案内図の多言語化を進める。	【住居表示板】平成 5 年度以降、区内全域において、表示板の区名、町名にひらがなでルビをふり、下欄にローマ字で表記している。 【街区案内図】平成 3 年度以降、町名、施設、道路、駅、広域避難場所等を英語併記。ピクトグラムによる案内表示を行っている。
25	施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場の多言語化	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場の施設名表示において多言語化を進める。	令和 4(2022)年 7 月に大蔵第二運動場屋外プール場内のサインについて、多言語（日本語、英語）の表示物に刷新した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
庁内各課における行政冊子、チラシ等の多言語化が進んできている。	引き続き、関係各課に働きかけ、各種行政冊子、チラシ等の多言語化を進める。	
施設名や室場名について、複数の言語で記載することで、多様な人が利用しやすい施設整備を行っている。	公共施設館名表示について、より多言語での表示を検討していく。	
予定通りの建替えが完了した。	引き続き、多言語化対応した広報板の設置を進めていく。	
外国人に対して適切に情報提供することができた。	既存の街区表示板、街区案内図を改修等する際、これまでどおり多言語対応を実施する。	
サインだけではなく、ごみ箱にも多言語化のものを導入。分別ごみの徹底を図った。	継続実施と、他の言語の必要性を利用者の状況に応じて検討していく。	スポーツ推進課 →スポーツ施設課に名称変更

	項目	所管課	内容	実績・数値等
26	館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール）の実施	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施する。	新型コロナ拡大予防に伴う、手指消毒やソーシャルディスタンスの周知を3か国語（日本語、英語、中国語）にて館内アナウンスの継続実施。 令和5(2023)年3月上旬のマスク着用任意に伴い館内アナウンスも終了。
27	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化	環境保全課	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化を進める。	電柱巻看板・路面標示シート（英語併記）を設置した。 電柱巻看板：496 か所 路面標示シート：290 か所
28	☆公園施設利用案内の多言語化	公園緑地課	公園施設利用案内の多言語化を進める。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行った。公園数：7箇所
29	☆区道案内標識、区道通称名板の多言語化	土木計画調整課、工事第一課、工事第二課	区道案内標識、区道通称名板の多言語化を進める。	区道通称名標識9基

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>多言語化により、外国人への一定の効果はあった。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のアナウンスは終了したが、今後は、他アナウンスについて統一するものがあれば、統一化を検討していく。</p>	<p>スポーツ推進課 →スポーツ施設課に名称変更</p>
<p>喫煙場所や路上喫煙禁止場所において、外国人へ適切に情報提供することができた。</p>	<p>引き続き、積極的に標示を増設していく。</p>	
<p>可能な限りの多言語化を図っているが、表示内容やスペースの制約があり、一部分のみ、また、英語表記までにとどまっている。</p>	<p>公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行う。</p>	
<p>区道多言語案内標識は事業完了。区道多言語通称名標識も計画通り進捗している。</p>	<p>案内標識及び通称名標識とも、令和 5(2023)年度までに多言語化が完了する予定。</p>	

基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(3)生活基盤の充実【重点】

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実に努めます。

【施策に対する評価と課題】

(公財)せたがや文化財団国際事業部が設置する「せたがや国際交流センター」と連携し、外国人への情報発信を充実させることができた。

また、外国人相談窓口における相談件数は年々増加している。外国人が地域で生活する中で生じる様々な問題や相談に対し適切な対応ができるよう、引き続き安定した運営に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
30	外国人相談窓口の運営	世田谷総合支所地域振興課	外国人の日常生活や区政に関する相談を、英語、中国語で受け付ける窓口を運営する。	英語：面接2,098件 電話527件 中国語：面接710件 電話243件 日本語：面接344件 電話138件 その他言語：面接168件 電話22件 合計 4,250件
31	「ライフ・イン・セタガヤ(外国語版生活便利帳)」の配布	文化・国際課	外国人が区内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て当、生活に必要な情報を英語・中国語・ハングルでわかりやすく記載した外国語版便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」を配布する。	印刷部数：3,500部(英語：1,600部、中国語：1,200部、ハングル700部)
32	国際化推進事業協力員制度の活用	文化・国際課	外国語の能力や、国際的知識等を持つ職員を「国際化推進事業協力員」として登録し、各職場や外国語での対応が必要となったとき、所属を超えて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応する。	庁内の外国語版印刷物の翻訳確認やサポート的役割としての通訳依頼に「国際化推進事業協力員」を活用した。 職員登録数：44名 8か国語に対応
33	★留学生の就労支援事業の実施	文化・国際課	市民活動団体と協働し、日本で学び日本で就職したい留学生に対し、日本での働き方や生活習慣、マナーなどを学ぶ機会を提供するとともに、就職後のサポートにも取り組む。	令和4(2022)年度は実績なし。

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
せたがや国際交流センター （クロッシングせたがや） 来館者数	3,939 人（2,400 人）	4,012 人（3,000 人）	（4,200 人）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
令和 3(2021)年度より、タブレット端末等を使用し、多言語に対応した案内を開始した。相談の総件数は年々増加しており、令和 4(2022)年度は特に面接の件数が増加した。	相談件数・内容の推移を注視しニーズを捉えつつ、外国人の日常生活や区政に関する相談事業を継続する。	
各窓口に配置することで、転入した外国人に対する適切な情報提供ができた。各所管での問い合わせ対応の際にも使用されている。	令和 5(2023)年度も引き続き作成し、配布する。	
庁内からの、翻訳確認や通訳依頼などの外国語需要に対し、適切な人員を配置することによってスムーズに対応することができた。	令和 5(2023)年度も引き続き実施する。業務の運営体制については、引き続き見直しを図る。	
実績なしのため、評価なし。	引き続き各大学の国際関係部門と調整し、事業の実施に向けた検討を行っていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
34	★(仮称)多文化情報コーナーの整備・運営	文化・国際課	防災や医療など様々な情報を発信するとともに、利用者同士が情報交換したり、外国につながる子どもたちが母語や母国の文化に触れることができる、(仮称)多文化情報コーナーを整備・運営する。	「せたがや国際交流センター」(Crossing Setagaya)の運営を行った。主に、区内在住外国人の生活相談等の問い合わせに対する窓口案内、および多言語での行政情報、生活・文化情報の提供を行った。また、センター内での展示、外国人スタッフによる絵本の読み聞かせ等を行った。 せたがや国際交流センター来館者数及び生活相談等の件数：4,012人
35	労働に関する情報提供	工業・ものづくり・雇用促進課	三茶おしごとカフェでは、外国人が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる「東京都労働相談センター」や「東京外国人雇用相談サービスセンター」等の情報提供を行う。	電話による問合せを数件受け、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行った。
36	☆医療に関する情報提供	保健医療福祉推進課	外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行う。	昨年に引き続き、せたがや便利帳及び区ホームページの夜間・休日の急病時の案内の中で、「ひまわり」では外国語(英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語)による案内を行っている旨掲載した。 また、課で発行している「小児科診療所のご案内」について、英語版の原稿を作成し、要望があれば出力の上、対応できる状態とした。
37	★外国人介護人材の受入支援	高齢福祉課	区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人が働きやすい環境づくりについて検討する。	区内介護事業所に対し、都が実施する介護人材支援制度の周知を図るとともに、介護人材採用活動経費助成事業により、外国人人材を含めた介護人材確保のための支援を行った。 また、令和5年3月23日に世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、区内特別養護老人ホームで就労中の外国人同士が働く環境をよりよくするための意見交換会を実施した。
38	★不動産団体等への情報提供	文化・国際課、居住支援課	区内の不動産団体等に対し、外国人を支援するサービスやガイドブック等の情報提供を行うなど、外国人が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組む。	「お部屋探しサポート」を利用した外国人1名に対し、民間賃貸住宅の空き室情報を提供した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>昨年度に比べ、微増ではあるが来館者数及び相談件数が増加した。(昨年度：3,939人)</p>	<p>今後も(公財)せたがや文化財団国際事業部と密接に連携・協力し、来館者数のさらなる増加を目指し効果的な運営を行っていく。</p>	<p>(仮称)多文化情報コーナーは、せたがや国際交流センターの名称で開設した。運営は、(公財)せたがや文化財団国際事業部が担う。</p>
<p>問合せに対しては、的確に支援機関を案内した。</p>	<p>外国人の方からの問合せ、相談があった場合に、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行う。</p>	
<p>診療機関情報を多言語対応にしたことで、より幅広く情報を周知できた。</p>	<p>引き続き「ひまわり」が外国語に対応している旨の情報を掲載するとともに、他の案内等にも掲載できないか検討する。 併せて英語版「小児科診療所のご案内」については、今後パンフレット化を進め、保育課や健康づくり課等、配布所管と連携し普及を進める。</p>	
<p>介護人材の採用にかかる経費の助成を行うことで、法人の積極的な採用活動につながり、外国人人材の採用にも一部寄与することができた。意見交換会は、働きやすい環境づくりにつながる情報交換のできる、良い機会の提供となった。</p>	<p>引き続き、国や都による様々な支援策の周知に努めるとともに、区内介護事業所の意見を参考にしながら、世田谷区福祉人材育成・研修センターとも連携をし、外国人人材の雇用に関する課題の整理や支援等を検討していく。</p>	
<p>外国人からの住まいに関する相談に対し、「お部屋探しサポート」を紹介するなど、情報提供を行うことができた。</p>	<p>令和5(2023)年度も継続的に事業を実施していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
39	★居住支援協会における入居支援策の検討	文化・国際課、 居住支援課	居住支援協会において、NPO との連携方策等、入居先を探す外国人及び外国人オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討する。	「お部屋探しサポート」事業の利用促進に向け、引き続き周知を行った。
40	帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営	学務課	帰国・外国人相談室・支援校（小学校3校、中学校1校）連携のもと、帰国・外国人児童・生徒の教育や相談指導を行う。	相談件数：558 件 【進路指導】 中学校：2校 計80回 【訪問面接】 小学校：36校 計99回 中学校：14校 計29回 【補習教室】 水曜 24回/年 延べ230人 土曜 24回/年 延べ673人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>昨年度に引き続き、「お部屋探しサポート」を通じて、外国人の民間賃貸住宅への入居支援の窓口を設置し、区報やホームページなどで周知を行った。</p>	<p>「お部屋探しサポート」事業の利用実績を分析し、居住支援協議会において共有を行う。加えて、不動産仲介会社及び家主向けのセミナー等を通し、外国人の入居促進に関するテーマ等を扱うことを検討する。</p>	
<p>日本語習得の不十分な児童・生徒について、初期指導・訪問指導・補習教室における指導等、その児童・生徒の理解の程度に応じた指導を行い、学校生活に適應するための支援を行うことができた。</p>	<p>引き続き、必要な児童・生徒の理解の程度に応じた支援を行っていく。また、現状の手法を基本に、タブレットを用いての多言語対応に向けた検討を進め、より効率的に事業を実施できるよう努める。</p>	

基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(4) 災害時に対する備えの充実

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け防災教室」については、前年度より実施回数を増やすことができた。区の実態調査において、約6割の外国人が防災訓練に「参加したい」と回答しており(p.81)、外国人の参加意欲は高い。参加者の意見・感想等を踏まえ、実施内容の見直しを行いながら、日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携し今後も実施していく。

引き続き、関係所管と連携を図りながら、外国人の防災意識の啓発を行うとともに、災害ボランティアの活用や庁内体制の整備について検討を進める。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
41	外国人向け防災教室の実施	各総合支所地域振興課、文化・国際課	外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施する。	地域の日本語教室や大学等と協働し、災害啓発用DVDの上映や防災資機材操作等の防災訓練、防災教室を開催した。(全6教室)
42	地域の防災訓練への外国人の参加促進	各総合支所地域振興課、文化・国際課	様々な機会を捉え、外国人に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかける。	令和4(2022)年度は実施せず。
43	外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し	災害対策課	避難所運営組織向けに作成する避難所運営マニュアルについて、外国人避難者も想定し、やさしい日本語等を活用した見直しを進める。	社会情勢の変化や首都直下地震の新たな被害想定等を踏まえ、避難所運営マニュアルの見直し案を作成するにあたり、避難所開設時に外国語でやり取りできる避難者の募集や、「やさしい日本語」の活用等、外国人への配慮についてより具体的な手法を盛り込んだ。
44	「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配布	災害対策課	多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布する。	前年度に引き続き各窓口での配布対応を行った。

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
外国人向け防災教室 実施回数	新型コロナの影響により 未実施	6 回（7 回）	（7 回）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>日本で暮らす外国人に対し、災害の基礎知識や備えについての学習機会を提供することができた。</p> <p>さらに、外国語マニュアル等を用いながら、日本語の聞き取りが得意ではない外国人参加者も訓練内容が分かるように工夫することができた。</p>	<p>今後も地域日本語教室等と連携のもと、防災教室の周知を積極的に行っていく。</p>	
<p>新型コロナ拡大防止のため、大人数での訓練を行うことが難しく、積極的に呼びかけを行わなかった。呼びかけをした団体も、社会状況を懸案して参加を控える形となった。</p>	<p>留学生施設や日本語教室に対して防災教室の周知を積極的に行っていくとともに、外国人が参加する防災イベント等でも周知を図る。</p>	
<p>外国人への配慮についてより具体的な手法を盛り込んだことで、災害等に対する備えの充実に寄与した。</p>	<p>各避難所運営委員会での避難所運営マニュアル見直し案の試行・検証結果を踏まえ、必要に応じて外国人への配慮について追記・修正を行い、令和 5(2023)年 9 月以降に避難所運営マニュアル確定版の運用を開始する。</p>	
<p>各窓口で配布することで、外国人に対して、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアル情報の提供ができた。</p>	<p>各窓口での配布を継続し、外国人へ分かりやすく情報が伝わるよう努める。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
45	☆広域避難場所標識の多言語化	災害対策課	広域避難場所標識の多言語化を進める。	広域避難場所の指定見直しに伴い、新規・拡大地には多言語化された標識が設置された。既存の標識についても多言語化されていない基数を把握した。
46	「外国人支援担当」非常配備態勢の指定	災害対策課、文化・国際課	外国人に適切な支援が行われるように、各総合支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行う。	外国人支援担当として非常配備態勢時の職員を23人指定。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>多言語化対応を行うにあたり、既存の標識で多言語化できていない基数を把握することはできたが、それらに対し具体的な対応を行うまでは至らなかったため、引き続き対応を検討する必要がある。</p>	<p>令和 9(2027)年度に広域避難場所の指定見直しが行われる見通しであるため、見直しまでに多言語化に向けて対応を検討していく。</p>	
<p>非常配備態勢時に各支所に設置される外国人災害時情報センター及びエフエム世田谷に適切に職員を配置した。また、発災時の初期対応を想定した実働訓練の実施や、震災時職員行動マニュアルを実態に合わせ更新した。</p>	<p>引き続き関係所管とも調整し、実効性のある体制づくりを進めるとともに、非常配備される職員に対して、外国人支援班の活動内容の周知を行っていく。</p>	

基本方針 2：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(5) ICT を活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

電話通訳や、タブレット端末を活用したテレビ電話通訳について、前年度に比べ利用件数は約 160 件増加した。来庁した外国人に対して、以前よりも多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応ができるようになり、利用者からも好評を得ている。

区ホームページの外国人向けページについては、情報入手方法としてのニーズが高いことから、「やさしい日本語」に加え写真やイラスト等を積極的に活用し、より分かりやすい情報提供に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
47	デジタルブック（カタログポケット）による情報発信	広報広聴課	区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信する。	外国語の自動翻訳による閲覧数 135 件 ※対応は 10 言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）
48	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営	広報広聴課	区のホームページを多言語に自動で翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取り組む。	自動翻訳による閲覧数は 145,011 件。 ※対応は英語、中国語（簡体字）、ハンガルの 3 言語 閲覧数上位のページや外国人の暮らしに必要なページの訳質チェックを行い、自動翻訳の精度向上を図った。
49	☆外国人向けページの充実	関係各課、文化・国際課	区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人向けページの充実を図る。	ホームページにおいて、やさしい日本語や多言語表記での情報発信を積極的に行った。 外国人向けページ閲覧者数（月平均）：2099.8 件
50	外国人向け SNS 「Pick up Setagaya」による情報発信	文化・国際課	留学生や大学生による、区内のおすすめスポットの取材等を通して、世田谷での滞在や生活の魅力を記事にし、SNS にて発信する。	FaceBook の「Pick up Setagaya」からせたがや国際交流センターのイベントや区内の情報を発信した。（25 件）

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
外国人向けページ 閲覧者数（月平均）	2,041.2 件（1,900 件）	2099.8 件（2,100 件）	（2,200 件）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
1 号あたりの外国語閲覧数平均は、令和 2 年度 9.6 件(403 件/42 回)、令和 3 年度 3.2 件(137 件/43 回)と減少していたが、令和 4 年度 3.3 件(135 件/41 回)と微増に転じた。	引き続き、継続して配信する。	
自動翻訳による閲覧数は 平成 30 年度 17,940 件 令和元年度 66,962 件 令和 2 年度 119,304 件 令和 3 年度 162,360 件 令和 4 年度 145,011 件 と推移している。新型コロナウイルス関連のページで令和元年度以降は閲覧数が増加傾向にあったが、令和 4 年度は前年度に比べ閲覧数が減少傾向にある。	引き続き、自動翻訳サービスの提供、訳質チェックを継続して実施する。	
新型コロナ関連ページの年間閲覧者数は昨年度よりも 50%以上減少したが、全体的な閲覧者数（月平均）は昨年度に比べ約 60 件増加した。	今後も、外国人向けページでのやさしい日本語や多言語表記の活用を進め、外国人にとって重要性の高い情報について、迅速かつ的確な情報提供を行っていく。	外国人向けホームページの管理については、文化・国際課が担当
「Pick up Setagaya」による発信件数は昨年度よりも減少しているが、国際交流センターと連携し、Facebook のほか Twitter、Instagram 等様々な媒体により情報発信を図った。	留学生や大学生が主体的に情報発信する手法を継続しつつ、引き続き国際交流センターと連携し SNS を積極的に活用し、より有効な情報発信に取り組んでいく。	※令和 2(2020)年度より、(公財)せたがや文化財団国際事業部が事業を運営。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
51	タブレット端末等の活用促進	文化・国際課、都市デザイン課	各窓口でのタブレットや自動翻訳機器の活用を促す。	各総合支所くみん窓口、外国人相談、文化・国際課のタブレット端末に、テレビ電話を活用した通訳アプリケーション（みえる通訳）及び電話通訳を導入した。みえる通訳は 211 件、電話通訳は 227 件の利用があった。
52	まち歩きアプリ「世田谷ぷらっと」による情報発信	産業連携交流推進課	Google 翻訳機能（英語・中国語・ハンガール・スペイン語・フランス語・ポルトガル語）が付属されたスマートフォン用アプリ「世田谷ぷらっと」により、観光情報を発信する。	令和 3 (2021) 年度をもって事業終了のため、実績なし。
53	観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信	産業連携交流推進課	区内のおすすめ「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語（英語、中国語、ハンガール）で発信する。	区内のおすすめスポット等、世田谷の魅力を多言語で発信した。 閲覧数（PV 数）：484,827 ページ
54	☆公衆無線 LAN 環境の整備拡充	政策企画課、DX 推進担当課、災害対策課、市民活動推進課、産業連携交流推進課	現在、区内の一部で利用が可能な、公衆無線 LAN サービス「SETAGAYA free Wi-Fi」のアクセスポイントを拡充する。	新規整備箇所：無し 今後の事業展開に向け、DX 推進委員会内に設置されたフリーWi-Fi 環境整備 P Tにおいて、各施設で整備するフリーWi-Fi についての今後のあり方を、DX の推進や区民サービスの更なる向上という観点から検討し、新たな整備方針の策定に向けた考え方の整理を行った。
55	★世田谷デジタルミュージアムによる情報発信	生涯学習課	区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進する。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際に地域の文化財の案内など、ICT 技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人向けに世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の歴史や文化に関する動画を制作した。 ・ 姉妹都市オーストラリア・バンバリー市の Bunbury Museum and Heritage Centre にて、世田谷デジタルミュージアム内掲載の動画 2 本を放映した。 ・ デジタルミュージアム閲覧数 216,993 件

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>通訳アプリケーションの導入により、来庁した外国人に対して、多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応ができるようになった。利用者からも好評を得ている。</p>	<p>庁内で通訳タブレットの導入を求める声が上がっていることから、令和 6(2024)年度に向けて通訳タブレットのあり方を検討していく。</p>	
<p>令和 3 (2021) 年度をもって事業終了のため、実績なし。</p>	<p>令和 3 (2021) 年度をもって事業終了</p>	
<p>世田谷の魅力を多言語で PR することができた。</p>	<p>引き続き、世田谷の魅力を多言語で発信していく。</p>	
<p>新たな整備方針策定に向け、公共としての Wi-Fi の設置目的及び整備すべき施設の方向性を具体化した上で、今後の方針等について検討を進めることができた。</p>	<p>公共が設置するフリーWi-Fi の今後の新たな整備方針を策定する。</p>	
<p>外国人を含む多くの方に対し、区の歴史文化を多言語で情報提供することができた。</p>	<p>引き続き、世田谷の歴史や文化について多言語による情報を発信していく。</p>	<p>生涯学習・地域学校連携課→生涯学習課に名称変更</p>

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの影響で中止していた事業も再開できたものが多く、様々な機会において、多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催できた。多文化理解講座では、多文化共生の基礎知識や外国の文化、「やさしい日本語」など幅広いテーマを扱い、多文化共生の意識啓発につなげることができた。今後も様々な機会を活用し、意識醸成に努めていく。

① イベント

	項目	所管課	内容	実績・数値等
56	キネコ国際映画祭の実施	文化・国際課	「キネコ国際映画祭」とは「キネマ（映画）」と「黒猫」をかけた“キネコ”をイメージキャラクターとし、民間と共催で行う国際的な映画祭であり、子どもたちが「映画」を通じて世界の芸術や文化に触れ、「個性」「感性」「国際性」「道徳」等を学ぶことにより、「夢」や「希望」を育んでいく心を醸成する。	令和4年11月2日～6日開催（二子玉川） 参加者数 約86,332人
57	トライアングルフェスタの実施	烏山総合支所 地域振興課、児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深める。	トライアングルの一つの上智大学交流会館でのお祭りは中止となったが、上智大学の外国人学生がステージイベントに参加し、伝統舞踊を披露する等して交流を図った。
58	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課	国内外約50のグループ等による大道芸を実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げる。	感染対策として、予定よりも実施回数および出演者を減らしたほか、告知内容やタイムテーブルの構成に工夫を加え、来場者が一極集中しないように実施した。 来場者数：約100,500人
59	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作る。	日本大学文理学部百周年記念館にて、（公財）せたがや文化財団国際事業部との共催で「区制90周年第6回せたがや国際メッセ（ブース出展、ステージイベント、体験コーナー、EnglishTable）」を実施した。 来場者：約2,000人（参考：令和元年度来場者約1,100人）
60	国際交流ラウンジの実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生が、各テーマに対する母国と日本との比較をプレゼンテーションし、そのテーマについて留学生を交えた参加者間でシェアすることで、異文化理解を促進する。	新型コロナ感染拡大防止のため事業を中止した。
61	English Table の実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションするとともに、参加者間での交流を深める。	日本大学文理学部百周年記念館にて、「区制90周年第6回せたがや国際メッセ」の中で開催した。 1回30分、全4回実施。 参加者数32人（各回満員）

【実績管理】

	2021年度（見込み）	2022年度（見込み）	2023年度（見込み）
区民向け多文化共生講座 来場者数	417人（新型コロナの状況により変動するため、設定不可）	307人（新型コロナの状況により変動するため、設定不可）	(360人)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
前年度に引き続き、新型コロナ感染防止対策を徹底したうえで、イベントを開催することができた。参加者数は減少傾向にあるが、子どもが身近な場所で文化・芸術にふれ親しむことができる機会の充実を図ることができた。	令和5(2023)年度も、(一社)キネコ・フィルムとの共催を予定している。	
規模を縮小し3年振りの開催であったが、大勢の方が来場し、運営に携わった地域の方たちから見ても大変満足のいく結果であった。	引き続き上智大学祖師谷国際交流会館と協力して、イベントを合同開催する。	再掲 (基本方針1(1))
3年ぶりに屋外での開催が実現した。開催当日は天候にも恵まれ、商店街の賑わいにつなげることができた。コロナ前は約20万人の来場者だったが、様々な制約の中での運営ながらも約10万人と半分まで戻すことができた。	感染対策を講じながらも、できるだけコロナ禍に行っていた制約を緩和し、大道芸フェスティバルの特性を活かす形態での運営を検討していく。 令和5年10月21日(土)・22日(日)開催予定。	再掲 (基本方針1(1))
3年ぶりに見本市形式で開催し、過去最多の来場者数を記録した。来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。	令和5(2023)年度も、(公財)せたがや文化財団国際事業部との共催を予定している。令和4(2022)年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	再掲 (基本方針1(1))
未実施のため評価なし。	学生、社会人など、より幅広い層が「やさしい日本語」で交流できる場を提供していく。	再掲 (基本方針1(1))
3年ぶりに実施することができ、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、実施に向けた準備を行っていく。	再掲 (基本方針1(1))

	項目	所管課	内容	実績・数値等
62	せたがやの魅力再発見ツアーの実施	文化・国際課、産業連携交流推進課	日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力として情報発信を推進する。	「外国人のためのまち歩きツアー」を開催した。 (参加人数 30名)
63	人権啓発イベントの実施	人権・男女共同参画課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者とともに人権啓発イベントを実施する。	北沢タウンホールにて講演と映画のつどいを実施した。(外部講師による「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」をテーマに講演及び映画「5パーセントの奇跡～嘘から始まる素敵な人生～」の上映会を行った。 来場者数：137人（一般：44人 研修生：74人、人権擁護委員：6人、担当：13人）
64	アメリカ選手団と区民との交流事業の実施	スポーツ推進課	東京 2020 大会期間中に大蔵運動場等でキャンプを実施するアメリカ選手団と区民の交流事業などを展開するとともに、アメリカ選手が大会で活躍できるように応援する。	・東京 2020 大会空手 5 位の米国空手代表選手が区民スポーツまつりに参加した。(参加者 74 名) ・東京 2020 大会のレガシー事業として、南スーダン選手 1 名が区立小学校 2 校で授業を行った。(対象：区立旭小学校 4 年生 (81 名)、区立上北沢小学校 6 年生 (96 名)) ・パラスポーツ大会の開催に伴い、海外招待選手による小学生との交流事業を実施した。(スイス選手 1 名、オーストラリア選手 1 名 対象：区立明生小学校 5 年生 (130 名))
65	ホストタウン交流イベントの実施	文化・国際課	アメリカの文化・芸術・教育等を軸としたイベントを開催し、区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを PR する。また、東京 2020 大会において、区民がアメリカ選手を応援する気運を醸成する。	「国際メッセ」 オープニングステージ：バトントワリング ファイナルステージ：ジャズコンサート 「区制 90 周年ホストタウンコンサート」 (定員 80 名)
66	★「Touch the World」多文化体験コーナーの運営(再掲)	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	令和 3(2021)年度に閉館したため、実績なし。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>等々力溪谷や野毛大塚古墳、宮本三郎記念美術館などの文化施設や観光地をめぐりながら地域の魅力を発見することで、日本人と外国人が交流するツアーを実施した。</p>	<p>「やさしい日本語」を使って学生、社会人など、より幅広い層が交流する「やさしい日本語でまち歩き」を実施していく。</p>	<p>※令和 2 年度より、（公財）せたがや文化財団国際事業部に事業を移管。</p>
<p>アンケートでは、共生社会に対する考え方について理解、関心が深まったとの回答が多くみられた。約 95%の方が「人権に対する関心や理解」について理解が深まったと回答している。「もっとこういった分野に関心を持ち学びたい」との意見もあり、人権啓発に適した事業であると考ええる。</p>	<p>令和 5(2023)年度も継続して講演と映画のつどいを実施予定。</p>	
<p>東京 2020 大会後も、ホストタウンとなっているアメリカだけでなく様々な国の選手と交流することができ、多文化共生社会の意識づくりにつなげることができた。</p>	<p>引き続き、アメリカ選手をはじめとした外国人選手との交流の機会を創出していくことで、国際交流を通じた共生社会の推進に取り組んでいく。</p>	<p>スポーツ推進課に事業を移管。</p>
<p>「区制 90 周年ホストタウンコンサート」では、米国人バンドによるアメリカンポップスのコンサートを実施。定員を大幅に上回る 341 組 594 名の応募があったことから区民の興味、関心が高い事業であることがうかがえた。 「国際メッセ」ではステージプログラムとして、アメリカ発祥のダンスと音楽を披露。不特定多数の区民が気軽にアメリカ文化に触れ、楽しめる機会を創出することができた。また、他事業とコラボすることで、事業の効率化を図ることができた。</p>	<p>東京 2020 大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現を目指すため、ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みを庁内で連携しつつ継続していく。また、様々な機会を捉え、ホストタウンロゴマークの活用、事業者との協力による情報発信を通じて、世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを周知するとともに、多文化や多様性への理解を促進する。</p>	<p>文化・国際課に事業を移管。</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>関連 (基本方針 1(1)) (基本方針 3(2))</p>

②ボランティア

	項目	所管課	内容	実績・数値等
67	★オリンピック・パラリンピック開催に向けた世田谷区ボランティア事業の実施	市民活動推進課、文化・国際課	国内外から区を訪れる方々へのおもてなしを充実させるとともに、大会後は経験を活かし、地域のボランティアとして活躍できるような区の独自ボランティア事業を実施する。	オリンピック・パラリンピックの大会終了に伴い、本事業も終了した。
68	☆世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進	文化・国際課	ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進する。	新規登録家庭数：12 家庭 利用実績：0 家庭 総登録家庭数：50 家庭
69	★観光ボランティアガイド事業の実施	産業連携交流推進課	多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアガイドを育成し、観光案内業務を実施する。	令和元年度に外国人観光客受入れのための観光ボランティアガイド育成研修をガイド1期生に対して実施したが、コロナ禍のため、令和2・3年度に引き続き、ガイド2期生への研修は行わなかった。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
—	—	
<p>新型コロナの影響により、姉妹都市等との直接交流が休止となったため実績なし。</p>	<p>令和5（2023）年度も継続して実施する。</p>	
<p>実績なしのため、評価なし。</p>	<p>ガイド2期生に対して、外国人観光客受入れのため観光ボランティアガイド育成研修を実施予定。</p>	

③研修・講座等

	項目	所管課	内容	実績・数値等
70	☆区民向け多文化共生講座の実施	関係各課、文化・国際課	様々な区民向け講座の機会を捉え、多文化共生意識の醸成に努める。	「多文化理解講座」を開催した。(7回、参加者延べ307名) 「にほんご交流会」を開催した。(4回、参加者延べ222名)
71	せたがや多文化ボランティア講座の実施	文化・国際課	外国人と関わる活動を考えている方を対象に、外国人との相互理解のために多文化共生について学ぶことができる講座を実施する。	「多文化理解講座」を開催した。(7回、参加者延べ307名) 「にほんご交流会」を開催した。(4回、参加者延べ222名)
72	★外国人おもてなしセミナーの実施	産業連携交流推進課	外国人観光客の受入環境整備を目的として、外国人の食文化・マナー・習慣・会計などへの理解促進を図るためのセミナーを、区内商店街向けに実施する。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。
73	★キャッシュレス推進に向けたセミナーの開催	産業連携交流推進課	外国人観光客の間でニーズの高いクレジットカード決済をはじめ、電子マネーやQRコード決済など、近年増加する現金以外の様々な決済手段に対応するため、区内事業所におけるキャッシュレスの導入促進に向けたセミナーを開催し、外国人観光客の受入環境整備や区内消費の喚起につなげる。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>多文化共生の基礎知識、在住外国人の生の声、海外で活動していた団体の話、やさしい日本語の話など、幅広いテーマで講座を行うことができた。</p>	<p>より多くの人に多文化共生、国際交流について考えてもらえるよう、引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、参加者数の増加を目指す。</p>	
<p>多文化共生の基礎知識、在住外国人の生の声、海外で活動していた団体の話、やさしい日本語の話など、幅広いテーマで講座を行うことができた。</p>	<p>より多くの人に多文化共生、国際交流について考えてもらえるよう、引き続き様々なテーマの講座やワークショップを数多く実施し、参加者数の増加を目指す。</p>	<p>※令和 2 年度より、（公財）せたがや文化財団国際事業部に事業を移管し、「多文化理解講座」に名称変更。</p>
<p>実績なしのため、評価なし。</p>	<p>今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。</p>	
<p>実績なしのため、評価なし。</p>	<p>今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
74	外国人向け接客ツールの利用啓発	産業連携交流推進課	外国人が安心して店舗等を利用できるように、区内商店街等に外国人接客マニュアルや指差しメニュー等の接客ツールの利用を啓発する。	東京 2020 大会のインバウンド需要を見込んだ取り組みであり、一旦廃止。
75	職員自主研修の支援	研修担当課	語学講座等の自己研鑽の機会を提供する。	職員の自主的な学習意欲を喚起する目的として、団体料金で受講できる講座を案内した。 語学講座数：21 講座 受講者：4 人
76	職員向け人権研修の実施	研修担当課、人権・男女共同参画課	職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施する。	採用 1 年目、技能 1 年目職員対象人権研修：240 人 常勤職員対象人権研修：745 人 会計年度任用職員対象人権研修：607 人

実績に対する評価	今後の取組み	備考
実績なしのため、評価なし。	今後の観光需要の状況を見極めつつ、必要に応じ実施する。	
職員の自己研鑽の機会を設けることができたが、令和4(2022)年度は助成を行わなかった。	引き続き自己研鑽の機会を提供する。	
人権について正しい知識を習得させ、地方公務員としてより高い人権意識を持たせる機会を設けることができた。	採用後も定期的に研修を実施して、職員が人権意識について確認する機会を継続的に設ける。	

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

【施策に対する評価と課題】

海外姉妹都市等への派遣事業は、新型コロナの影響により全て休止となったが、令和5年度は再開に向け調整を進めている。また、学校における外国語教育では、ALTや英語活動支援員と積極的に連携することにより児童・生徒の国際理解を深めることができた。今後は国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修など、人権の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
77	☆海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充	文化・国際課、教育指導課	現地の日常生活を体験し、異文化への理解を深めることを目的とした海外派遣事業について、これまでの姉妹都市に加え、新たな都市との交流をめざす。	新型コロナの影響により、海外姉妹都市等への派遣事業はすべて休止となった。
78	国際理解教育の充実	教育指導課	様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図る。	実績なし。
79	小学校「外国語」への対応	教育指導課	学習指導要領の改訂に伴う小学校高学年における外国語活動の教科化及び中学年への外国語活動の導入に対する適切な対応を図る。	小学校61校にて実施した。
80	多様な手法による英語教育の充実	教育指導課	急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図る。	小学校にALT及び英語活動支援員を、中学校に外国語授業ALTと外国語授業以外ALTを配置した。
81	★「Touch the World」多文化体験コーナーの運営（再掲）	教育指導課	子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶとともに、外国人を含めた様々な区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れ、交流することができる「Touch the World」多文化体験コーナーを運営することで、子どもたちの外国語や異文化への関心を高め、国際理解を推進する。	「Touch the World」多文化体験コーナーの休止に伴い、令和3(2021)年度より、小学校61校にて英語体験出張教室を実施した。
82	★多文化共生事例の紹介	文化・国際課、教育指導課	区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、ホームページで紹介し、多文化共生の意識の醸成を図る。	小・中学校で実施した。

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
国際交流事業に伴う 派遣・受入生徒数	休止（休止）	休止（休止）	派遣（44 人） 受入（休止）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
新型コロナの影響により、海外姉妹都市等への派遣事業はすべて休止となったが、オンライン等での交流手法について検討を進めた。	令和 5(2023)年度は各国の往来が規制緩和され派遣・受入事業は再開の兆しを見せている。ノウハウの継承が課題であるが、コロナ禍で培ったオンライン交流等の手法も活用しつつ引き続き検討を進める。	
—	—	
令和 2(2020)年度からの高学年における外国語活動の教科化については英語活動支援員を補助者として配置することで引き続き対応し、中学年における外国語活動の導入についてはALTを配置することで引き続き対応することができた。	小学校教員への英語研修の実施や、小学校ALT・英語活動支援員との連携促進などにより、教員の英語指導力の向上及び授業運営の改善を図ることで、多文化共生に関わる国際理解教育を一層推進する。	
英語を話す機会を増やすことにより、実践的なコミュニケーション能力を育成するための環境が整備された。	よりインタラクティブなコミュニケーションの機会を増やすために、ALT・英語活動支援員の更なる効果的な活用方法を模索する。	
外国の文化に触れ、交流することで、子どもたちが体験的に楽しく外国語を学ぶことができ、英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てることができた。	実施メニューに対する評価も好評であり、また、各小学校で実施することにより、移動に伴う学校側の負担も軽減されるため、今後も実施していく。	関連 (基本方針 1(1)) (基本方針 3(1))
多文化共生事例の紹介を通し、児童・生徒の意識啓発に繋げた。	引き続き、取り組んでいく。	

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの影響により、国際平和交流基金助成事業は昨年度に引き続き1団体に留まったものの、せたがや国際交流センターと連携し、国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めた。今後も、団体の認知度向上やネットワーク化に取り組んでいく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
83	国際平和交流基金助成による団体支援	文化・国際課	国際平和交流基金を活用し、区民による自主的な多文化共生・国際交流活動団体を支援する。	(1) 国際交流活動助成 助成団体：1 団体 助成金額合計：審査中 (1 団体あたりの上限 20 万円) (2) バンバリー市マラソン派遣助成 新型コロナの影響により、バンバリー市への選手派遣が困難となったため、中止した。
84	せたがや国際活動団体ガイドブックの配布	文化・国際課	区内で活動する国際交流活動団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげる。	ガイドブックを各出張所・まちづくりセンター・図書館等に配架するとともに、HPに掲載し、国際交流活動団体及び活動内容のPRを行った。

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(4) 不当な差別的取扱いへの対応

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

実績なしのため、評価なし。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
85	男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情や意見の申し立て、相談等への対応	文化・国際課、 人権・男女共同参画課	男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応する。	多文化共生施策に関する相談実績なし。

【実績管理】

	2021 年度（見込み）	2022 年度（見込み）	2023 年度（見込み）
国際平和交流基金助成事業 助成団体数	1 団体（3 団体）	1 団体（3 団体）	（3 団体）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>（1）新型コロナの影響により、活動を休止・縮小している区内国際交流団体が多く、申請件数が伸び悩んでいる。</p> <p>（2）実績なしのため、評価なし。</p>	<p>（1）助成団体についての適格な審査を行い、有用な助成金の執行に努めるとともに、申請件数の増加に繋がるよう事業の周知を行っていく。</p> <p>（2）各国の往来が規制緩和され、事業再開の兆しを見せている。ノウハウの継承が課題であるが、コロナ禍で培ったオンライン交流等の手法も活用しつつ引き続き検討を進める。</p>	
<p>団体を紹介してほしいとの問い合わせが区民からあった際、本ガイドブックを用いて団体を案内し、区民と団体のマッチングに貢献した。</p>	<p>令和 5(2023)年度も継続して配布する。掲載団体の追加・修正について引き続き検討を行う。</p>	

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>実績なしのため、評価なし。</p>	<p>苦情や意見の申し立て、相談等に対して適切に対応していく。</p>	

庁内における多言語冊子、チラシ等一覧（確認中）

	出版物名	使用言語	内容	担当部署名
1	特別区民税・都民税納税通知書について	英語	特別区民税・都民税納税通知書に同封する説明書、及び納税通知書の裏面に記載された項目の英語版。希望者に窓口または郵送で配布。	財務部 課税課
2	東京 23 区の住民税	英語、中国語 ハングル、日本語	東京 23 区の住民税のしくみをわかりやすく説明。 ※発行：特別区税務課長会	財務部 課税課
3	歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ	英語、ハングル、中国語（簡体字）、日本語	区内にある文化遺産や現代アートをとりあげた 14 のコースを紹介する冊子。	生活文化政策部 文化・国際課
4	世田谷区全図/災害時区 民行動マニュアル	英語、中国語、ハングル	防災情報を含んだ世田谷区全図及び地震対策についての情報提供。	危機管理部 災害対策課 生活文化政策部 文化・国際課
5	ライフ・イン・セタガヤ	英語、中国語、ハングル	防災・保健・医療・教育・税金・子育て等の諸手続きをわかりやすく説明。	生活文化政策部 文化・国際課
6	外国人のための日本語 教室	英語、中国語、ハングル	上記 5 に挟み、日本語教室の開催について周知。（中国語・ハングルは HP 掲載）	生活文化政策部 文化・国際課
7	世田谷区のあらし	英語	世田谷区のみどころと区政の概略等を写真やグラフを使用して紹介。	生活文化政策部 文化・国際課
8	これって DV…？ひとりで 悩んでいませんか	英語、中国語、ハングル	DV（ドメスティック・バイオレンス）及びDV防止について説明したハンドブック。相談窓口の掲載あり。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
9	資源とごみの分け方・ 出し方	英語、中国語、ハングル	資源とごみの分け方・出し方を説明したリーフレット。	清掃・リサイクル部 事業課
10	国民健康保険のてびき	英語、ハングル、中国語、日本語	外国人向け国民健康保険制度の案内、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
11	国民健康保険のてびき （簡易版）	ベトナム語、ネパール語、英語、ハングル、中国語、日本語	外国人向け国民健康保険制度の案内（簡易版）、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
12	国民年金加入手続きを された方へ	英語、ハングル、中国語	国民年金の加入手続きをされた方に対する案内。	保健福祉政策部 国保・年金課
13	国民年金保険料 免除・ 納付猶予/学生納付特例 の申請について	英語、ハングル、中国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ロシア語、ミャンマー語、カンボジア語、ネパール語、モンゴル語	外国人向け免除・納付猶予/学生納付特例の案内	保健福祉政策部 国保・年金課
14	日本の国民年金制度	同上	外国人向け国民年金制度の案内。※発行：日本年金機構	保健福祉政策部 国保・年金課
15	学童クラブ （新 BOP 学童クラブ児 童募集案内）	英語	新 BOP 学童クラブの役割・制度、新 BOP 学童クラブと BOP の違い、入会申請書記入例等。	子ども・若者部 児童課

16	ひととき保育	英語	ひととき保育利用の外国人保護者向けに利用案内、こどものケアカード。	子ども・若者部 子ども家庭課
17	代田児童館 大人利用者カード	英語	地域に住んでいる外国人向けに英語での児童館紹介。	子ども・若者部 児童課 鎌田児童館
18	弦巻児童館案内	英語	地域に住んでいる外国人向けに英語での児童館紹介。	子ども・若者部 児童課 弦巻児童館
19	上北沢児童館 案内	英語	子育てひろばを中心とした児童館案内。	子ども・若者部 児童課 上北沢児童館
20	保育園のしおり	英語	保育園の生活や保育園と家庭の役割等を説明したパンフレット。	保育部 保育課
21	保育のごあんない	英語	保育園の入園手続きを説明したパンフレット。	保育部 保育課
22	飼犬の登録と狂犬病予防注射について	英語	犬の登録や予防注射などの狂犬病予防法で定められている飼い犬の義務を説明するリーフレット。	世田谷保健所 生活保健課
23	外国語版母子健康手帳	英語、中国語、ハン グル、タガログ語、 ベトナム語・スペイ ン語、タイ語・ポル トガル語・インドネ シア語	妊娠の届出をした在住外国人（日本語が理解できない場合）に、通常の母子健康手帳と共に外国語版を配布。 ※発行：（公財）母子衛生研究会	世田谷保健所 健康推進課
24	乳幼児健康診断及び定期予防接種	英語	乳幼児健康診断および予防接種のご案内、その他の健診の受診票およびご案内。	世田谷保健所 健康推進課 感染症対策課
25	区立図書館利用案内	英語	区立図書館の利用方法等の案内冊子。	教育委員会 生涯学習部 中央図書館
26	Setagaya Guide Book	英語	内容：世田谷区内の観光スポット等の紹介冊子。	（公財）世田谷区 産業振興公社
27	同性パートナーシップ宣誓について	英語	同性パートナーシップ宣誓制度の案内。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
28	ウォーキングマップ	英語、日本語	区内5地域のウォーキングモデルコースを掲載したマップ。	世田谷保健所 健康企画課
29	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に関するパンフレット	英語、中国語（簡体 字・繁体字）、ハン グル、日本語	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の紹介。	世田谷保健所 健康企画課

まとめ

- ※●は、「令和3年度(2021年度)世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」に対する、令和4年度第1回多文化共生推進部会からの意見を踏まえて取り組んだ内容
- 「おたがいさま bank」に登録している外国人を含むボランティアについて、世田谷ボランティア協会と連携し、今後の活用に向けた意見交換や、具体的な活用に向けた準備を行った。
 - 国際メッセについて、令和4年度は日本語に加えて英語版のチラシを作成し、様々な媒体でイベントの周知を行った結果、約2,000人の方に参加いただくことができた。
 - 6月に実施した意識・実態調査において、世田谷区に望む災害対策として「避難場所を多言語で案内してほしい」という意見が多くみられた。広域避難場所の見直しにあたっては、多言語化された標識の新規設置を行った。
 - 外国人との意見交換会では、外国人向けの情報発信をテーマとして議論し、課題を整理した。ホームページ等によるわかりやすい情報発信に向け、検討を進めていく。
 - 意識・実態調査では、日本語教室や日本語教育に関する質問を設定して実施した。また、調査の結果を分析し、日本語教室の実施手法や拡充の検討を行った。
 - タブレット端末等を利用したテレビ電話通訳について、機会を捉えて庁内向けに周知しているほか、外国人との意見交換会や区の特別養護老人ホームで働く外国人向けの意見交換会などで、区の取組みとして紹介するなど機会を捉えて啓発を行った。庁内の各所管からは、通訳サービスの更なる導入を求める声が挙がっている。
 - ◆多文化共生施策が充実していると思う区民の割合について、策定時(31.5%)より〇%上昇したものの、2023年度末の目標値(80%)と比較すると不十分だった。
 - ◆新型コロナの感染者数が落ち着きつつある中で、令和4年度は、中止していた事業の再開や、開催方法をコロナ禍前の形に戻すなどの対応を行ったが、コロナ禍ではオンライン等で効果的な実施を実現しているものもあるため、事業の性質やニーズを捉えて、今後も実施手法を検討していく。
 - ◆意識・実態調査及びヒアリング調査では、外国人区民の困りごとやニーズ等について把握することができた。それらの調査結果を踏まえながら、「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定に向け、外国人区民をとりまく現状と課題を整理し多文化共生施策の今後の方向性を検討していく。

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見

(令和5年(2023年)7月10日 部会開催)

調整中

<参考>

世田谷区における外国人区民の意識・実態調査
報告書（概要版）

令和4（2022）年12月
世田谷区

I-3. 回収数・回収率

回収数・回収率などは以下の通りであった。

■ 全体配布数・回収数・回収率

	全体	男性	女性	その他	性別記入なし
調査数	2,000	1,005	995	-	-
未着数	35	-	-	-	-
有効回収数	199	90	106	-	3
回収率 (%)	10.1	9.0	10.7	-	-

■ 地域別配布数・回収数・回収率

	(n) 割合 (%)	①世田谷	②北沢	③玉川	④砧	⑤烏山
配布数	1,965	523	424	521	289	243
(%)	100	26.6	21.6	26.5	14.7	12.4
回収数	189	43	33	67	28	18
(%)	100	22.8	17.5	35.4	14.8	9.5
調査票言語 日本語	86	18	15	30	12	11
英語	57	13	12	19	8	5
中国語簡体字	19	6	1	7	5	0
中国語繁体字	8	2	1	3	1	1
ハングル	5	1	1	2	0	1
回収率 (%)	-	8.2	7.8	12.9	9.7	7.4

※回収数 199 及び調査票言語日本語数 2,000 には地域不明 10 を含めている。

I-4. 報告書の見方

本書の集計結果表記規則を以下に記載する。

- 調査対象者（母集団N = 2,000）に対し、199 件の回答を得た。（n = 199）
表及びグラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数として示す。
- 「n」を基に算出した回答率は「%」で表記し、小数点第 2 位を四捨五入している。
そのため、内訳合計が全体の計に一致しないことがあるが、表記上は「100.0」としている。
- 各設問において回答が無かったものは「無回答」として、「n」に含めず、表外に数値として表記している（単純集計のみ）。なお、3つ以内に○を付ける設問で、4つ以上に○を付けて回答するなど、回答方法に誤りがある場合は「無効回答」とし、「無回答」に含めることとする。
- グラフ内割合表記において、全ての値について表記することを原則としているが、紙面制約上省略しているもの（0.0%など）が一部ある。
- クロス集計における「n」は、その設問における分析項目の無回答者数を含むため、内訳合計に一致しないことがある。
- クロス集計による分析において、分析軸の項目母数が 10 未満のものは、全体比率と顕著な差がある選択肢であっても本文中ではふれていないことがある。
- 複数回答可の設問における表及びグラフについて、回答件数の合計は「n」を超え、また回答比率の合計は100.0%を超えた表記となっている。

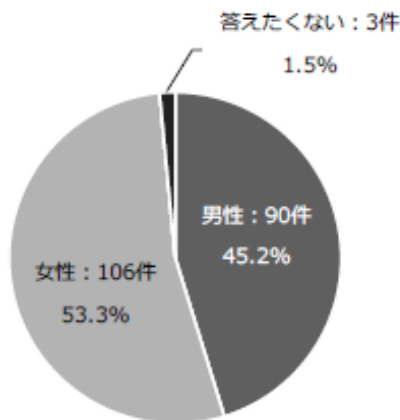
Ⅱ. 調査結果

Ⅱ-1. あなた（回答者）について

(1) 性別

【F1. あなたの性別はどれですか（1つに○。）】

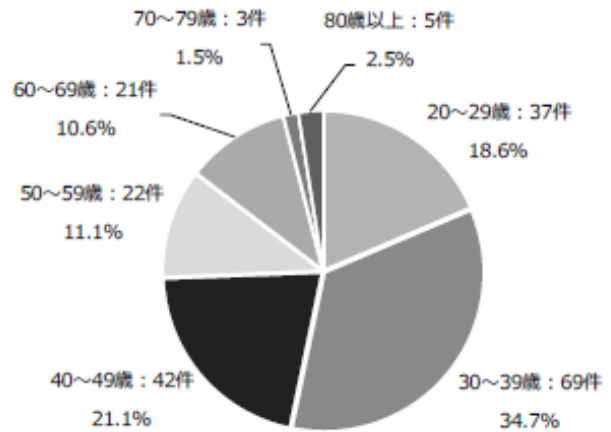
性別（n=199）無回答0



(2) 年齢

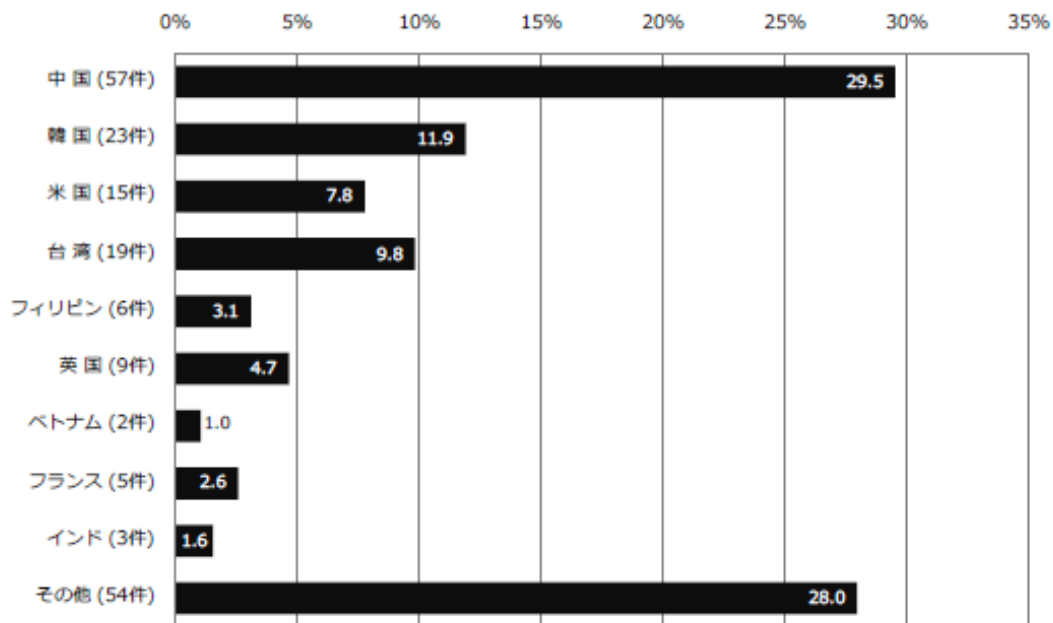
【F2. あなたの年齢はどれですか（1つに○。）】

年齢（n=199）無回答0



(3) 国籍・地域 【F3. あなたの国籍・地域はどれですか。】

国籍・地域（n=193）無回答6

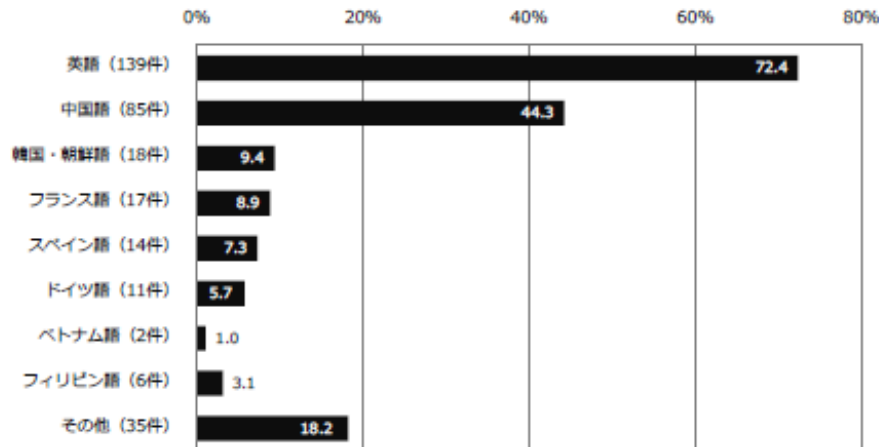


「中国」が57件・29.5%で最も多く、「韓国」が23件・11.9%、「台湾」が19件・9.8%、「米国」が15件・7.8%、「英国」が9件・4.7%、「フィリピン」が6件・3.1%と続いている。

II-2. ことばについて

(1) 自由に使えることば 【Q1. 日本語以外のことばのうち、自由に使えることばは何ですか（あてはまるもの全てに○。）】

自由に使えることば (n=192) 無回答7 ※累計 (n) : 327 / 累計 (%) : 170.3

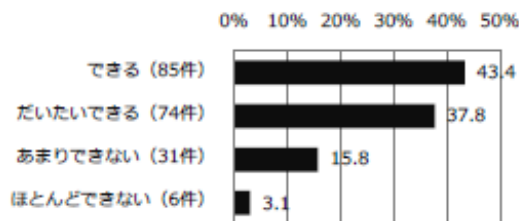


日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が139件・72.4%で最も多く、「中国語」が85件・44.3%、「韓国・朝鮮語」が18件・9.4%と続いている。「その他」の記述回答には「広東語」4件・2.1%、「ロシア語」4件・2.1%があった。

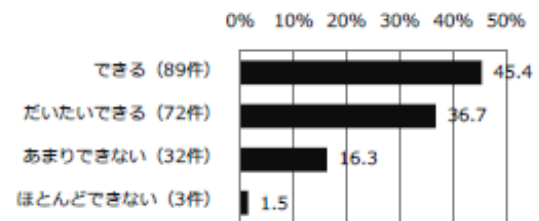
(2) 日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベル

【Q2. あなたはどれくらい日本語ができますか（1つに○。）】

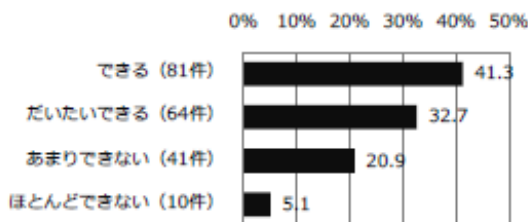
話すこと (n=196) 無回答3



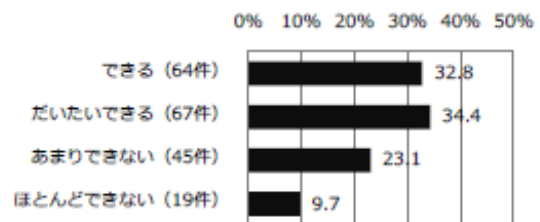
聞くこと (n=196) 無回答3



読むこと (n=196) 無回答3

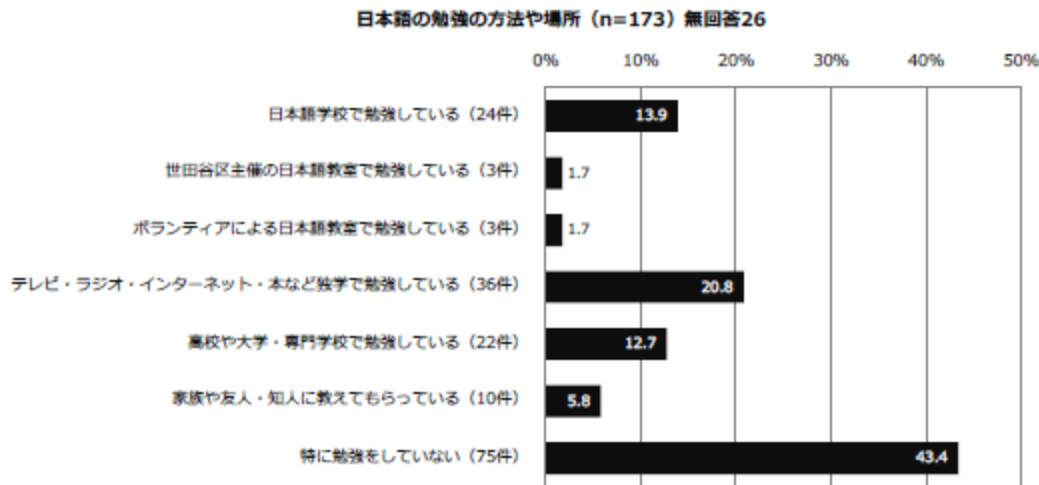


書くこと (n=195) 無回答4



日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベルでは、「話す」「聞く」「読む」で「できる」が最も多く、「書く」では「だいたいできる」が最も多かった。「できる」と「だいたいできる」の合算で見ると、「話すこと」81.1%、「聞くこと」82.1%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%であった。

(3) 日本語の勉強 【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか (主なものを1つに○).】

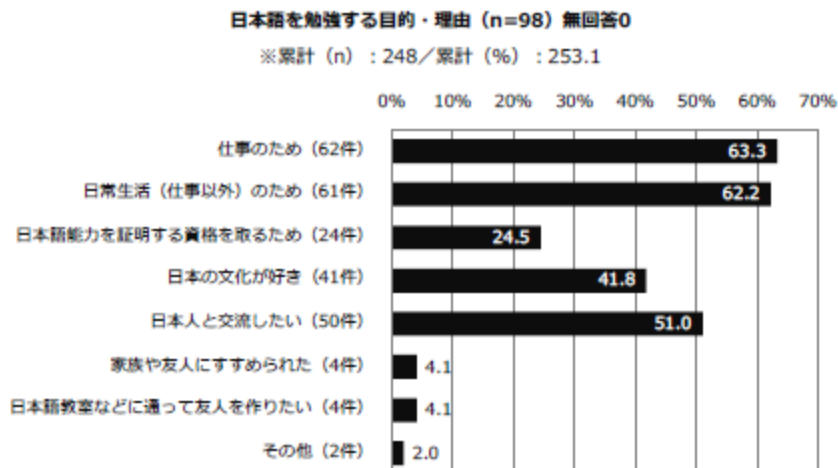


日本語の勉強の方法や場所については、「特に勉強をしていない」が75件・43.4%と半数近くを占めた。「特に勉強をしていない」を除くと、「テレビ・ラジオ・インターネット・本など独学で勉強している」が36件・20.8%と最も多く、次いで「日本語学校で勉強している」が24件・13.9%、「高校や大学・専門学校で勉強している」が22件・12.7%、「家族や友人・知人に教えてもらっている」が10件・5.8%と続いている。

(4) 日本語を勉強する目的・理由

【Q 3. (A) あなたが日本語を勉強している目的・理由は何ですか (あてはまるものを全てに○) 。】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」以外の回答をした 98 件について



日本語を勉強する目的・理由では、「仕事のため」62件・63.3%、「日常生活 (仕事以外) のため」61件・62.2%、「日本人と交流したい」50件・51.0%の順で割合が高かった。

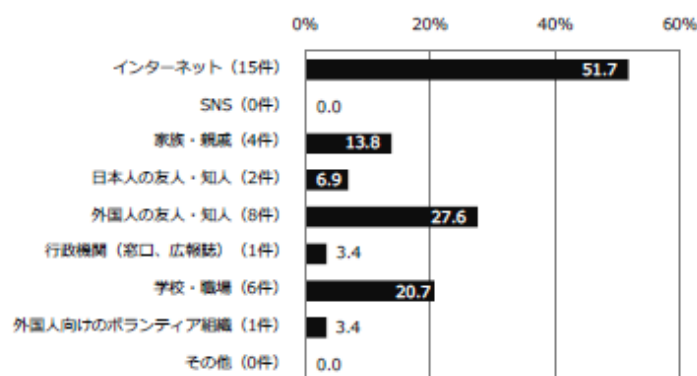
(5) 日本語教室や日本語学校の探し方

【Q3.(B) あなたは、日本語教室や日本語学校をどのような方法で探しましたか(あてはまるもの全てに○)】

【Q3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「日本語学校で勉強している」「世田谷区主催の日本語教室で勉強している」「ボランティアによる日本語教室で勉強している」と回答した30件について

日本語教室や日本語学校の探し方 (n=29) 無回答1

※累計(n):37/累計(%):127.6



日本語教室や日本語学校の探し方では、「インターネット」が5割以上を占め、「外国人の友人・知人」27.6%、「学校・職場」20.7%、「家族・親戚」13.8%と続いている。

(6) 日本語の勉強意欲

【Q3.(C) 今後、日本語を勉強したいですか。】

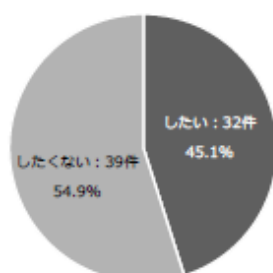
【Q3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した75件について

(7) 日本語の勉強をしない理由

【Q3.(D) 日本語の勉強をしていないのはなぜですか(主なもの3つ以内に○)】

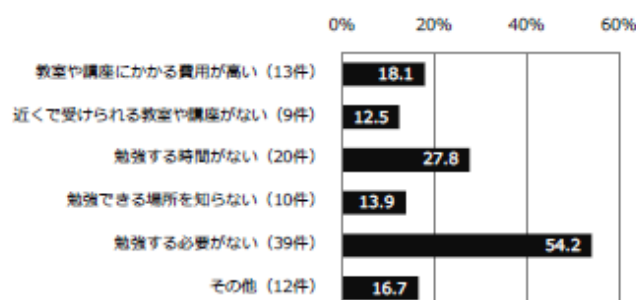
【Q3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した75件について

日本語の勉強意欲 (n=71) 無回答4



日本語の勉強をしない理由 (n=72) 無回答3

※累計(n):103/累計(%):143.1

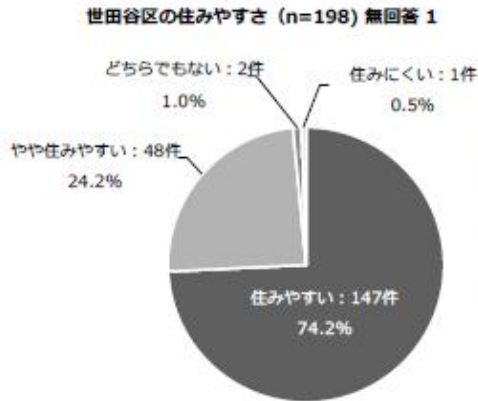


日本語の勉強意欲では、「したくない」が「したい」を上回っているものの、45.1%が「したい」と回答している。

勉強しない理由では、「勉強する必要がある」が54.2%で最も高く、「勉強する時間がない」27.8%、「教室や講座にかかる費用が高い」18.1%と続いている。

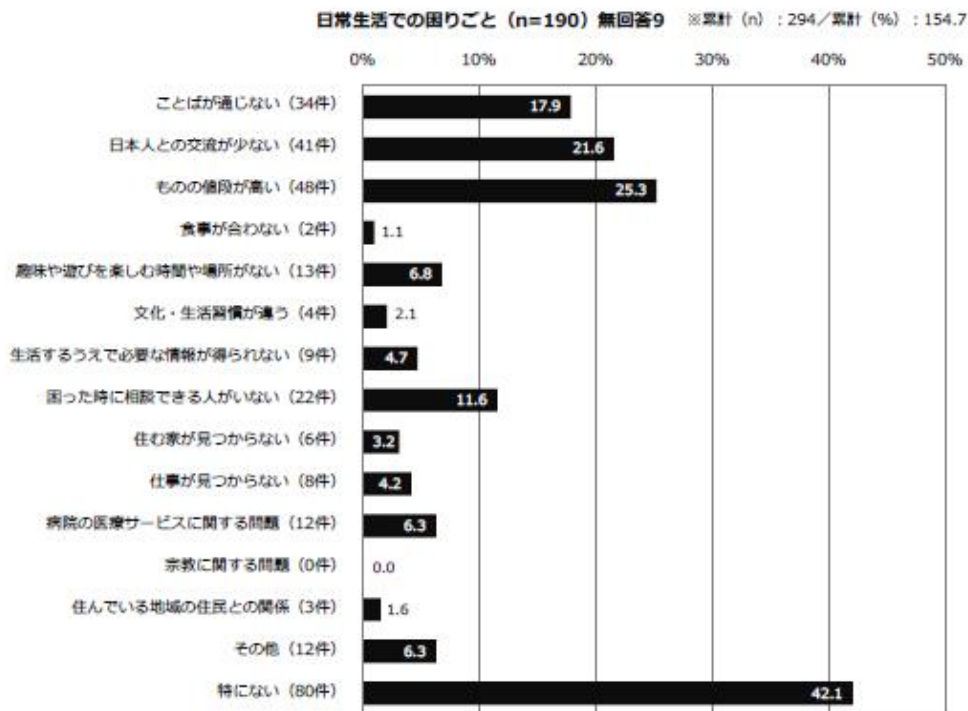
Ⅱ-3. 日常生活について

(1) 世田谷区の住みやすさ 【Q 5. あなたにとって世田谷区は住みやすいところですか（あてはまるもの1つに○）。】



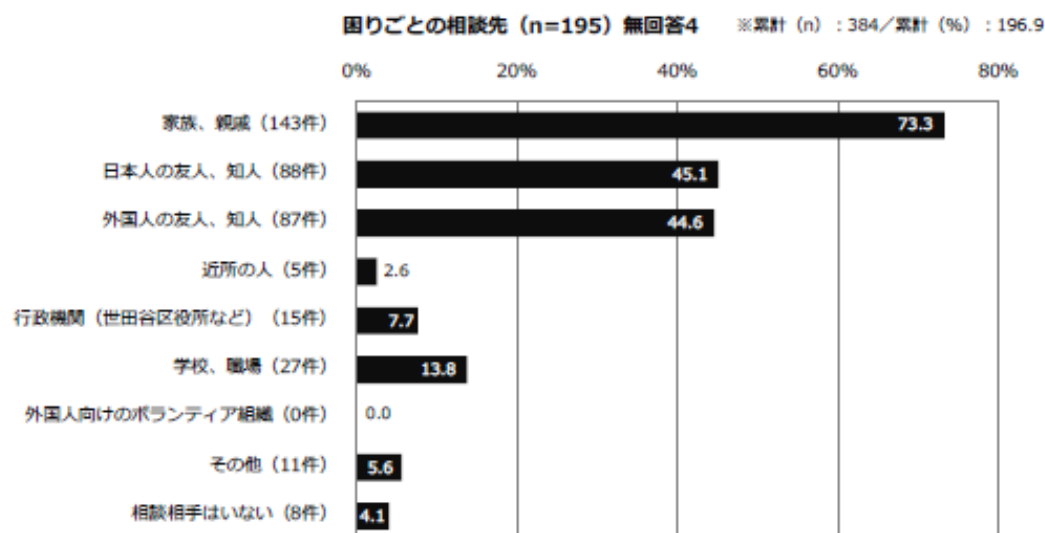
世田谷区の住みやすさでは、「住みやすい」が147件・74.2%と7割以上が住みやすいと回答しており、「やや住みやすい」の24.2%を合わせると98.4%と高い割合で住みやすさを感じている。「どちらでもない」が2件・1.0%、「住みにくい」はわずか1件・0.5%であった。「やや住みにくい」と回答した人は見られなかった。

(2) 日常生活での困りごと 【Q 6. 日常生活で困っていることはありますか（主なもの3つ以内に○）。】



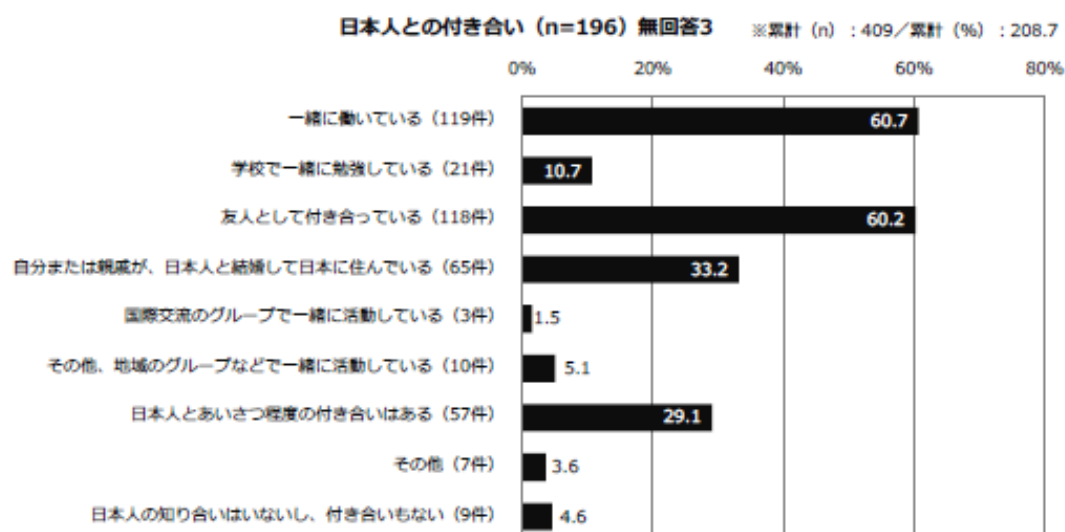
日常生活での困りごとでは、「特になし」が80件・42.1%と最も多かった。困っている内容で最も多かったのが、「ものの値段が高い」の48件・25.3%であった。次いで「日本人との交流が少ない」41件・21.6%、「ことばが通じない」34件・17.9%と続いている。

(9) 困りごとの相談先 【Q 13. あなたは、困っていることを誰・どこに相談しますか (主なものを3つ以内に○)】



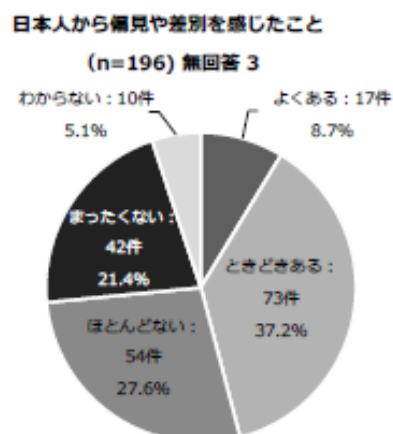
困りごとの相談先では、「家族、親戚」が143件・73.3%で最も多く、「日本人の友人、知人」が88件・45.1%、「外国人の友人、知人」が87件・44.6%と続いている。

(10) 日本人との付き合い 【Q 14. あなたは日常生活で日本人との付き合いがありますか (あてはまるものを全てに○)】



日本人との付き合いでは、「一緒に働いている」が119件・60.7%と最も多く、「友人として付き合っている」が118件・60.2%、「自分または親戚が、日本人と結婚して日本に住んでいる」が65件・33.2%、「日本人とあいさつ程度の付き合いはある」が57件・29.1%の順が多かった。

(11) 偏見や差別 【Q15. あなたは普段の生活の中で、「外国人」であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことはありますか(1つに○).】



日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」が73件・37.2%で最も多く、「ほとんどない」が54件・27.6%、「まったくない」が42件・21.4%、「よくある」が17件・8.7%であった。「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」の合算は144件・73.5%であった。

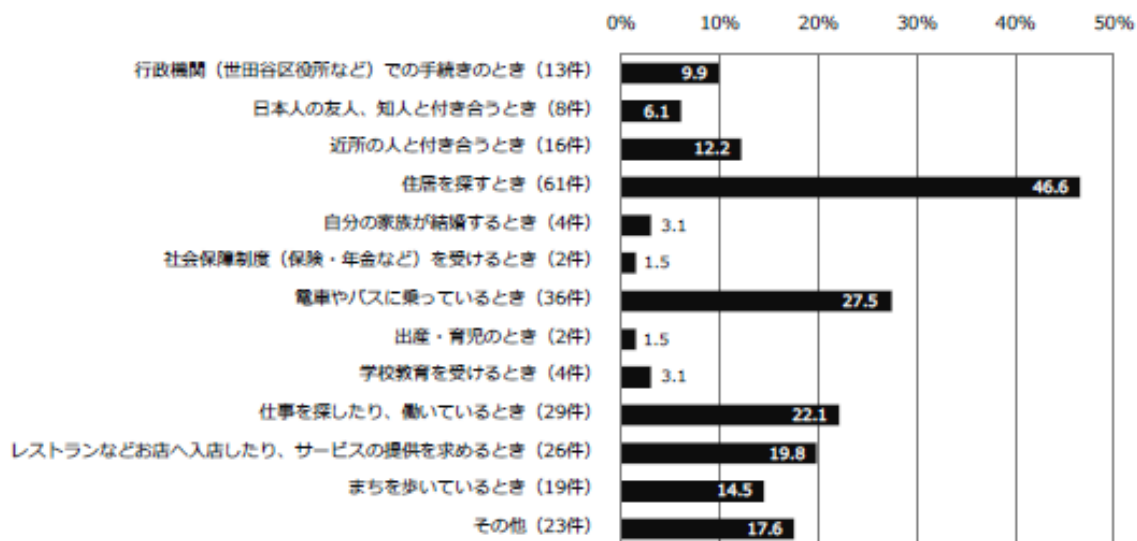
(12) どのようなときに、偏見や差別を感じたか

【Q15.(A) どのようなときに、偏見や差別を感じましたか(主なもの3つ以内に○).】

【Q15.で「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」と回答した144件について】

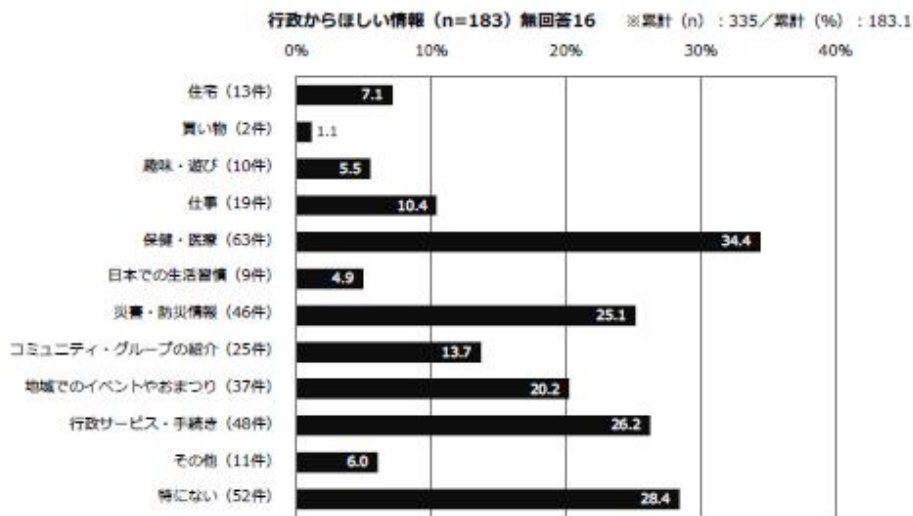
どのようなときに、偏見や差別を感じたか (n=131) 無回答13

※累計(n):243/累計(%):185.5



どのようなときに、偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」の61件・46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」が36件・27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」が29件・22.1%、「レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき」が26件・19.8%と続いている。

(15) 行政からほしい情報【Q17. 行政からほしい情報はどのようなものですか（主なもの3つ以内に○をつけ、具体的な内容をかつこの中に書いてください）。】

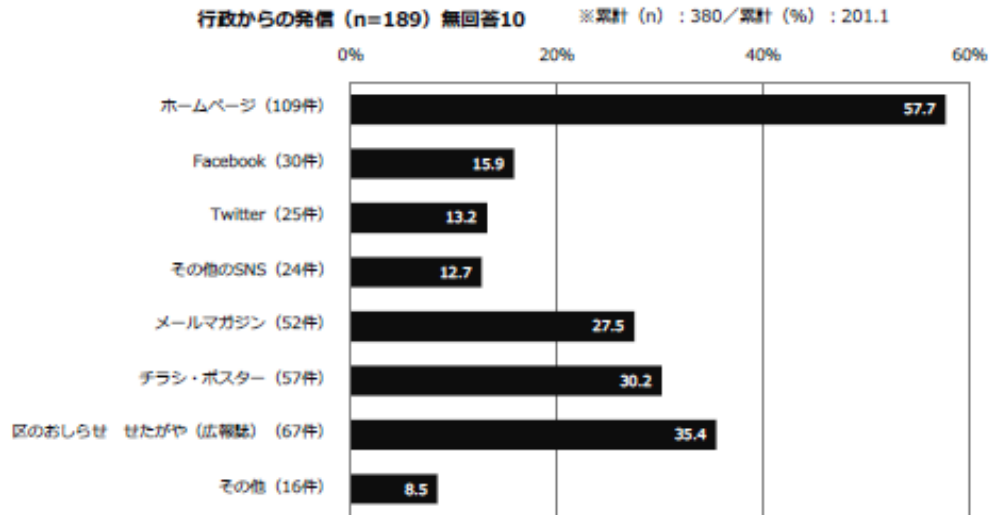


行政からほしい情報では、「保健・医療」が63件・34.4%で最も多い。「行政サービス・手続き」が48件・26.2%、「災害・防災情報」が46件・25.1%、「地域でのイベントやおまつり」が37件・20.2%と続いている。

■ 『行政からほしい情報』で記述回答のあった主な内容（抜粋）

- | | |
|--|---|
| <p><住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人に住宅や賃貸の相談や支援を提供できる専門部署があることを希望 ・外国人が住める物件情報の提供 ・区が運営する住宅を積極的に発信して欲しい <p><買い物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリマ情報 ・ベトナムスーパー、調味料店 <p><趣味・遊び></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（無料）英語での世田谷での活動 ・外国人向けレクリエーション ・コミュニティのための活動 <p><仕事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍でも安心して働ける場の情報の提供 ・日本語を使う外国人向けの仕事 ・日本の伝統的なものを勉強できる場所 <p><保健・医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語で利用できる病院（29件） ・インターネットおよび英語による予約または医療処置に関する書面による情報 ・介護保険や健康保険でつかえるサービス <p><日本での生活習慣></p> <ul style="list-style-type: none"> ・如何にもっとうまく日本の社会に溶け込むことができるか？ ・イベント ・日本の歴史、文化の勉強会など | <p><災害・防災情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語での情報提供（4件） ・緊急時の英語での対応（2件） ・外国語でのサービス提供（3件） <p><コミュニティ・グループの紹介></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人コミュニティや外国に関心があるグループなど（2件） ・日本人との交流、または社会人サークル情報 <p><地域でのイベントやおまつり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所と日時（4件） ・英語の情報 ・イベント情報（2件） <p><行政サービス・手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応 ・日本語以外のもっと詳細な情報 ・外国語を使用できるところ（2件） ・年金（2件）、社会保険 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人として知らない可能性がある日本の常識 ・外国人の親のために外国語が可能な学校/幼稚園 ・保育園のオプション ・税金、海外からの入金、投資など ・退職/年金（国民年金、私学共済）民間保険/年金 |
|--|---|

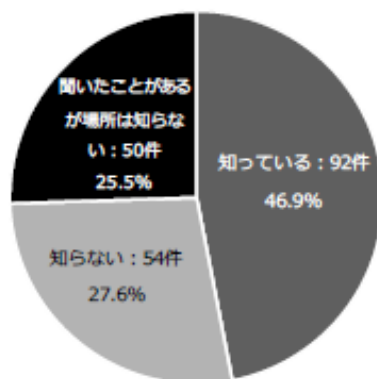
(16) 行政からの発信【Q18. 行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいですか (主なものを3つ以内に○)】



行政からの発信では、「ホームページ」109件・57.7%でニーズが高いことがうかがえる。「区のおしらせ せたがや (広報誌)」67件・35.4%、「チラシ・ポスター」57件・30.2%、「メールマガジン」52件・27.5%と続いている。

(17) 避難場所認知度【Q19. あなたは地震などの災害が発生したときに自分が避難できる場所を知っていますか (1つに○)】

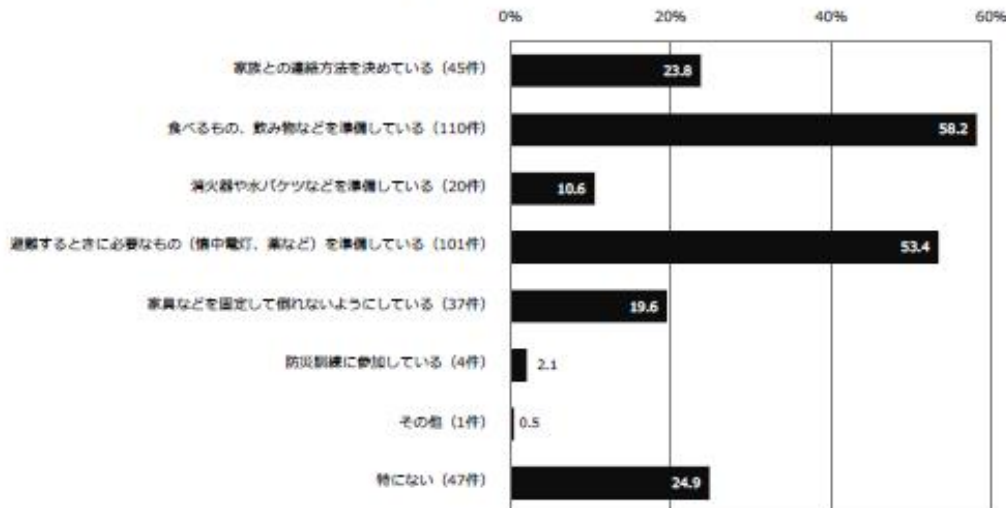
避難場所認知度 (n=196) 無回答3



避難場所の認知度では、「知っている」が92件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していた。「知らない」54件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は50件・25.5%であった。

(18) 災害時の対策 【Q20. あなたは地震などの災害に備えてどのような対策をとっていますか (主なもの3つ以内に○).】

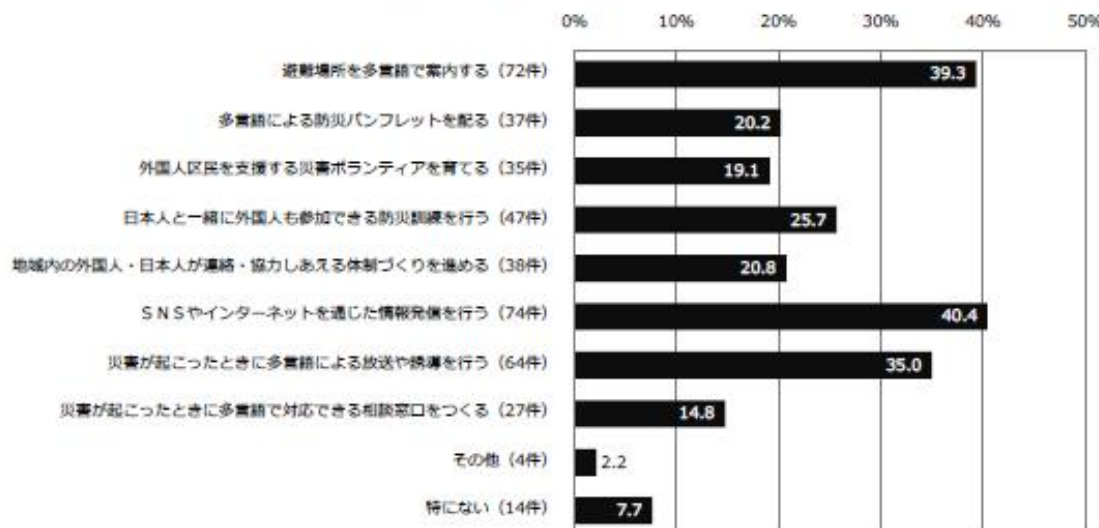
災害時の対策 (n=189) 無回答10 ※累計 (n) : 365 / 累計 (%) : 193.1



災害時の対策では、「食べるもの、飲み物などを準備している」が110件・58.2%で最も多く、「避難するときに必要なもの (懐中電灯、薬など) を準備している」が101件・53.4%と続いている。

(19) 世田谷区に望む災害対策 【Q21. あなたは地震などの災害に備えて世田谷区にどのような対策を望みますか (主なもの3つ以内に○).】

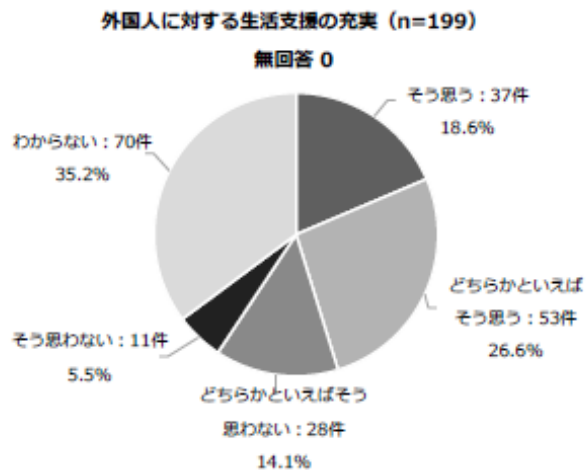
世田谷区に望む災害時の対策 (n=183) 無回答16 ※累計 (n) : 412 / 累計 (%) : 225.1



世田谷区に望む災害対策としては、「SNSやインターネットを通じた情報発信を行う」が74件・40.4%で最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が72件・39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う」が64件・35.0%と続いた。

(20) 外国人に対する生活支援の充実

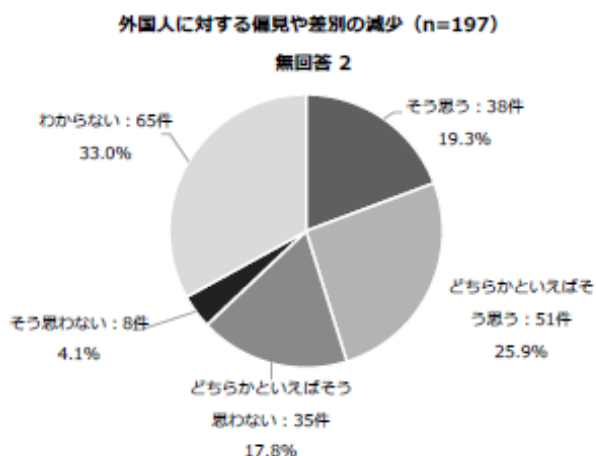
【Q22. 世田谷区では、外国人が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人に対する生活支援が充実していると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する生活支援の充実では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が90件・45.2%で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計39件・19.6%を上回っている。「わからない」は70件・35.2%であった。

(21) 外国人に対する偏見や差別の減少

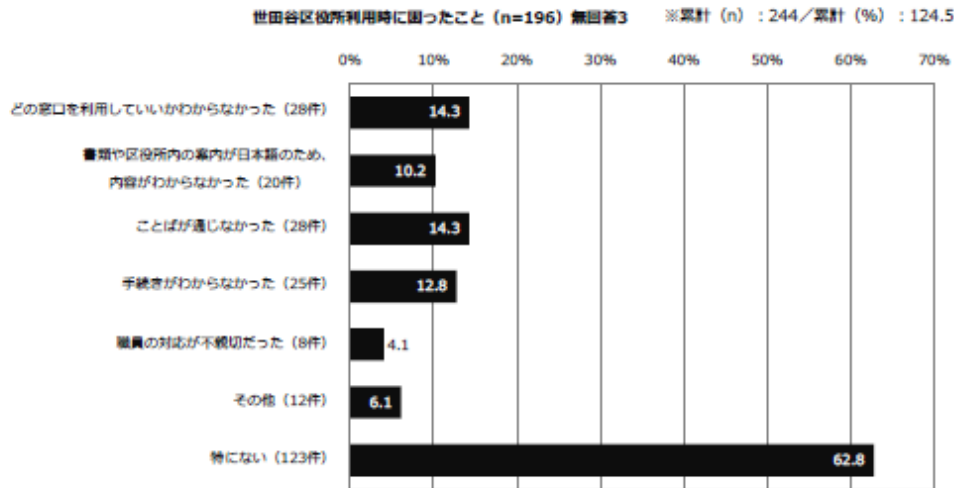
【Q23. 世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人に対する偏見や差別が減っていると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が89件・45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が43件・21.9%で偏見や差別が減っていると感じる外国人が23.3ポイント多い。「わからない」は65件・33.0%であった。

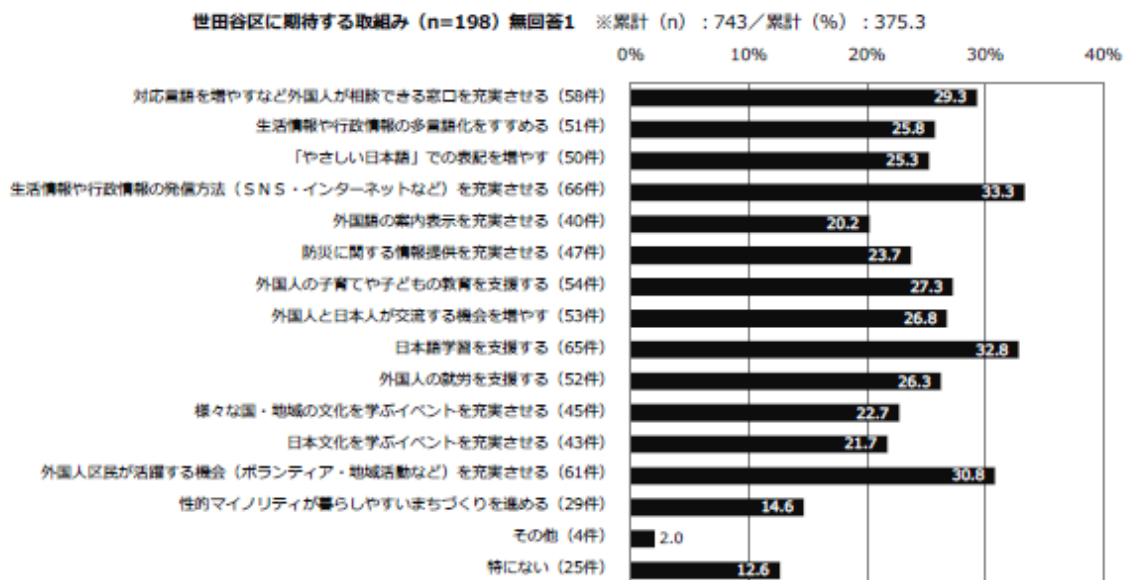
II. 4. 行政サービスについて

(1) 世田谷区役所利用時に困ったこと 【Q 2 4. あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったこと(はありましたか(主なものを3つ以内に〇。)]



世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」及び「ことばが通じなかった」が 14.3%で最も高く、続いて「手続きがわからなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%、「職員の対応が不親切だった」4.1%と続いた(「その他」「特になし」は除く)。

(2) 世田谷区に期待する取組み 【Q 2 5. あなたが世田谷区に期待する取組みは何ですか(あてはまるものを全てに〇。)]



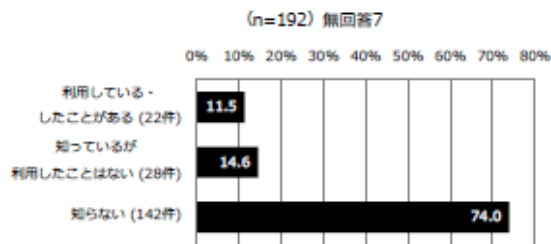
世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法 (SNS・インターネットなど) を充実させる」が66件・33.3%で最も多かった。次いで「日本語学習を支援する」が65件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会 (ボランティア・地域活動など) を充実させる」61件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58件・29.3%の順で多かった。

(3) 外国人向け出版物・取組み

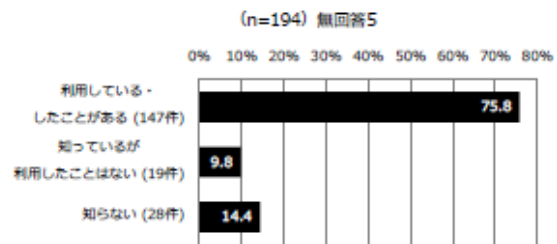
【Q 2 6. あなたは世田谷区が行っている以下の出版物や取組みを知っていますか。また、利用したことがありますか。a)～i)までの出版物や取組みについて、1～3のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。(それぞれ1つに○)。】

<出版物>

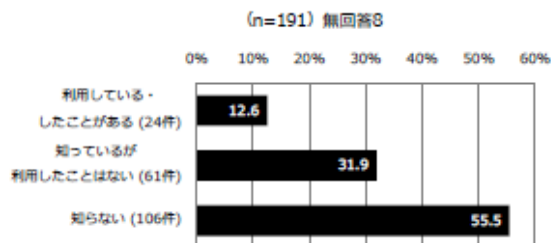
■ 『a) 外国語版生活便利帳「Life in Setagaya」』



■ 『b) 「資源とごみの出し方・分け方」』

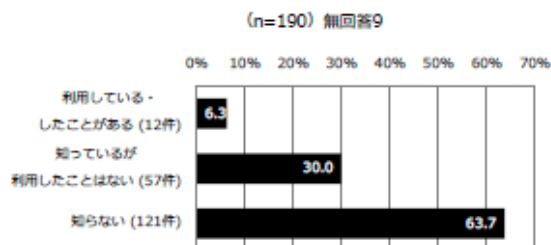


■ 『c) 災害時区民行動マニュアル(マップ版)』

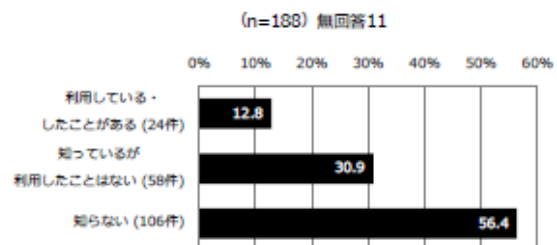


<取組み>

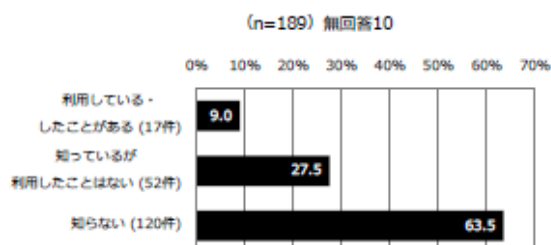
■ 『d) 日常生活や行政に関することを相談できる外国人相談窓口』



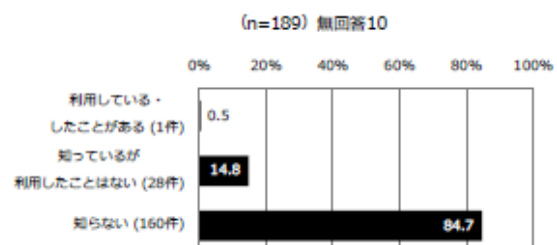
■ 『e) 世田谷区ホームページの外国人向けページ』



■ 『f) 外国人向けの日本語教室』



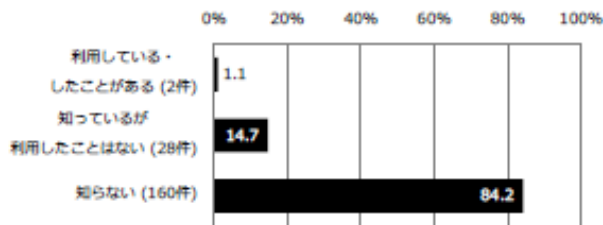
■ 『g) 帰国・外国人児童・生徒のために教育や相談指導を行う教育相談室』



<取組み>

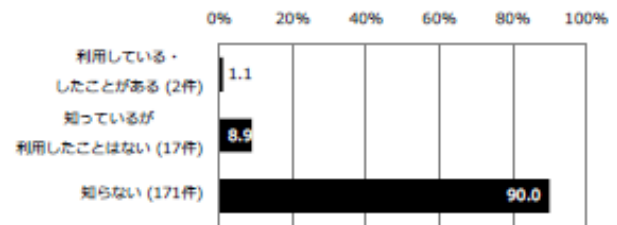
■ 『h) せたがや国際交流センター
(クロッシングせたがや)』

(n=190) 無回答9



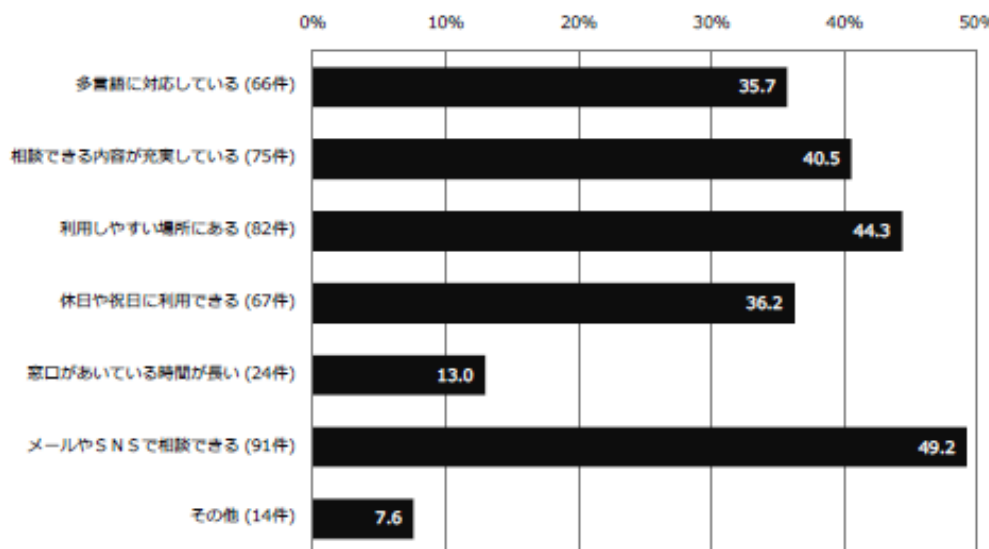
■ 『i) 世田谷区パートナーシップの宣誓
(同性パートナーシップ宣誓)』

(n=190) 無回答9



(4) 利用したい外国人相談窓口 【Q27. あなたはどのような外国人相談窓口であれば、利用したいと思いますか(主なもの3つ以内に○)。】

利用したい外国人相談窓口 (n=185) 無回答14 ※累計 (n) : 419/累計 (%) : 226.5



利用したい外国人相談窓口では、「窓口があいている時間が長い」の24件・13.0%以外の選択肢が拮抗しているが、「メールやSNSで相談できる」が91件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75件・40.5%、「休日や祝日に利用できる」67件・36.2%、「多言語に対応している」66件・35.7%と続いている。

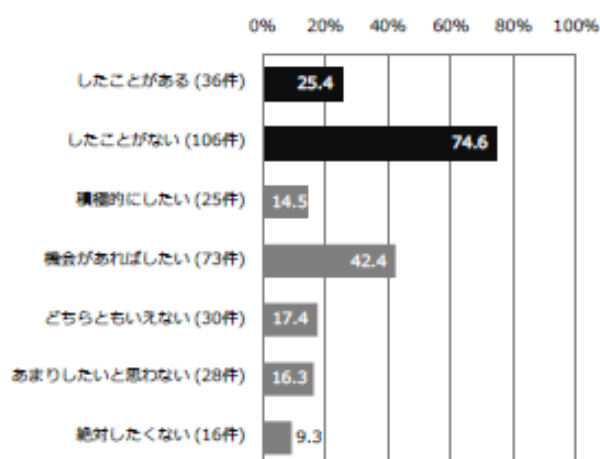
Ⅱ-5. 交流活動について

(1) 交流活動の有無・希望

【Q 2 9. あなたは次のような交流や活動 a) ~ h) をしたことがありますか。1か2のどちらかを選んで○をつけてください。また、今後、次のような交流や活動をしていきたいと思いませんか。3~7のうち、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。】

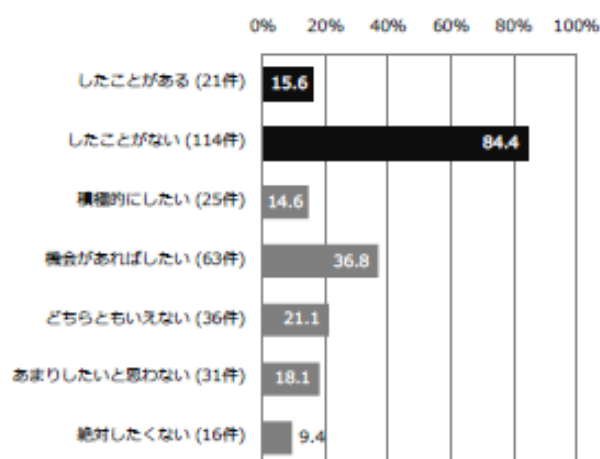
■ 『a) 母語や日本語を教える活動』

活動の有無 (n=142) 無回答57
活動の希望 (n=172) 無回答27



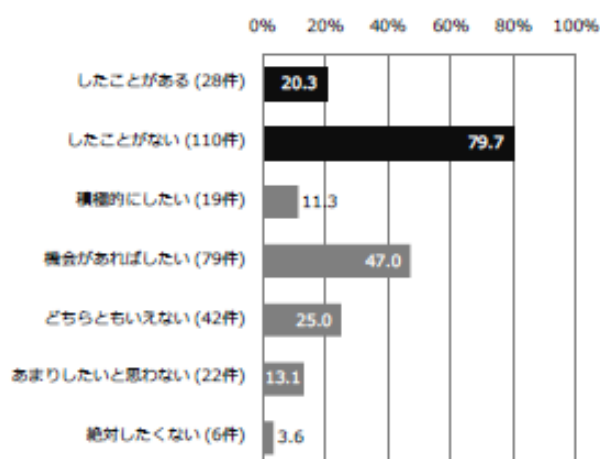
■ 『b) 学校の授業への協力』

協力の有無 (n=135) 無回答64
協力の希望 (n=171) 無回答28



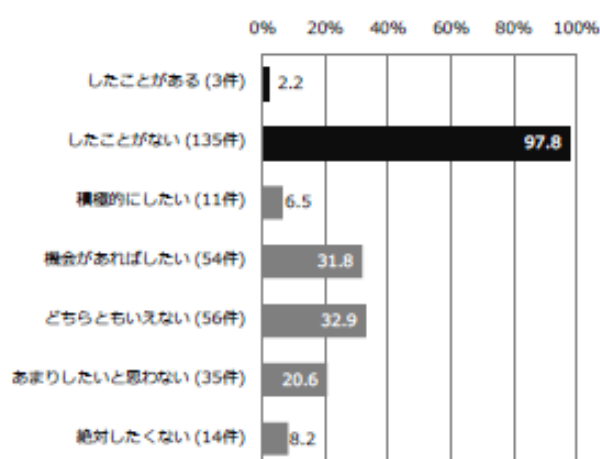
■ 『c) 防災訓練』

活動の有無 (n=138) 無回答61
活動の希望 (n=168) 無回答31



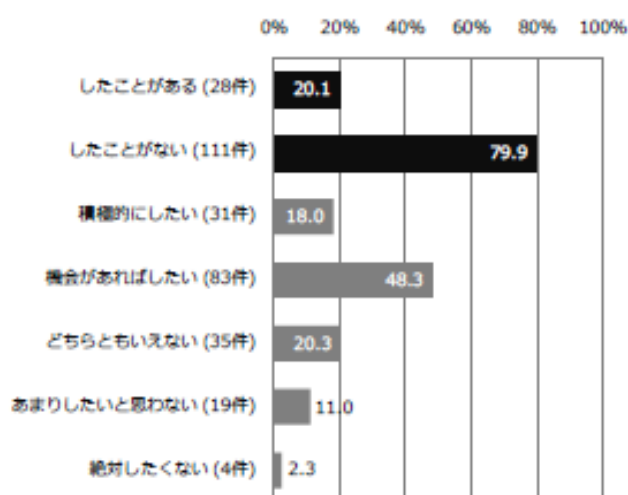
■ 『d) 防犯活動』

協力の有無 (n=138) 無回答61
協力の希望 (n=170) 無回答29



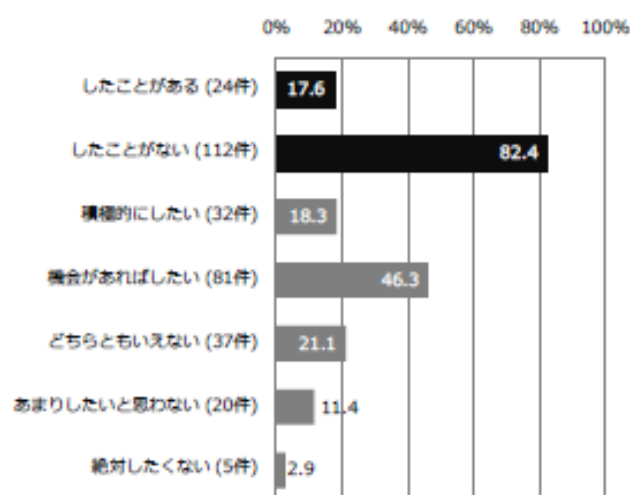
■ 【e）地域のイベント】

活動の有無 (n=139) 無回答60
 活動の希望 (n=172) 無回答27



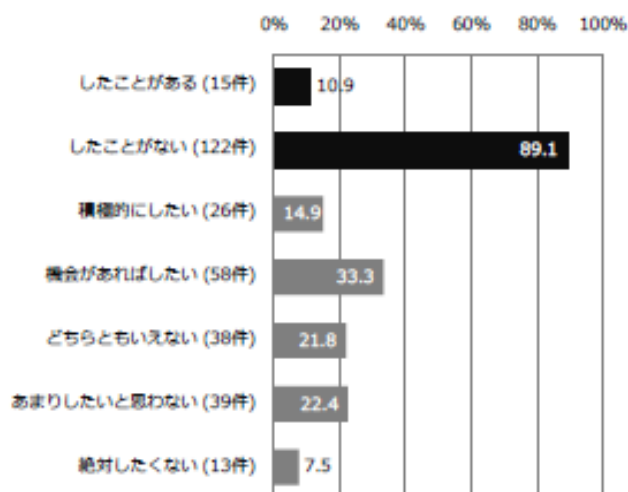
■ 【f）文化交流】

協力の有無 (n=136) 無回答63
 協力の希望 (n=175) 無回答24



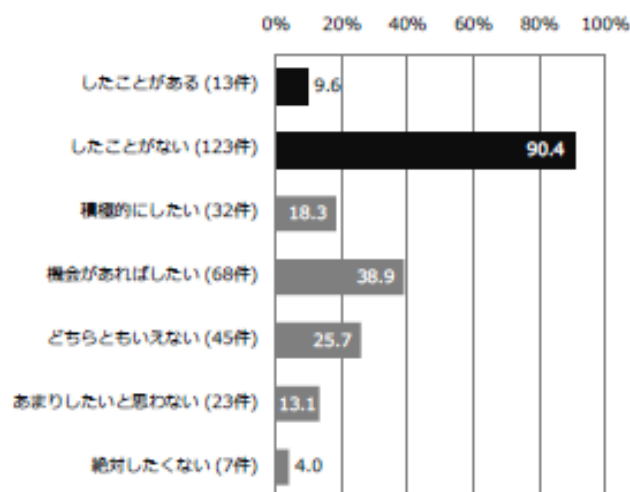
■ 【g）スポーツ交流】

活動の有無 (n=137) 無回答62
 活動の希望 (n=174) 無回答25



■ 【h）外国人支援活動】

協力の有無 (n=136) 無回答63
 協力の希望 (n=175) 無回答24



(2) している(してみたい)交流や活動 【Q29.(A) その他、している(してみたい)交流や活動があれば以下に書いてください。】

■ 『している交流や活動』回答の主な内容

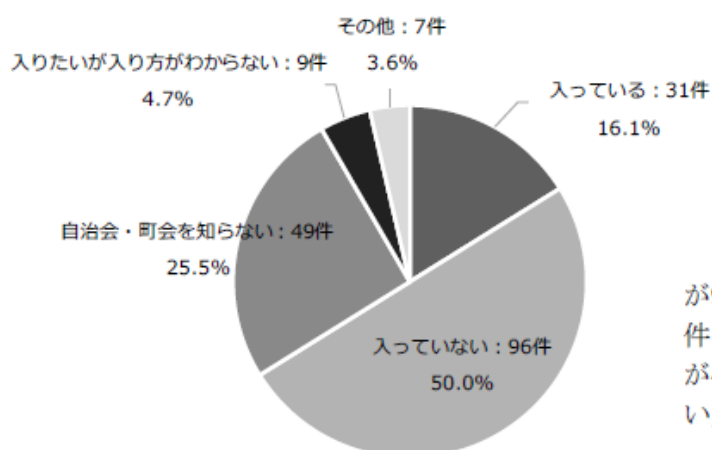
	件数
スポーツ、武道	3
合唱	1
絵画	1

■ 『してみたい交流や活動』回答の主な内容

	件数
言語交流活動(日本語含む)	6
スポーツ、武道	3
ボランティア活動	2
料理教室	2
環境活動(ゴミ拾い等)	2

(3) 自治会・町会の加入状況 【Q30. あなた(あなたの世帯)は自治会・町会に入っていますか(1つに○)。】

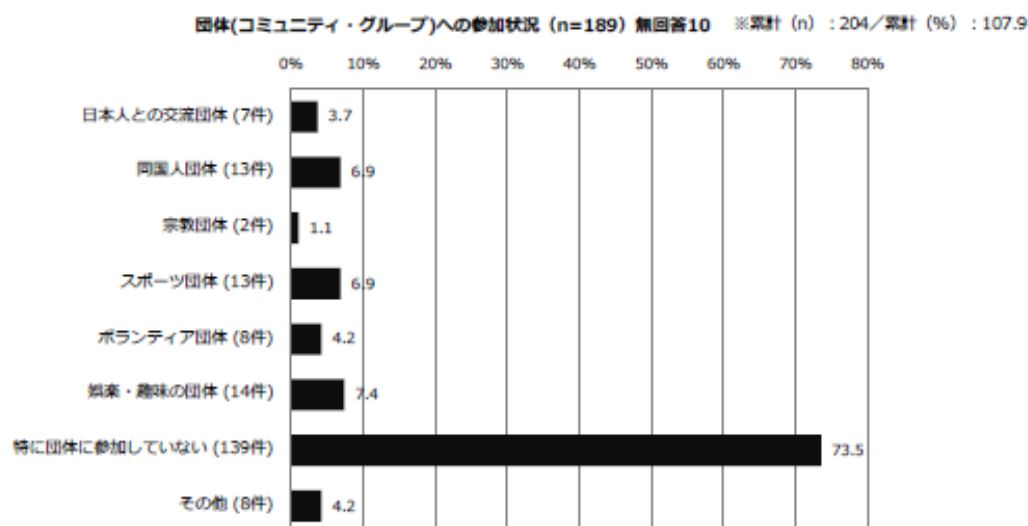
自治会・町会の加入状況 (n=192) 無回答7



自治会・町会の加入状況では、「入っていない」が96件・50.0%で最も多く、「入っている」は31件・16.1%であった。「自治会・町会を知らない」が49件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が9件・4.7%であった。

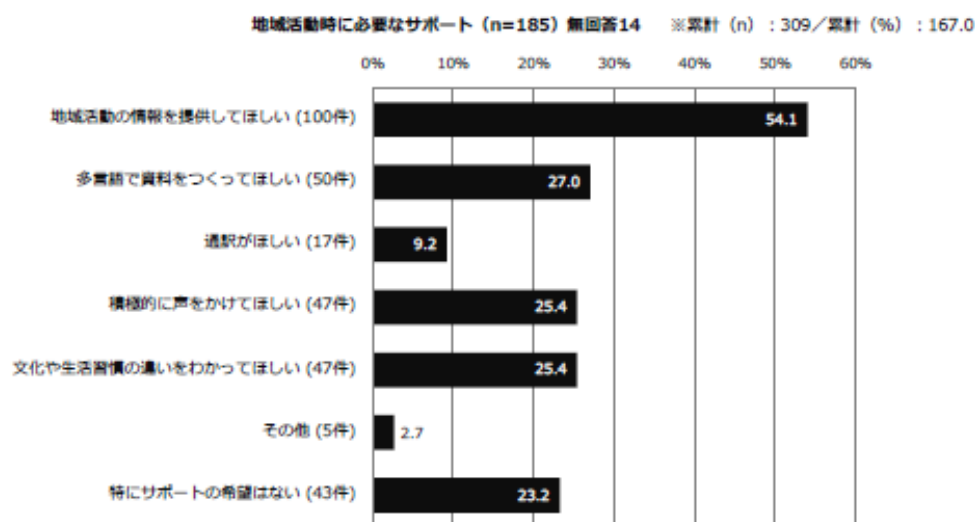
(4) 団体（コミュニティ・グループ）への参加状況

【Q3 1. あなたは仕事や学校以外で何らかの団体（自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど）に入っていますか（主なものを3つ以内に○）。】



団体（コミュニティ・グループ）への参加状況では、「特に団体に参加していない」が139件・73.5%であった。他の選択肢はいずれも10%未満で、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4%で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9%となった。

(5) 地域活動時に必要なサポート 【Q3 2. 地域での活動を行うとき、どのようなサポートが必要だと思いますか（主なものを3つ以内に○）。】



地域活動時に必要なサポートでは、「特にサポートの希望はない」は23.2%で約8割がサポートを希望している。

<参考>

**令和5年度実施
世田谷区における外国人区民へのアンケート調査 結果**

調整中

せたがやくだいにじたぶんかきょうせいぶらん
世田谷区第二次多文化共生プラン

そあん あん
素案 (案)

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

れいわ ねん がつ
令和5(2023)年7月

せたがやく
世田谷区

はじめに

調整中

世田谷区第二次多文化共生プラン 素案（案）

目次

第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨・背景	6
2 国、都、区の動向	7
(1) 国の状況	7
(2) 都の状況	10
(3) 区の状況	12

第2章 計画の概要

1 計画の位置づけ	18
(1) 計画の位置づけ	18
(2) 計画の期間	19
(3) SDGs の推進	19
2 計画の基本理念・基本方針	
(1) 基本理念	20
(2) 基本方針	20
3 計画の体系	22
4 重点施策	24
(1) 重点施策	24
(2) 数値目標	25

第3章 施策の展開

1 基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現	28
(1) 日本語支援の充実	28
(2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進	29
(3) 生活基盤の充実【重点】	31
(4) 災害等に対する備えの充実	33
(5) ICT を活用した環境整備	34
2 基本方針2：地域社会における活躍の推進	35
(1) 多文化共生の地域交流促進	35
(2) 地域活動への参加促進【重点】	37
(3) 区政への参画推進	38
3 基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	39
(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】	39
(2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進	41
(3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体の支援	42
(4) 不当な差別的取扱いへの対応強化	43

第4章 推進体制

1 推進体制	46
2 推進体制図	48
3 進行管理	48

関連資料

1 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	50
2 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則	57
3 出入国在留管理庁による在留外国人に対する基礎調査結果（令和3年度）	59
4 区民への意見聴取結果	66
5 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」委員名簿	80
6 世田谷区国際化推進委員会設置要綱	81
7 世田谷区国際化推進審議会設置要綱	82

第1章 計画の背景

1. 計画策定の趣旨・背景

世田谷区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（平成30（2018）年）の第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画として、平成31（2019）年3月に「世田谷区多文化共生プラン」（以下「第一次プラン」という。）を策定しました。第一次プランでは、基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」のもと、基本方針として「地域社会における活躍の促進」「誰もが安心して暮らせるまちの実現」「多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」を掲げ、共生社会の実現のためさまざまな施策を実施してきました。

区内在住の外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの、入国制限の緩和等により令和4（2022）年半ばから再び増加傾向にあり、令和5（2023）年6月時点ではコロナ禍前のピーク時（令和2（2020）年2月、23,124人）を上回り、過去最多の24,216人となっています。平成31（2019）年4月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、在留資格に「特定技能」が新設されました。また、令和5（2023）年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した新たな人口推計によれば、2070年の日本は、外国人数が939万人を数え、総人口の10.8%を占めると予測されるなど、外国人区民の多国籍化が進むとともに、外国人数の更なる増加が見込まれ、多文化共生施策の重要性はより高まってきています。

こうした社会情勢の変化に応じた新たなプランを策定するにあたり、令和4（2022）年に区が実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」（以下、「意識・実態調査」という。）やヒアリング調査、区民意識調査の結果などから現状と課題を整理したうえで、当区が多文化共生をさらに発展させることを目的に「世田谷区第二次多文化共生プラン」を策定します。

※「多文化共生」とは、全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことを言います（条例第2条2項）。従って、本計画における「外国人等」は、外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者等を含むとともに、本計画は、国籍、民族等の異なる全ての人々を対象としています。

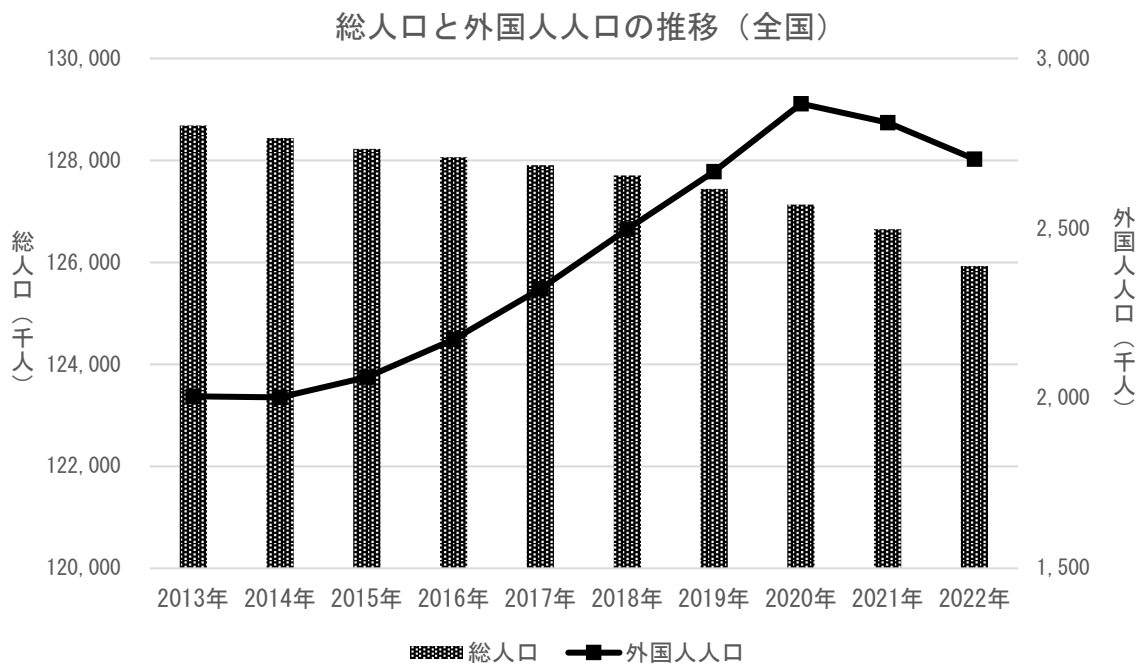
なお、第2章及び第3章における事業名称等の「外国人」は、「外国人等」と同様の意味で用いられているものとします。

2 国、都、区の動向

(1) 国の状況

① 在留外国人の人口

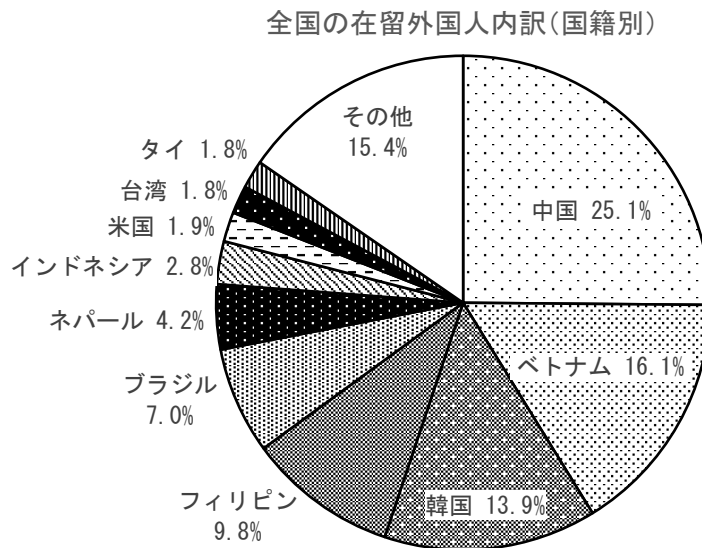
令和4（2022）年1月1日における日本国内の在留外国人数は270万4,341人と、前年に比べ10万7,202人減となりました。平成26（2014）年以降増加し続けていましたが、令和2（2020）年2月より流行した新型コロナウイルスの影響により、減少に転じています。



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日）

② 国籍・地域別外国人数

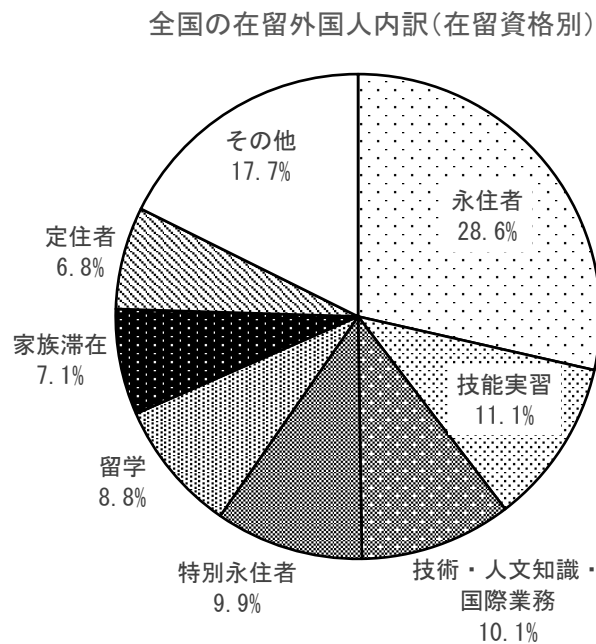
全国の在留外国人内訳（国籍・地域別）では、中国（25.1%）、ベトナム（16.1%）、韓国（13.9%）が上位となっています。



出典：法務省「在留外国人統計（2022年6月末）」

③ 在留資格別外国人数

全国の在留外国人内訳（在留資格別）では、永住者（28.6%）、技能実習（11.1%）、技術・人文知識・国際業務（10.1%）が上位となっています。



出典：法務省「在留外国人統計（2022年6月末）」

④ これまでの取組み

【多文化共生に向けた施策の推進】

令和2（2020）年に「地域における多文化共生推進プラン」が14年ぶりに改訂され、地方公共団体に対して、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画などの見直しを行い、多文化共生施策の更なる推進が求められました。

また令和4（2022）年には、めざすべき共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な重要課題及び具体的施策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定されました。

◇平成30（2018）年12月：「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の取りまとめ

◇令和2（2020）年9月：「地域における多文化共生推進プラン」の改訂

◇令和4（2022）年6月：「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の公表

【出入国及び在留外国人の公正な管理】

全ての人の出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るため、平成31（2019）年4月に出入国在留管理庁が設置され、健全な国際交流、出入国審査や在留外国人の適正な管理などのほか、外国人と日本人が共生する社会の実現に向けた、外国人の受入環境整備も行っています。

また、産業分野の人材不足を背景に、一定の専門性・技能を有する外国人材を対象とする新たな在留資格「特定技能」の創設など、外国人材の受入れが拡大しています。

◇平成31（2019）年4月：「出入国在留管理庁」の新設

◇平成31（2019）年4月：「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行、在留資格「特定技能」の創設

【日本語教育の推進に関する体制整備】

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元（2019）年に日本語教育の推進に関する法律が制定され、地域の状況に応じた日本語教育の推進が自治体の責務となりました。

また、令和5（2023）年には、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、居住する外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備を目的とした法律が可決され、日本語教育機関の認定制度並びに、認定日本語教育機関の教員の資格が創設されました。

◇令和元（2019）年6月：「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行

◇令和2（2020）年8月：「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の作成

◇令和3（2021）年10月：「日本語教育の参照枠」の取りまとめ

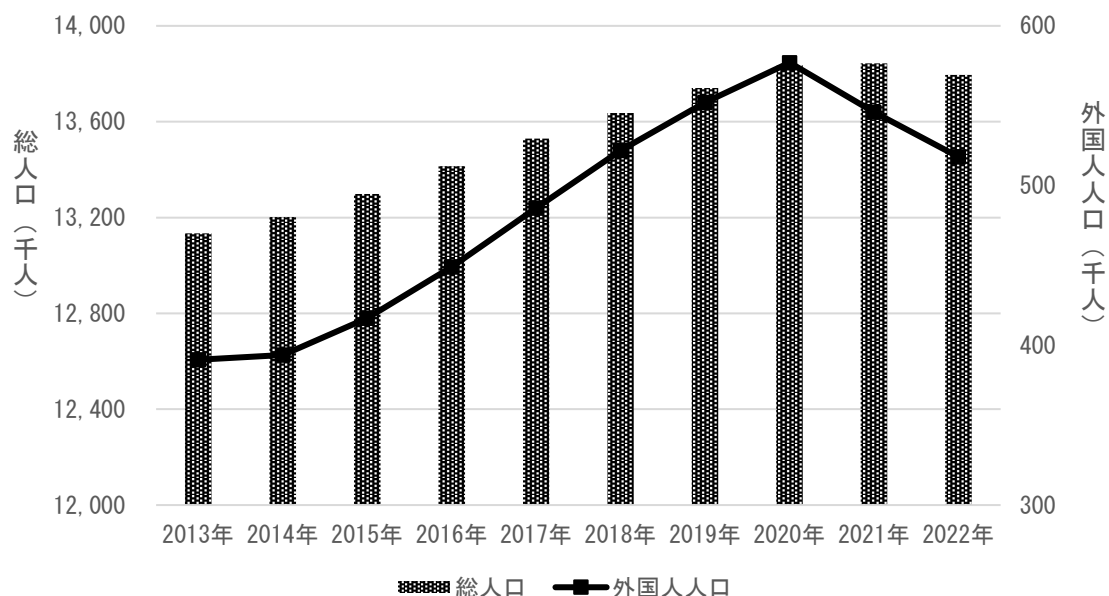
◇令和5（2023）年5月：「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育の認定等に関する法律」の可決

(2) 都の状況

① 在留外国人の人口

東京都の住民基本台帳による外国人人口は、令和4（2022）年現在で51万7,900人となっています。全国と同様に、平成26（2014）年以降増加し続けていた外国人人口は、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに大きく減少しています。

総人口と外国人人口の推移（東京都）

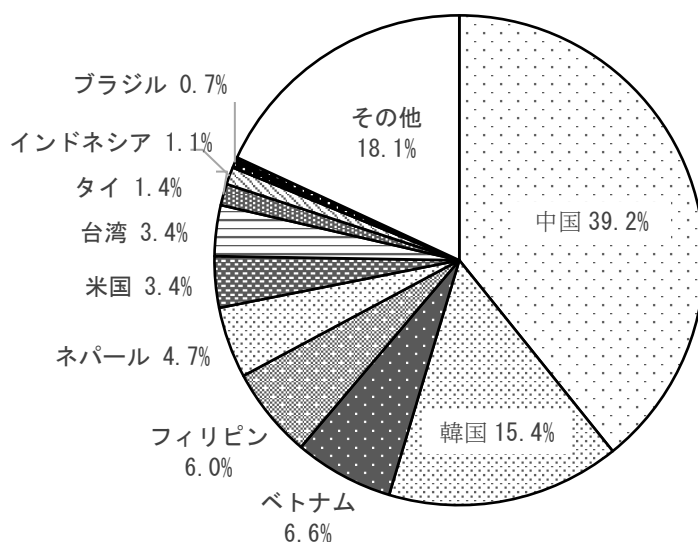


出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）

② 国籍・地域別外国人数

東京都の在留外国人内訳（国籍・地域別）では、中国（39.2%）、韓国（15.4%）、ベトナム（6.6%）が上位となっています。

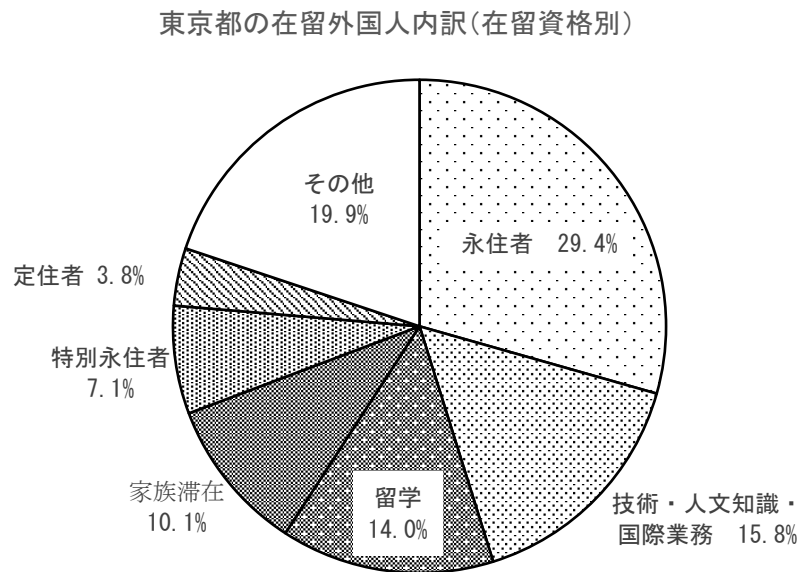
東京都の在留外国人内訳(国籍別)



出典：法務省「在留外国人統計（2022年6月末）」

③ 在留資格別外国人数

東京都の在留外国人内訳（在留資格別）では、永住者（29.4%）、技術・人文知識・国際業務（15.8%）、留学（14.0%）が上位を占めています。



出典：法務省「在留外国人統計（2022年6月末）」

④ これまでの取組み

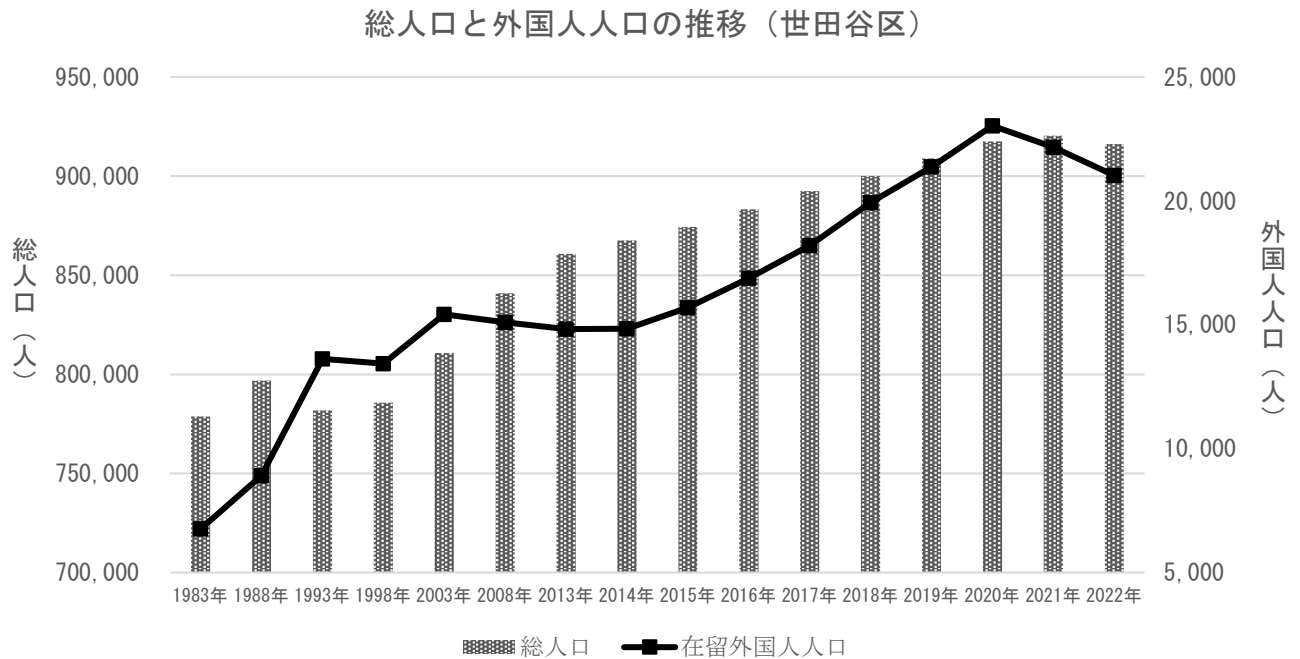
東京都は、東京における多文化共生社会の実現に向けた取組を推進するため、平成28（2016）年2月に「東京都多文化共生推進指針」（以下「指針」という。）を策定しました。本指針では、基本目標に「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を掲げるとともに、「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」、「全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実」、「グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成」という3つの施策目標を設定しています。指針に掲げた目標を推進するため、令和2（2020）年10月に一般財団法人（令和5（2023）年4月より公益財団法人）東京都つながり創生財団を設立し、連携しながら在住外国人に対する生活情報・防災情報の一元的な提供や、多言語による相談の対応、「やさしい日本語」の普及啓発など各種取組を進めています。

また、国による「日本語教育の推進に関する法律」や「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定など、地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和5（2023）年3月、「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」を示し、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等についてまとめています。

(3) 区の状況

① 在留外国人の人口

世田谷区内の在留外国人は、平成 20（2008）年のリーマンショック前後と平成 23（2011）年の東日本大震災以降に一時的に減少となりましたが、平成 26（2014）年以降は増加し続け、コロナ禍前のピーク時は初めて 2 万 3,000 人を上回りました。



出典：世田谷区統計書（各年 1 月 1 日）

東京都 23 区内の外国人人口の割合は、新宿区が 11.63%ともっとも高く、世田谷区は 2.52%で 23 区中第 23 位です。しかし、実数では、23 区中第 10 位となっています。

23 区の在留外国人の割合

23 区の在留外国人の実数

順位		外国人人口	総人口	比率
東京都総数		581,112	13,841,665	4.20%
区部		485,444	9,569,211	5.07%
1	新宿区	40,279	346,279	11.63%
2	豊島区	28,933	288,704	10.02%
3	荒川区	19,134	216,814	8.83%
4	台東区	16,026	207,479	7.72%
5	港区	19,339	261,615	7.39%
6	北区	24,307	353,732	6.87%
7	江東区	33,391	532,882	6.27%
8	江戸川区	38,446	688,153	5.59%
9	中野区	18,272	333,593	5.48%
10	文京区	12,390	229,653	5.40%
11	中央区	9,324	174,074	5.36%
12	足立区	36,048	690,114	5.22%
13	葛飾区	23,925	464,175	5.15%
14	板橋区	28,372	568,241	4.99%
15	千代田区	3,353	67,911	4.94%
16	墨田区	13,758	279,985	4.91%
17	渋谷区	10,847	229,412	4.73%
18	目黒区	9,718	278,635	3.49%
19	大田区	25,034	728,425	3.44%
20	品川区	13,720	404,196	3.39%
21	杉並区	16,921	570,786	2.96%
22	練馬区	20,813	738,914	2.82%
23	世田谷区	23,094	915,439	2.52%
市部		94,250	4,192,930	2.25%
町村部		1,418	79,524	1.78%

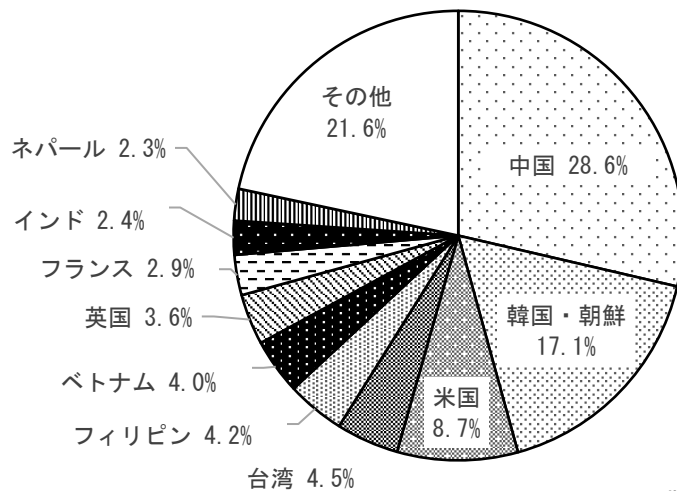
順位		外国人人口	総人口	比率
東京都総数		581,112	13,841,665	4.20%
区部		485,444	9,569,211	5.07%
1	新宿区	40,279	346,279	11.63%
2	江戸川区	38,446	688,153	5.59%
3	足立区	36,048	690,114	5.22%
4	江東区	33,391	532,882	6.27%
5	豊島区	28,933	288,704	10.02%
6	板橋区	28,372	568,241	4.99%
7	大田区	25,034	728,425	3.44%
8	北区	24,307	353,732	6.87%
9	葛飾区	23,925	464,175	5.15%
10	世田谷区	23,094	915,439	2.52%
11	練馬区	20,813	738,914	2.82%
12	港区	19,339	261,615	7.39%
13	荒川区	19,134	216,814	8.83%
14	中野区	18,272	333,593	5.48%
15	杉並区	16,921	570,786	2.96%
16	台東区	16,026	207,479	7.72%
17	墨田区	13,758	279,985	4.91%
18	品川区	13,720	404,196	3.39%
19	文京区	12,390	229,653	5.40%
20	渋谷区	10,847	229,412	4.73%
21	目黒区	9,718	278,635	3.49%
22	中央区	9,324	174,074	5.36%
23	千代田区	3,353	67,911	4.94%
市部		94,250	4,192,930	2.25%
町村部		1,418	79,524	1.78%

出典：住民基本台帳（2023年1月1日）

② 国籍・地域別外国人数

世田谷区の在留外国人内訳（国籍・地域別）では、28.6%が中国、17.1%が韓国となり、この2国籍で半数近くを占めます。外国人の国籍数は、147か国（その他・無国籍含む）あり、第一次プラン策定時の平成31（2019）年（135か国）に比べ多国籍化が進んでいます。また、国や都と比べ、米国・英国が上位にきていることが特徴として挙げられます。

世田谷区の在留外国人内訳（国籍別）

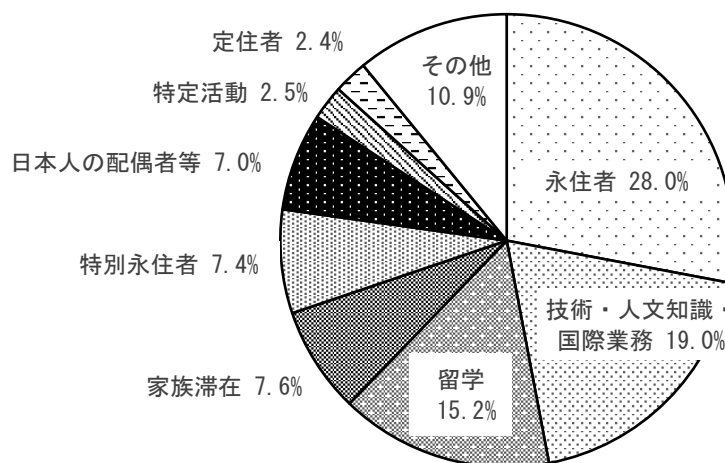


出典：住民基本台帳（2023年6月1日）

③ 在留資格別外国人数

世田谷区の在留外国人内訳（在留資格別）では、28.0%が永住者、19.0%が技術・人文知識・国際業務となり、この2分類を合わせると約47%となります。第一次プラン策定時の平成30（2018）年1月時点では留学が2位でしたが、近年では技術・人文知識・国際業務が留学を上回っています。

世田谷区の在留外国人内訳（在留資格別）

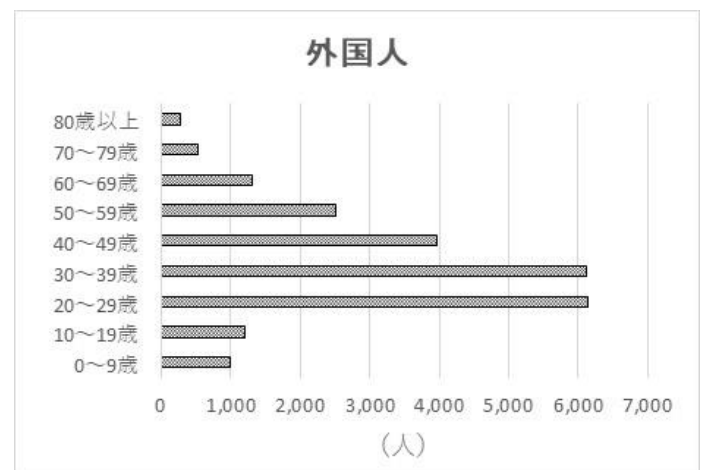
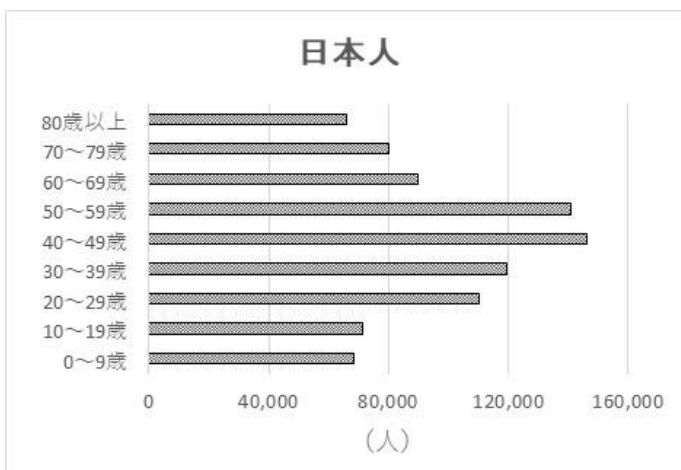


出典：住民基本台帳（2023年6月1日）

④ 年齢階級別人口

年齢	日本人		外国人		総人口
	人数	割合	人数	割合	
0～9歳	68,458	98.6%	988	1.4%	69,446
10～19歳	71,458	98.3%	1,208	1.7%	72,666
20～29歳	109,988	94.7%	6,147	5.3%	116,135
30～39歳	119,603	95.1%	6,126	4.9%	125,729
40～49歳	146,210	97.4%	3,974	2.6%	150,184
50～59歳	140,781	98.2%	2,516	1.8%	143,297
60～69歳	89,744	98.6%	1,312	1.4%	91,056
70～79歳	80,178	99.3%	534	0.7%	80,712
80歳以上	65,925	99.6%	289	0.4%	66,214
合計	892,345	97.5%	23,094	2.5%	915,439

出典：住民基本台帳（2023年1月1日）



日本人と外国人の人口を年齢別にみると、日本人は40代が最も多くなっていますが、外国人は20代及び30代が最も多く、区内の20及び30代の約5%を占めています。

⑤ これまでの取組み

世田谷区では、これまでも外国人や外国にルーツをもつ子どもたちの生活支援に向けた様々な取組みを進めてきました。平成4（1992）年度からは、外国人等が基礎的な日本語を習得するために、青少年交流センター池之上青少年会館において、外国人向けの日本語教室をスタートさせました。また、平成15（2003）年度からは、世田谷区立梅丘中学校内に、「帰国・外国人教育相談室」を開設し、「帰国・外国人・生徒指導支援校（区内小学校3校・中学校1校）」との連携のもと、帰国・外国人児童・生徒の教育や相談指導の充実を図っています。（平成13（2001）年度から平成17（2005）年度までは、文部科学省の指定事業として実施。）

また、近年の訪日外国人旅行者及び在住外国人の増加や、東京2020大会に向けた気運の高まりを踏まえ、平成28（2016）年4月には、多文化共生を推進する専管組織として国際課を新設し、取組みの拡充に努めています。

平成28（2016）年度には、世田谷区在住の日本人と外国人による、地域の国際化を考える意見交換会を実施しました。また、平成29（2017）年度には、意見交換会に加え、外国人を支援するボランティアの養成として、多文化ボランティア講座と日本語サポーター講座を開催しました。さらに、日本語を母語としない方に、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうため、「多言語表記及び情報発信の手引き」を策定しました。

平成30（2018）年4月には、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行し、この条例に基づき、第一次プランを策定しました。

また、区を取り巻く国際社会の状況等を踏まえ、より効率的・効果的に新規事業も含めた取組みを進めるために、区の国際政策の体系及び推進体制の視点を整理した「これからの国際交流のあり方」を策定するとともに、新たな国際施策をより効率的・効果的にするため、令和2（2020）年4月、公益財団法人せたがや文化財団に国際事業部を新設し、多文化共生に関する交流や情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター」を開設しました。

令和3（2021）年11月には、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、「東京都外国人支援ネットワーク」に加盟し、ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進めながら、外国人のための無料専門家相談会を協働で実施しています。

令和4（2022）年3月には、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に伴い、日本に入国するウクライナ避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うにあたり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、「世田谷区ウクライナ避難民の受け入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」を設置しました。

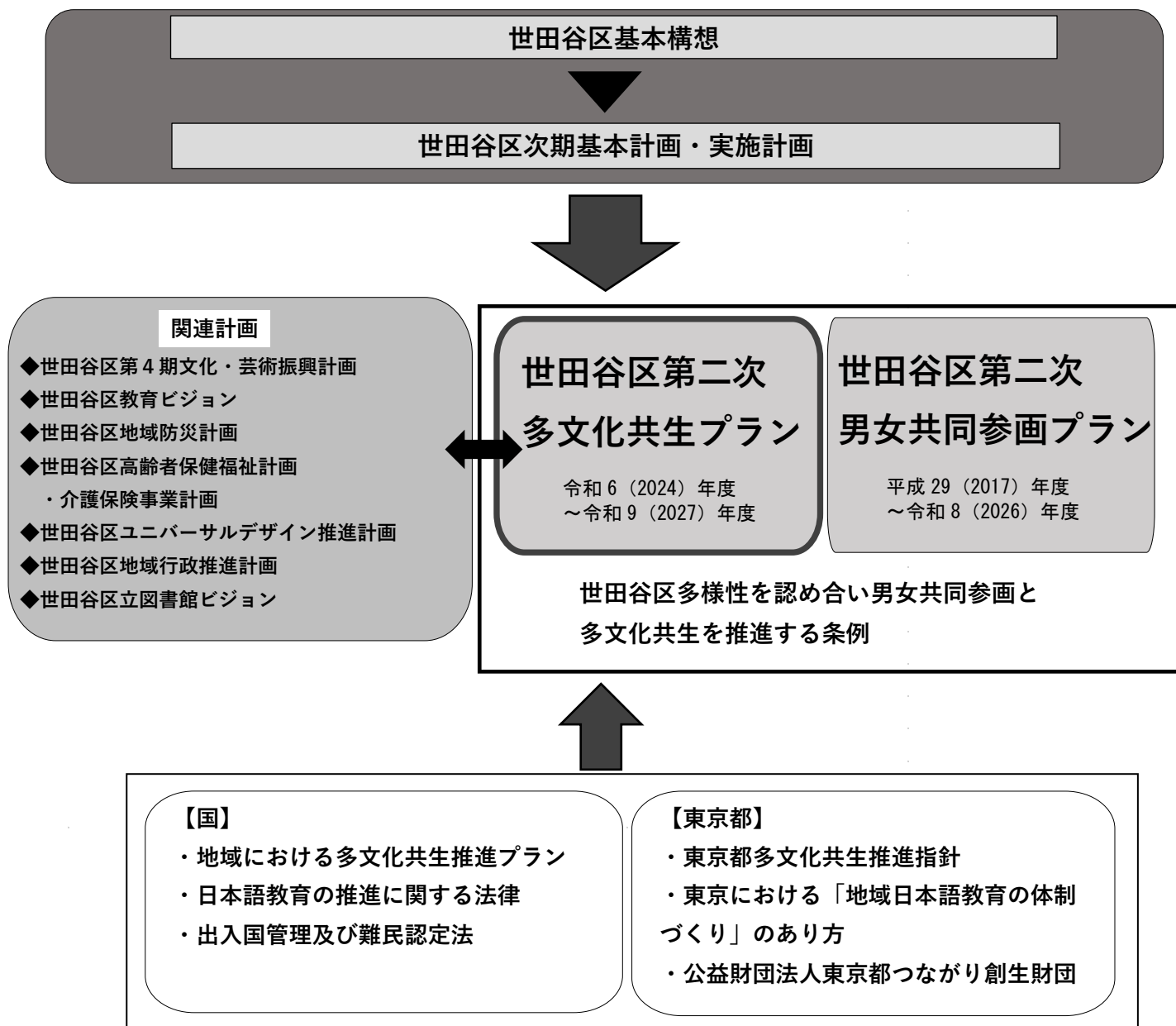
また、同年6月には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が難民問題の解決に向けて、自治体との連携強化をめざして取り組むグローバルキャンペーン「難民を支える自治体ネットワーク」に区が賛同を表明し、7月に署名式を実施しました。区では、せたがや国際交流センターと連携し、区内イベントの実施や施設での啓発物の展示、戦争や難民をテーマとした映画の上映会開催など、機会をとらえて難民への理解促進に努めています。

第 2 章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条に定める、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針と整合を図りつつ、「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」等他の行政計画と補完・連携しあうものとして位置づけます。



(2) 計画の期間

令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度を計画の期間とします。なお、計画期間中に、社会情勢等の変化などにより、計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(3) SDGs の推進

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs））は、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成 27（2015）年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられています。令和 12（2030）年まで持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

SDGs が掲げる目標や方向性は、地域課題の解決に資するものであることから、区は SDGs と関連づけながら本プランの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に関連する SDGs ゴール



目標 3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



目標 11【まちづくり】
住み続けたいと思えるまちづくりを進める。



目標 4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標 16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標 10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標 17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

2. 計画の基本理念・基本方針

(1) 基本理念

「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、
安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」

(2) 基本方針

基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現 【条例第 8 条 (6) 及び (7)】

言葉や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語化、「やさしい日本語」※での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。

基本方針 2 地域社会における活躍の推進 【条例第 8 条 (8) 及び (9)】

外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくれます。

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消 【条例第 8 条 (8) 及び (10)】

誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。

※コラム① 「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」とは、外国人等にもわかるように配慮して、簡単にした日本語のことです。平成7（1995）年の阪神・淡路大震災では、言葉が理解できず必要な情報を受け取れないなどのことから、日本人と外国人では外国人の方が被害を受けている割合が高かったことが分かっています。そこで、そうした人達が災害発生時に適切な行動をとれるように考え出されたのが「やさしい日本語」であり、一文を短くする、難しい言葉やあいまいな表現は使わないようにする等のポイントがあります。

災害時のみならず、日本人と外国人が地域で共に暮らし活躍していく多文化共生社会の実現には、お互いに歩み寄りながらコミュニケーションをとる「やさしい日本語」の活用が重要です。

こうした背景を踏まえ、国は「やさしい日本語」の活用を促進するため、令和2（2020）年に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定し、同年10月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン話し言葉のポイント」を、令和5（2023）年3月には「やさしい日本語の研修のための手引き」を公表しています。世田谷区では、平成29（2017）年12月に、日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域での情報をどのようにして正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を作成し、その中で、「やさしい日本語」について掲載しています。

●「やさしい日本語」で伝えるポイント

1. 難しい言葉は使わず、簡単な言葉に言い（書き）換える。
2. あいまいな表現は使わず、具体的に伝える。
（例）結構です。（外国人には肯定か否定かわかりません。）
3. 漢字にはルビ（ふりがな）をつける。
4. 外来語（カタカナ語）はなるべく使わない。
（例）スキーム⇒計画、コンセンサス⇒合意、デリバリー⇒配達
5. 文末はなるべく「です」「ます」「してください」に統一する。

「やさしい日本語」変換例

日本語	やさしい日本語（一例）
ごみは分別をして、決められた日に出してください。	ごみを分(わ)ける決(き)まりがあります。ごみを出(だ)す日(ひ)が決(き)まっています。
ご用件をうかがいます。	どうしましたか？
参観日。	お父(とう)さんやお母(かあ)さんなどが子(こ)どもの学校(がっこう)に行(い)って授業(じゅぎょう)をみる日(ひ)。
多摩川の水位が警戒水位を超えました。	多摩川(たまがわ)で水(みず)がたくさん流(なが)れています。水(みず)の量(りょう)が多(おお)いです。危(あぶ)ないです。逃(に)げてください。

3. 計画の体系



コラム②
せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）
について

4. 重点施策

(1) 重点施策

① 基本方針1に基づく重点施策 = 生活基盤の充実

外国人が安心して地域で生活するためには、行政情報をはじめとした生活に係る様々な事柄についての情報が容易に得られ、困ったときにはいつでも相談ができる環境が必要です。さらに、区民と行政が協働して教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を充実させることで、安心して暮らせるまちが実現します。以上から「生活基盤の充実」を重点施策と位置づけます。

② 基本方針2に基づく重点施策 = 地域活動への参加促進

外国人が地域活動に参加することは、日本人・外国人双方にとって多文化共生の意識が広がり、お互いを理解することにつながります。外国人が町会・自治会などの地域コミュニティやボランティア活動に参加することで、新たな視点や発見が期待され、外国人の方々が能力を発揮することで地域社会における自らの存在意識も高まります。以上から「地域活動への参加促進」を重点施策と位置づけます。

③ 基本方針3に基づく重点施策 = 多様な文化を受け入れる意識の醸成

すべての区民が活躍できる多文化共生社会の実現には、交流活動などを通じて文化・習慣等の違いを知り、外国人と日本人が相互に理解し、受け入れる意識の醸成が必要です。お互いの文化や習慣等に対する相互理解が深まることで、偏見や差別が解消され、多文化共生社会を実現することができます。以上から「多様な文化を受け入れる意識の醸成」を重点施策と位置づけます。

“多文化共生のまち せたがや”の実現に向けて

令和4(2022)年実施の意識・実態調査では、外国人であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことが「よくある」「ときどきある」を含め、約46%との調査結果が出ており、外国人に対する偏見・差別はいまだ解消されていないことが伺えます。

上記に掲げる「①生活基盤の充実」「②地域活動への参加促進」「③多様な文化を受け入れる意識の醸成」を引き続き重点施策として取組みを進め、本プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」の実現を目指します。

(2) 数値目標

① 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※1）

調査項目	直近の状況 (2023年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
多文化共生が進んでいる と思う区民の割合	(計数中) →	●●%	●●%以上

② 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査※1）

調査項目	直近の状況 (2023年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
重点 ② 外国人の地域活動への参加が進んでいると思う 区民の割合	(計数中)	●●%	●●%以上
重点 ③ 外国人に対する偏見や差別が減少していると思う 区民の割合	(計数中)	●●%	●●%以上

③ 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査※2）

調査項目	直近の状況 (2023年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
重点 ① 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の 割合	(計数中)	●●%	●●%以上
重点 ③ 外国人に対する偏見や差別が減少していると思う 区民の割合	(計数中)	●●%	●●%以上

※1 世田谷区民意識調査

区内在住の18歳以上の方（外国人含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

※2 外国人アンケート調査

区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

第3章 施策の展開

1. 基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 日本語支援の充実

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【現状と課題】

令和元（2019）年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じた日本語教育の推進のための必要な施策の実施に努めることとされました。

令和4（2022）年6月に区が実施した意識・実態調査では、約45%の外国人が日本語を勉強したいと回答しています。また、参加してみたい日本語教室では、「自分の家に近い」「中級・上級者向け」「オンラインで利用できる」の順に希望が多く、それぞれ4割を超える結果となりました。

外国人が地域社会で自立した生活を送るために、オンライン学習や通いやすさに配慮した日本語習得機会の提供など、外国人のニーズに沿った日本語支援が必要となります。

【施策の方向性】

- ・外国人が地域社会で自立した生活を送るため、学習ができる時間に限りがある方などでも参加できる、参加しやすい学習機会の提供と積極的な啓発を行います。
- ・オンラインの活用など、新型コロナウイルス感染症拡大の時期に学んだ手法を継続して事業に活かします。
- ・地域日本語教育コーディネーターを中心に、日本語教室への参加だけに留まらない地域との連携による日本語教育機会の可能性を検討し、拡充させます。
- ・国の日本語教育の方針に基づき、東京都の動向を確認しながら、区の状況に応じた地域日本語教育のあり方についての検討に着手します。

取組み
外国人向け日本語教室の拡充 日本語を初めて学ぶ外国人に対し、日常生活会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。
にほんご交流会の実施 外国人と日本人が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で話をする交流会を実施します。
せたがや日本語サポーター講座の実施 日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施します。
外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣 外国人の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。
外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣 外国人の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めます。

(2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

【現状と課題】

世田谷区に住む外国人の数は年々増加しており、その国籍・地域は様々です。意識・実態調査から、区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」「ことばが通じなかった」が14.3%と最も高い結果となりました。外国人にとって言葉の問題は大きく、区は今後も、行政情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用を進め、外国人に分かりやすい情報発信に努めることが重要です。また、ヒアリング調査からは、文字フォントによって外国人には読みづらいものもあるとの声が挙がっています。情報発信にあたり、視覚的に見やすく、理解しやすい表記で行政情報を作成することも必要となります。

【施策の方向性】

- ・外国人が地域社会で生活する中で、言語が分からないことに起因する困りごとが起こっている調査結果を踏まえ、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、外国人向けの情報を発信する際の多言語化を更に推進します。
- ・「やさしい日本語」の認知・理解をより高めるため、職員への研修を含め幅広く啓発に努めながら、区全体での活用を強化していきます。
- ・外国人に向け、よりわかりやすい情報を提供できるよう、ユニバーサルデザインにも留意しながら、情報発信を行います。

①情報発信における意識の醸成

取組み
「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進 日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促します。
ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発 ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン（情報のユニバーサルデザインガイドライン）の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。
職員向け「やさしい日本語」研修等の実施 「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。

②サイン等の多言語化

取組み
各種行政冊子、チラシ等の多言語化及び「やさしい日本語」の活用 各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化、「やさしい日本語」の活用を進めます。
公共施設館名表示の多言語化 公共施設館名表示の多言語化を進めます。
区広報板の多言語化 区広報板の多言語化を進めます。
街区表示板、街区案内図の多言語化 街区表示板、街区案内図の多言語化を進めます。
施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール）の多言語化 総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールの施設名表示について多言語化を進めます。
館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール）の実施 総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施します。
喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化 喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面表示シートの多言語化を進めます。
公園施設利用案内の多言語化 公園施設利用案内の多言語化を進めます。
英語・中国語版による Newsletter の発行 月に一度、外国人にお知らせしたい情報を区民ボランティアにより、やさしい日本語及び英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布します。

※新たなサイン等を設置、更新する場合は、内容を確認し、統一した表記での多言語化を進めます。

(3) 生活基盤の充実【重点】

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【現状と課題】

意識・実態調査では、日常生活における困りごとが、「特にない」が42.1%と、最も高い結果となりました。一方で、困りごとの内容については、住居に関する事、出産や子育てに関する事など、それぞれの分野で、「外国人であることを理由に住むことを断られた」「(病院で)言葉が通じずコミュニケーションが取れなかった」「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」「子どもが通っている学校の先生とうまく意思が通じない」「仕事の募集や採用が少なかった」などが多く挙げられ、様々な困りごとを抱える外国人の状況も明らかになりました。

また、支援に関して外国人が望むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に教えてくれる」の割合が、48.0%と最も高い結果となっています。

これまで区が実施してきた相談体制の安定した運営に加え、庁内の横断的な連携により、外国人が問題を抱えたまま孤立することがないように、必要な情報を得ることができる環境づくりが必要となります。

【施策の方向性】

- ・外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できる窓口については、引き続き安定した運営を行います。
- ・交流、言葉、就労、住宅など、様々な分野における外国人の困りごとの解決に向け、関係各課と取り組むとともに、せたがや国際交流センター等にも働きかけ、取り組みの充実を図ります。
- ・区では十分なアプローチが難しい就労支援などについては、適切な案内に繋がるよう、国、東京都等で実施する支援内容や事業者の取組事例などの情報収集・提供に努めます。

取組み
外国人相談窓口の運営
外国人の日常生活や区政に関する相談を、英語、中国語で受け付ける窓口を運営します。
「ライフ・イン・セタガヤ（外国語版生活便利帳）」の配付
外国人が区内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て等、生活に必要な情報を英語・中国語・ハングルで分かりやすく記載した外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」を配付します。
国際化推進事業協力員制度
外国語の能力や、国際的知識等をもつ職員を国際化推進事業協力員として登録し、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。
タブレット端末による通訳サービス等の活用促進
通訳アプリケーションを導入したタブレット端末の活用を促進し、外国人来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。
せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の運営
国際交流センターでは、外国人の暮らしに役立つ情報や、地域の国際交流活動の情報をお知らせするとともに、暮らしにおける困りごとの相談を解決するための案内を行います。また、多文化共生につながる事業を実施します。
労働に関する情報提供
三茶おしごとカフェにおいて、外国人が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる東京都労働相談情報センターや東京外国人雇用サービスセンター等の情報提供を行います。

医療に関する情報提供
外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行います。
外国人介護人材の受入支援
区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人が働きやすい環境づくりについて検討します。
外国人への情報提供
区内に在住する外国人の方に対し、「お部屋探しサポート」を通じて、民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組みます。
居住支援協議会における入居支援策の検討
居住支援協議会において、不動産団体・居住支援法人・NPO等との連携方策等、入居先を探す住宅確保要配慮者（外国人含む）及び不動産オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討します。
帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営
帰国・外国人教育相談室と4校の指導支援校（小学校3校・中学校1校）の連携のもと、帰国・外国人児童・生徒・保護者への支援を行います。
専門家相談会の実施
外国人のための相談体制強化の一環として、「東京外国人支援ネットワーク」との連携により、地域生活で生じる様々な問題について、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの専門家に相談できる、専門家相談会を実施します。

(4) 災害等に対する備えの充実

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【現状と課題】

気候変動の影響により激甚化する豪雨災害や、切迫する巨大地震など、これまでに経験したことのない災害等の発生が懸念されていますが、外国人の中には、災害が比較的少ない地域の出身の方などもいるため、災害に対する意識や備えは様々であることが想定されます。

災害発生時について、意識・実態調査では、避難場所を「知っている」と回答した割合は46.9%で、半数近くの外国人が自身の避難場所を認知していますが、災害時の困りごとでは、「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった」

(12.2%)「避難場所が分からなかった」(10.5%)、「警報・注意報などの避難に関する情報が多言語で発信されていないため分からなかった」(10.3%)との回答が多く挙がりました。

災害時には、日本人に比べ、外国人に十分な情報が伝わりづらい状況となります。区として、外国人への情報発信及び、情報の多言語化等が重要となります。

【施策の方向性】

- ・引き続き、防災訓練や防災情報の提供を継続・強化するとともに、多言語化や、「やさしい日本語」を活用した、災害発生時に活用できる情報の収集・整理と、職員及び区民への啓発を強化します。

取組み	
外国人向け防災教室の実施	外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施します。
地域の防災訓練への外国人の参加促進	様々な機会を捉え、外国人に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。
外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し	避難所運営委員会向けに作成する避難所運営マニュアルについて、「やさしい日本語」の活用や図解による情報提供等、外国人避難者が必要とする支援への対策を組み入れます。
「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配付	多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布します。
広域避難場所標識の多言語化	広域避難場所標識の多言語化を進めます。
「外国人支援担当」非常配備態勢の指定	外国人に適切な支援が行われるように、各支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行います。

(5) ICTを活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【現状と課題】

意識・実態調査から、外国人が生活するうえでの情報の入手方法は、「インターネット」が圧倒的に高く、70.0%という結果となりました。行政からの情報発信方法については、57.7%が「ホームページ」を希望しています。

行政が発信する情報を入手する際の困りごととしては、「多言語での情報発信が少ない」(34.1%)、「やさしい日本語での情報発信が少ない」(17.4%)、「公的機関のウェブサイト上で必要な情報にたどり着けない」(17.0%)と続いています。

多言語対応や「やさしい日本語」の活用も含め、情報にアクセスしやすい環境づくりを、区ホームページを中心とした ICT 技術の活用により、引き続き整備していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ ホームページによる情報発信のニーズが高い一方で、必要な情報にたどり着けない、「やさしい日本語」での発信が少ないなどの声もあることから、区ホームページを中心に、「やさしい日本語」や写真、イラスト等を活用し、情報にアクセスしやすい環境づくりを進めます。
- ・ 国際交流センターと連携し、更に SNS 等を積極的に活用し、情報発信を強化します。

取組み
デジタルブック（カタログポケット）による情報発信
区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信します。
ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営
区のホームページを多言語に自動で翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取組みます。
外国人向けページの充実
区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人向けページの充実を図ります。
タブレット端末による通訳サービス等の活用促進（再掲）
観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信
区内のおすすめ「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語（英語、中国語、ハングル）で発信します。
公衆無線 LAN 環境の整備拡充
区民生活の利便性向上を図るための行政手続きや、区民利用施設における自主活動、生涯学習など学習環境を整えるため、また、防災時において区民が情報収集を迅速に行い、適切な行動に繋げるため公衆無線 LAN のアクセスポイントを拡充します。
世田谷デジタルミュージアムによる情報発信
区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進します。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際の地域の文化財の案内など、ICT 技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人向けに世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝えます。

2. 基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【現状と課題】

意識・実態調査から、日本人との付き合いがない理由は「言葉が通じないから」が50.2%と最も高く、社会参加について、参加したいと思うが参加したことがない理由では、「どのような活動が行われているか知らない」(65.6%)、「言葉が通じるか不安がある」(43.8%)の順となりました。

また、地域活動時に必要なサポートについては、「地域活動の情報を提供してほしい」が54.1%、次いで「多言語で資料をつくってほしい」が27%と続いています。

地域での交流活動については、言葉に対する不安の声が多く挙がっています。交流事業や、外国人が地域で活躍できる場づくりにあたり、効果的な事業実施に向けた検討を行うとともに、外国人の言語的な不安の軽減を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・日本人との付き合いがない理由や、交流活動に参加したいができない理由に「言葉が通じないから」という意見が挙がりました。地域住民との相互理解を深めるための交流事業等を実施するうえで、言語的な不安を軽減するため、多言語対応及び「やさしい日本語」の活用を一層進めます。→基本方針1(2)
- ・コロナ禍での経験から得たオンライン等の手法を生かし、工夫しながら各施策を実施するなど、引き続き外国人を含め、誰もが参加しやすい事業を展開していきます。
- ・事業展開においては、せたがや国際交流センターと連携し、双方が持つノウハウや人的ネットワークを活かしながら役割分担を行います。

取組み
トライアングルフェスタの実施 上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。
三茶 de 大道芸の実施 第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。
せたがや国際メッセの実施 区内大使館や大学、国際交流団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。
English Table の実施 区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。
やさしい日本語でまち歩き 日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。

外国人向け英語によるまち歩き

英語ガイドが区内の有名場所を案内します。

子ども企画の実施

夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。

韓国語でおしゃべり

国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒にしゃべりをします。

(2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【現状と課題】

意識・実態調査から、地域活動を行うときに必要なサポートについて、「地域活動の情報を提供してほしい」という回答が54.1%と最も高い結果となりました。外国人ボランティアの活躍機会の拡充においては、機会があるということを見えるようにしておくことや、日常から地域活動に関心のある人と繋がっておく仕組みが必要です。

また、地域の外国人だけではなく、日本人もともに活動に参加をしていくことができる仕組みづくりが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 地域活動への参加は外国人に限らず、誰もが地域住民として活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加促進を行います。
- ・ 現在実施しているボランティアに関する事業においても、機会があることの更なる周知を行うとともに、関係所管等に対する働きかけと連携を強化し、誰もが活躍できるきっかけとなる場を広げていきます。

取組み
町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進
外国人にも分かりやすいやさしい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めていきます。
「おたがいさま bank」への登録促進
「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクです。外国人が参加するイベント等において、積極的に登録の促進を図ります。
外国人ボランティアの活躍機会拡充
外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。

(3) 区政への参画推進

区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。

【現状と課題】

区ではこれまで、外国人の意識を把握するため、外国人との意見交換会や外国人アンケート等を実施し、令和4(2022)年度には、本プランの基礎調査となる意識・実態調査を実施するなど、外国人の声を事業の参考としてきました。

区の多文化共生を推進するためには、これまで行ってきた外国人の意識を把握する機会のみならず、日本人の意識についても把握し、施策に活かすことも必要です。

【施策の方向性】

- ・外国人を含めた区民への調査や意見交換会などを通して、引き続き意見の把握及びアイデアの収集に努めます。また、区が外国人等に調査等を行う際には、庁内で調査項目を確認して実施し、結果を全庁で共有するなど、外国人の視点を持った事業展開に役立てます。
- ・区民の区政参加へのモチベーション向上につながる取組みを検討します。
- ・多文化共生を推進するため、調査等により、外国人のみならず、日本人の意識の把握にも努めます。

取組み
各会議体やイベント等における外国人の意識の把握
区民の意見を反映するための会議やイベントについて、より多くの外国人が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組みます。
区民意識調査の実施
区民意識調査において、外国人を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人の声を区政に反映します。
外国人との意見交換会の実施
外国人の意見を区政に反映させるため、区内在住の外国人同士あるいは、区内在住の外国人と日本人による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。
外国人アンケート調査の実施
外国人の意見を聞くために、外国人との意見交換会と併せ、アンケート調査を実施します。

3. 基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【現状と課題】

偏見・差別が減っていると感じる外国人の割合が徐々に増加する一方で、意識・実態調査では、約46%の外国人が偏見・差別を感じたことが「よくある」「ときどきある」と回答しています。住居を探すとき、電車やバスに乗っているとき、仕事を探したり、働いているときなど、様々な場面で偏見・差別が起こっている中で、すべての人が暮らしやすい社会に向けて、ホスト（受入れ）社会の人権意識の醸成を、継続・強化していく必要があります。

また、多文化共生には自分のルーツを忘れないという意味も含まれます。外国人数の増加や多国籍化により、子どもたちのルーツも多様化することから、多文化共生の意識づくりに向けて、子どもに対する母語※等への理解に繋がる仕組みも必要です。

【施策の方向性】

- ・ 偏見・差別の解消に向けて、実際に体験した偏見・差別や、人権についての学習などを通じて、多様な文化を受け入れる意識の醸成を継続・強化していきます。
- ・ 外国にルーツを持つ子どもが、母語等に触れられる機会の創出に取り組みます。

※ 母語とは、幼時に自然に習得する言語のことです。

① イベント

取組み
キネコ国際映画祭の実施
映画を通じて世界の芸術や文化に触れ、豊かな感性を育むため、子どもたちのための国際映画祭である「キネコ国際映画祭」の実施を共催し、支援していきます。
トライアングルフェスタの実施（再掲）
三茶 de 大道芸の実施（再掲）
せたがや国際メッセの実施（再掲）
English Table の実施（再掲）
やさしい日本語でまち歩き（再掲）
外国人向け英語によるまち歩き（再掲）
子ども企画の実施（再掲）
韓国語でおしゃべり（再掲）
人権啓発イベントの実施
人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者と共に人権啓発イベントを実施します。

<p>アメリカ選手をはじめとした外国人選手と区民との交流事業の実施</p> <p>東京2020大会のレガシーを活かした取組みとして、アメリカオリンピック・パラリンピック委員会や関係団体と連携し、アメリカをはじめとした外国人選手との直接交流の場を継続して設けていくことで、多文化共生社会の理解・促進を図ります</p>
<p>ホストタウン交流イベントの実施</p> <p>世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることから、アメリカ発祥の音楽等を通じて区民がアメリカ合衆国の文化に触れる機会を創出し、多文化や多様性への理解を促進していきます。</p>

② ボランティア

<p style="text-align: center;">取組み</p>
<p>世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進</p> <p>ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進します。</p>
<p>観光ボランティアガイド事業の実施</p> <p>多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアによるガイドを実施します。</p>

③ 研修・講座等

<p style="text-align: center;">取組み</p>
<p>多文化理解講座の実施</p> <p>主に日本人を対象に、海外の文化や慣習を知る機会を設けることで、多文化共生の意識を醸成します。</p>
<p>職員自主研修の支援</p> <p>語学講座・他国交流講座等の自己研鑽の機会を提供します。</p>
<p>職員向け人権研修の実施</p> <p>職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施します。</p>
<p>教育総合センターにおける英語教室の実施（小学生以上対象）～国際理解教育事業</p> <p>小・中学生及び高校生・社会人・シニアなど区民を対象に英語でのコミュニケーションを体験するプログラムを実施します。</p>
<p>教育総合センターにおける英語教室の実施（乳幼児対象）～国際理解教育事業</p> <p>外国人講師と触れ合いながら保護者と共に歌や手遊びなど遊び感覚で英語を楽しみます。</p>
<p>人権に関する意識の啓発</p> <p>個人を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができるよう、講座や展示等を通して、人権に関する意識の啓発を行います。</p>
<p>ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発（再掲）</p>

(2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成させるため、児童・生徒を対象とした、外国語教育などの国際理解教育に加え、学校において人権の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

【現状と課題】

意識・実態調査において数値データは出ていませんが、学校に通う子どもや教員について、外国人や障害者に対する偏見や差別の意識がある、との声が挙がっています。学校において、国際理解教育だけでは不十分で、人権の視点に立った多文化共生教育が必要となります。

【施策の方向性】

- ・ 偏見・差別の解消に向けて、外国語教育などの国際理解教育に加え、教員向けには人権教育研修を行うなど、学校において人権の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組みを進めます。

取組み
海外派遣等を通じた国際交流事業の実施
児童・生徒の国際理解を深めるとともに、国際化の進展に対応し、異文化の理解・多文化共生の考え方にに基づき、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力を醸成することを目的に、児童・生徒の国際交流事業に取り組みます。
国際理解教育の充実
様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。
小学校「外国語」への対応
学習指導要領の改訂に伴う小学校高学年における外国語活動の教科化及び中学年への外国語活動の導入に対する適切な対応を図ります。
多様な手法による英語教育の充実
急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。
多文化共生事例の紹介
区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、ホームページで紹介し、多文化共生の意識の醸成を図ります。
多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施
区教育委員会では、重点的に取り組む人権課題の一つに「外国人」を掲げ、各園・各校は発達段階に応じて計画的な指導計画の作成を進めます。また、区立幼稚園、小・中学校の教員研修において、人権教育研修を実施します。

(3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体の支援

多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【現状と課題】

区内の国際交流団体に対し、平成7（1995）年度より、世田谷区国際平和交流基金を活用し、これまで多くの団体に対して助成事業を行ってまいりました。この取組みを継続・強化していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・区内の国際交流活動団体に対し、平成7（1995）年度より世田谷区国際平和交流基金を活用し、これまで延べ約150の団体へ助成事業を行ってまいりました。今後も事業の周知を継続しながら、様々な団体による多文化共生や国際協力を目的とした活動等に対し、広く支援を行います。

取組み
国際平和交流基金助成による団体支援
国際平和交流基金を活用し、区民の自主的な多文化共生・国際交流活動団体を支援します。
国際活動団体の支援
区内で活動する国際交流団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげます。

(4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

【現状と課題】

意識・実態調査から、差別を受けた際の相談先について、「相談していない」の割合が46.8%と最も高い結果となり、「家族・親族」25.5%、「同じ国籍・地域の友人・知人」24.3%と続いています。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例には、第11条及び第12条で、苦情申し立て等の制度を設けています。この制度のさらなる周知も含め、外国人が安心して相談できる体制の整備が必要です。

【施策の方向性】

- ・調査結果から、差別を受けた際に相談していないと答える人が多く、その中には「相談できる窓口がない」という状況も含まれていると考えております。同じ国籍の友人・知人が少ない人にとっても、安心して相談できる公的な相談窓口の体制づくりに向け、関係所管含め引き続き調整してまいります。⇒基本方針1(3)
- ・外国人への偏見・差別の解消に向けた取組みを強化するとともに、不当な差別的扱い等が実際に起こった場合に、相談先として窓口があることや苦情・意見の申し立て制度があることの周知に取り組みます。

取組み
男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情相談・申し立て等への対応
男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

第4章 推進体制

1. 推進体制

多文化共生社会の実現に向け、施策を着実に推進するためには、行政だけでなく、地域や関係団体・機関が連携を図りながら取り組みを進めることが重要です。

この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第9条1項に基づき「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」の意見を聴き、「国際化推進委員会」及び「国際化推進協議会」による全庁的な検討を行うとともに、区民意見募集等で幅広い区民の意見・要望を尊重し反映しています。

国際化推進組織

(1) 世田谷区

以下組織において、多文化共生施策を推進するとともに、事業の進行管理を行うことで、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現を図ります。

① 国際化推進委員会

生活文化政策部を所管する副区長を委員長とし、部長級職員を委員として構成し、世田谷区の国際化の推進に関することについて、検討します。

② 国際化推進協議会

生活文化政策部長を会長とし、関係所管の課長級職員を委員として構成し、世田谷区の国際化施策について、検討・作業を行い、適宜、国際化推進委員会に報告します。会長は、必要があると認めるときは、学識経験者2名以内、英語、中国語又は韓国語を母語とする区民各1名から意見を求めることができます。

(2) 公益財団法人せたがや文化財団国際事業部

国際政策を取り巻く状況を踏まえ、取組みを拡大・充実させていくために新たな国際化推進組織として公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業を専管する組織を新設しました。

新たな推進組織のもとで、情報発信、場（機会）の提供、区民や団体とのネットワーク構築を進めることで、区民レベルでの多文化共生、国際交流、国際協力・国際貢献を活性化させていきます。

(3) 区民・関係団体・関係機関

条例第4条に基づき、多文化共生施策の実施にあたっては、区民、事業者、大学、市民活動団体、大使館等と連携協力して取り組みます。

条例に基づく区長の附属機関

(1) 男女共同参画・多文化共生推進審議会

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第10条に基づく区長の附属機関です。委員は、男女共同参画・多文化共生に関する見解を有する方の中から区長が委嘱します。区の男女共同参画・多文化共生施策に関し、多様な視点から議論を行う必要があるため、幅広い分野から委員を選出します。また、区民による意見が反映されるよう、委員の一部を区民から公募するなど、区民参加の機会を確保します。

① 男女共同参画推進部会

男女共同参画・多文化共生推進審議会のもと、男女共同参画に関する事項その他の専門的事項について、調査・審議します。

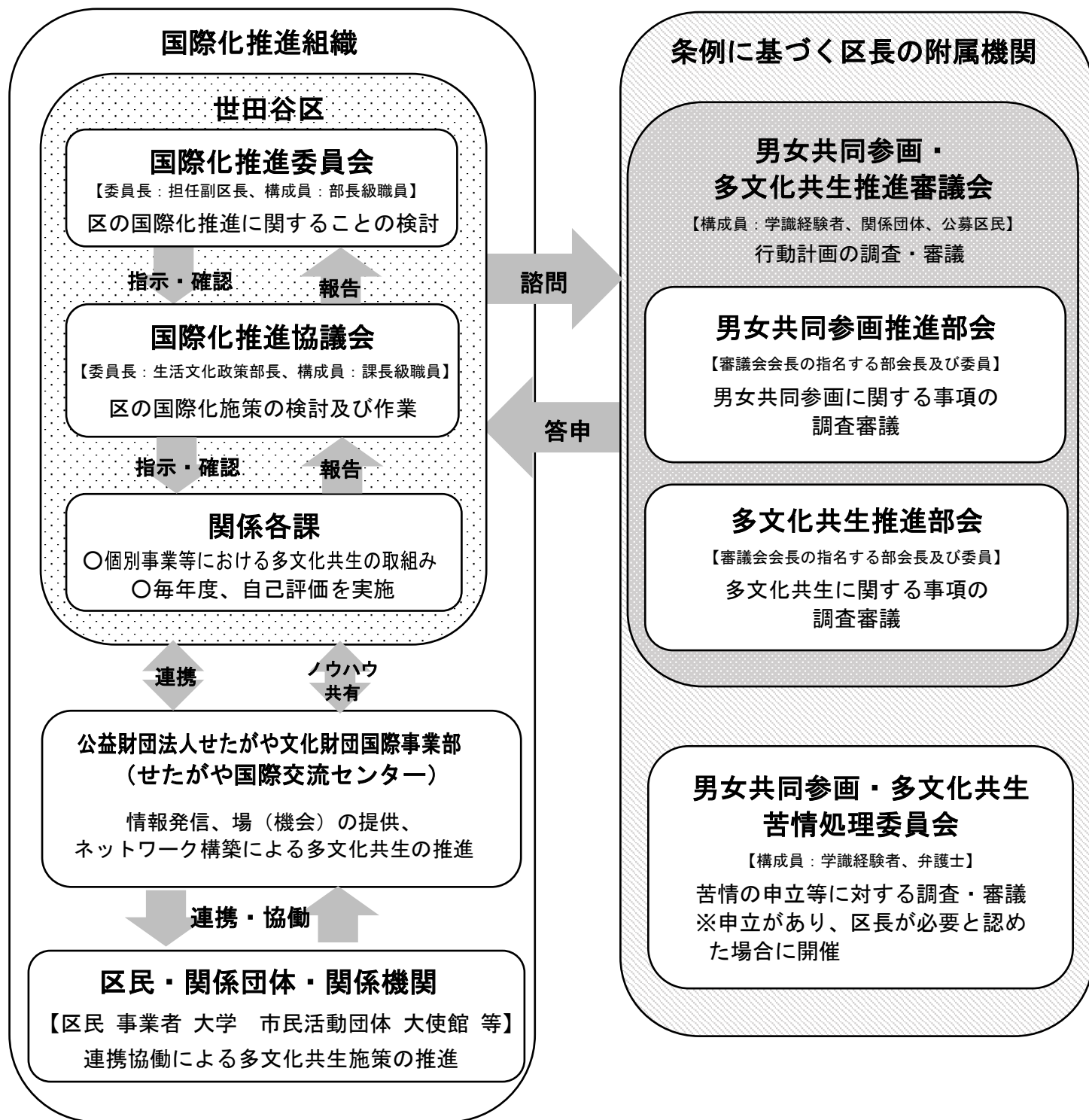
② 多文化共生推進部会

男女共同参画・多文化共生推進審議会のもと、多文化共生に関する事項その他の専門的事項について、調査・審議します。

(2) 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第11条～第12条に基づく区長の附属機関です。委員は、男女共同参画・多文化共生に関する深い見識を有する方や法律の専門家です。苦情等申し立てがあり、区長が意見を聞く必要があると認めた場合に開催します。

2. 推進体制図



3. 進行管理

本プランに基づき実施された事業については、毎年度実績調査を行い、進捗状況を把握していきます。その結果については、国際化推進委員会で検証のうえ、男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告し、社会状況や国・都の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

関 連 資 料

1. 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策等（第8条・第9条）

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（第10条）

第4章 苦情処理（第11条・第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。

世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策（以下「男女共同参画・多文化共生施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。

(2) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

(3) 性別等 生物学的な性別及び性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）並びに性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。）をいう。

(4) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。

(5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(6) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動を含む。）のことをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

(1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。

(2) 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。

(3) 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その他関係機関等と連携協力して取り組むものとする。

（区民の責務）

第5条 区民は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等)

第7条 何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 男女共同参画・多文化共生施策は、次に掲げるものを基本とする。

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) ワーク・ライフ・バランス（個人の仕事と生活の調和を図ることをいう。）に係る取組の推進
- (3) ドメスティック・バイオレンスの根絶
- (4) 性別等の違いに応じた心及び身体への健康支援
- (5) 性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
- (6) 外国人、日本国籍を有する外国出身者等（以下「外国人等」という。）への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
- (7) 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
- (8) 外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
- (9) 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
- (10) 国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消

2 区長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育又は啓発を積極的に行うものとする。

(行動計画)

第9条 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。

2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会)

第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 行動計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査・審議するため又は調査・審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て等)

- 第11条 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し苦情若しくは意見の申立て又は相談をすることができる。
- 2 区長は、前項の規定による申立て又は相談（以下「苦情の申立て等」という。）を受けたときは、速やかに調査等を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区長は、必要と認めるときは、次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会)

- 第12条 苦情の申立て等について、公正かつ適切に処理するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を置く。
- 2 苦情処理委員会は、前条第2項の規定による区長の諮問に応じ、苦情の申立て等について調査・審議し、区長に対して意見を述べるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、男女共同参画及び多文化共生に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

Ordinance to Promote Gender Equality and Intercultural Cohesion for a Diverse Setagaya

Contents

Preamble

Chapter 1: General Provisions (Articles 1–7)

Chapter 2: Basic Measures, etc. (Article 8, Article 9)

Chapter 3: Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural cohesion in Setagaya City (Article 10)

Chapter 4: Resolution of Complaints (Article 11, Article 12)

Chapter 5: Miscellaneous Provision (Article 13)

Supplementary Provision

The building of local communities characterized by respect for the dignity of each person, acceptance of diversity such that each individual can live in the way they see fit, regardless of age, gender, nationality, ability or disability is what we as humans should aim for, over and above national boundaries and ethnic differences. Moreover, acceptance of each and every person in their individuality leads to societies that can offer a diverse range of lifestyles, where people can participate in all activities and where duties can be shared.

Sharing this philosophy with the City, residents and businesses and united behind it, Setagaya City enacts this ordinance with the purpose of creating a local community that accepts diversity and respects human rights by promoting gender equality and intercultural cohesion.

Chapter 1: General Provisions

(Purpose)

Article 1

With regard to the promotion of gender equality and intercultural cohesion, this ordinance establishes the guiding principles and defines the roles and duties of the City, residents and businesses. It also stipulates basic articles for policies and measures to promote gender equality and intercultural cohesion (hereafter “gender equality and intercultural cohesion measures”). It thereby works for a gender equitable and intercultural community with the objective of contributing to the realization of a society that accepts diversity and respects human rights.

(Definitions)

Article 2

In this ordinance, key terms are defined as follows:

(1) Gender equality:

Regardless of their biological sex, the opportunity of all to freely participate across all spheres of life is preserved, and every person is able to enjoy the political, economic, social and cultural benefits thereof.

(2) Intercultural cohesion

All people accept the cultural differences of those of other nationalities and ethnicities, living together and building relationships of equality.

(3) Gender

Biological sex, gender identity (one’s own identified gender) and sexual orientation (a person’s sexual identity in relation to the gender to which they are attracted).

(4) Resident

A person living in Setagaya, working in Setagaya or attending an educational facility in Setagaya.

(5) Business

An individual, corporation or organization carrying out business activities in

Setagaya.

(6) Sexual minority

A person whose gender identity, sexual orientation, etc. differ from the majority of the population.

(7) Domestic violence

Violence (including behaviors and actions causing mental or physical harm) between those who are, or were, in an intimate relationship such as spouse or partner.

(Guiding Principles)

Article 3

The guiding principles for the promotion of gender equality and intercultural cohesion (hereafter “guiding principles”) are as follows.

(1) Diversity is accepted by all, human rights are protected and every person can live with dignity.

(2) All people can choose from a diverse range of lifestyles, fulfilling their potential based on their own free will.

(3) All people are able to participate in activities in every field, sharing responsibility.

(Duties of the City)

Article 4

The City, based on these guiding principles, has the responsibility to implement gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way.

2 The City, in its implementation of gender equality and intercultural cohesion measures, shall obtain the cooperation of residents and businesses and engage in partnerships with the central government, other regional authorities and other relevant bodies.

(Duties of Residents)

Article 5

City residents, based on the guiding principles, must deepen their understanding of gender equality and intercultural cohesion and must make efforts to achieve a gender equitable and intercultural society in every field of activity.

2 Residents must make efforts to cooperate with the gender equality and intercultural cohesion measures implemented by the City.

(Duties of Businesses)

Article 6

Businesses, based on the guiding principles, must deepen their understanding of gender equality and intercultural cohesion and must make efforts to take the steps necessary to achieve a gender equitable and intercultural society in their business activities and in the operation of their workplaces.

2 Businesses must make efforts to cooperate with gender equality and intercultural cohesion measures implemented by the City (elimination of discrimination on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity).

Article 7

Unjust discriminatory treatment by anyone on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity, must not violate the rights and interests of others.

2 Care must be taken not to communicate information to the public that promotes unjust discrimination on the basis of gender difference, or on the basis of cultural differences with people of different nationality or ethnicity.

Chapter 2: Basic Measures, etc.

(Basic Measures)

Article 8

Gender equality and Intercultural cohesion measures shall be based on the following.

- (1) Elimination of stereotypical perceptions of gender roles
 - (2) Promotion of initiatives related to work-life balance (efforts by individuals to harmonize their work and private lives)
 - (3) Eradication of domestic violence
 - (4) Accounting for gender differences in the provision of physical and mental health support
 - (5) Supporting the promotion of understanding of diverse sexuality such as sexual minorities and the elimination of barriers in everyday life associated with sexual difference.
 - (6) Supporting communication with foreigners and those born abroad with Japanese citizenship (hereafter “foreigners”) through provision of language in foreign languages, etc.
 - (7) Supporting livelihoods so that foreigners can live safely and securely
 - (8) Promoting intercultural community-building by promoting exchange with foreigners
 - (9) Supporting promotion of community engagement by foreigners and their success in society
 - (10) Eliminating prejudice and unjust discrimination against different nationalities and ethnicities based on cultural differences
- 2 In order to effectively promote these basic measures, the Mayor shall positively pursue and engage in the public education and awareness-raising required.

(Action plan)

Article 9

In order to promote gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way, the Mayor shall draw up and publish an action plan.

2 In drawing up the action plan, the Mayor must listen to the views of the Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City as stipulated in the following articles.

3 The Mayor shall update the public on the implementation of measures based on the action plan every year.

Chapter 3

Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City

Article 10

An Advisory Board for the Promotion of Gender Equality and Intercultural Cohesion in Setagaya City (hereafter “the Board”) shall be formed as a mayoral body to review and discuss matters necessary to promote gender equality and intercultural cohesion measures in a comprehensive and planned way.

2 The Board will review and discuss the following matters as advised by the Mayor.

- (1) Matters related to the action plan.
- (2) In addition to the above, any matters as deemed necessary by the Mayor to promote gender equality and intercultural cohesion measures

3 The Board will be made up of no more than 15 members appointed by the Mayor including academic experts, residents of Setagaya and any other persons as deemed necessary by the Mayor.

4 The term of the above members shall be two years, with no cap on reappointment. However, a replacement member shall sit for the remainder of the term of their predecessor only.

5 A task force may be appointed within the Board in order to review and discuss specialized matters not limited to matters related to gender equality and intercultural cohesion or to conduct reviews and discussion efficiently.

6 In addition to the matters established above, rules are established regarding the requirements for organization and operation of the Board.

Chapter 4 Resolution of Complaints (Filing complaints, etc.)

Article 11

City residents and businesses may file a complaint against the Mayor, submit their opinions or seek advice on matters related to gender equality and intercultural cohesion measures.

2 The Mayor, upon receiving a complaint or query as stipulated in the preceding clause (hereafter “complaints”), shall promptly investigate or take other appropriate steps as required. In this case, the Mayor shall, as deemed necessary, consult the Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City.

(Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City)

Article 12

In order to ensure that complaints are resolved fairly and appropriately, an Advisory Board for the Resolution of Gender Equality and Intercultural Cohesion Complaints in Setagaya City (hereafter the “Complaints Resolution Board”) shall be appointed as a mayoral body.

2 The Complaints Resolution Board shall review and discuss complaints as required to advise the Mayor as stipulated in the above Article 11(2).

3 The Complaints Resolution Board shall consist of no more than three members appointed by the Mayor with deep understanding and insight into matters related to gender equality and intercultural cohesion.

4 The term of the above members shall be two years, with no cap on reappointment. However, a replacement member shall sit for the remainder of the term of their predecessor only.

5 The Complaints Resolution Board, when deemed necessary for the purposes of review and discussion, may request the attendance of relevant official or other related persons to provide their opinion or a briefing. It may also request the submission of necessary documents from such persons.

6 In addition to the matters established above, rules are established regarding the requirements for organization and operation of the Complaints Resolution Board.

Chapter 5 Miscellaneous Provisions (Delegated)

Article 13

Rules are established regarding the requirements for the enforcement of this ordinance.

Supplementary Provisions

This ordinance takes effect on April 1, 2018.

2. 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の委員)

第2条 条例第10条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

(1) 学識経験のある者 6名以内

(2) 区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員9名以内（審議会の会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

(審議会の会議)

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 審議会を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。

(審議会の部会)

第6条 条例第10条第5項の規定に基づき、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査・審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(苦情の申立て等の手続)

第7条 条例第11条第1項の苦情若しくは意見の申立て又は相談（以下「苦情の申立て等」という。）をしようとする者は、苦情の申立てをしようとする場合にあっては苦情申立書（第1号様式）を、意見の申立て又は相談をしようとする場合にあっては意見申立・相談書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、苦情の申立て等のうち、苦情又は意見の申立てに係る処理を終了したときは、苦情又は意見の申立て処理結果通知書（第3号様式）により当該苦情又は意見の申立てをした者に対し通知するものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会の委員長)

第8条 条例第12条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、苦情処理委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、苦情処理委員会に属する委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(苦情処理委員会の招集)

第9条 苦情処理委員会は、委員長が招集する。

(苦情処理委員会の会議)

第10条 苦情処理委員会は、委員2人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(年次報告)

第11条 区長は、毎年度1回、苦情の申立て等の処理状況について審議会に報告するものとする。

(庶務)

第12条 審議会及び苦情処理委員会の庶務は、生活文化部人権・男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する

3. 出入国在留管理庁による在留外国人に対する基礎調査結果（令和3年度）

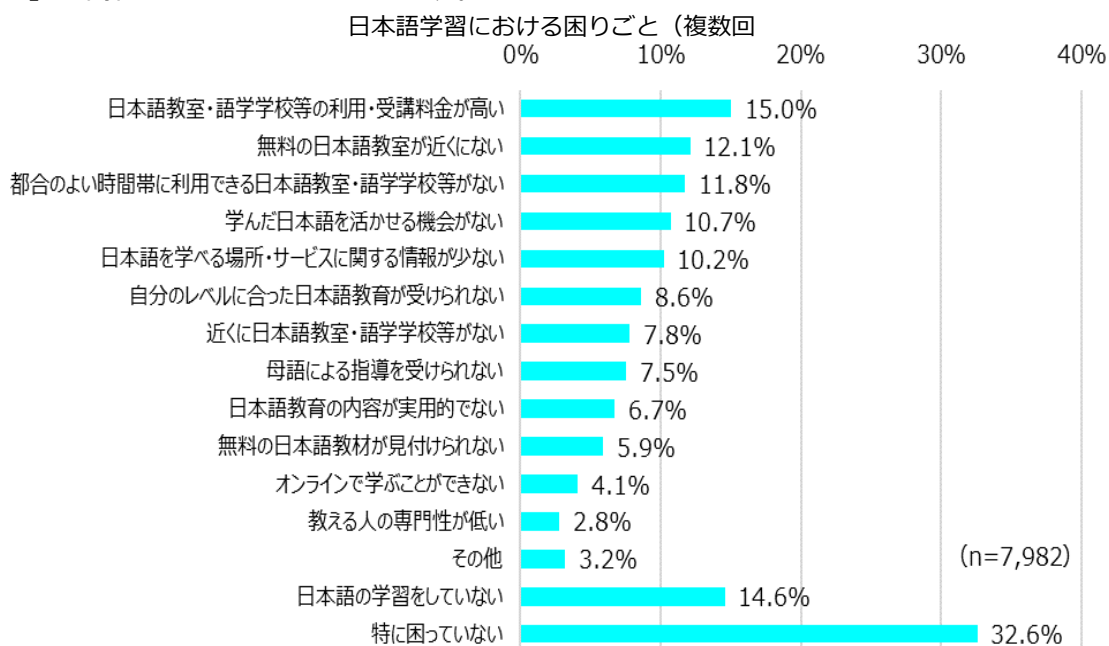
出入国在留管理庁は、在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人に関する共生施策の企画・立案に資することを目的として基礎調査を行いました。

調査対象：令和4年1月17日時点で、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している18歳以上の中長期在留者及び特別永住者から無作為抽出された計40,000人

調査期間：令和4年2月18日（金）～令和4年3月3日（木）

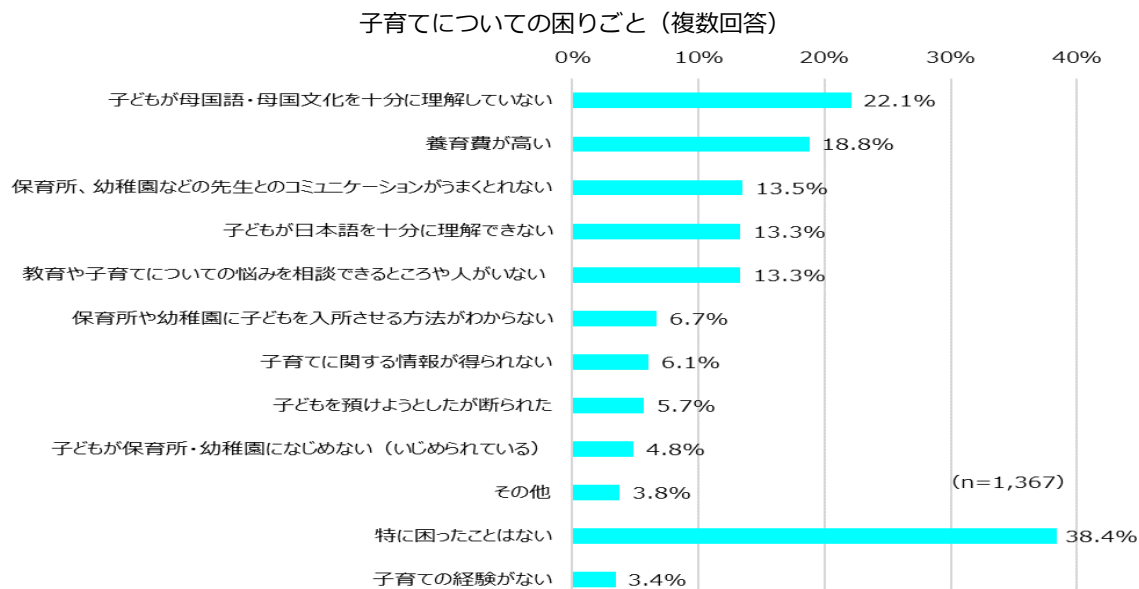
① 日本語学習における困りごと

▼日本語学習における困りごとでは、「日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い」（15.0%）が最も高く、続いて「無料の日本語教室が近くにない」が12.1%となっています。また、「特に困っていない」の割合は32.6%となっています。



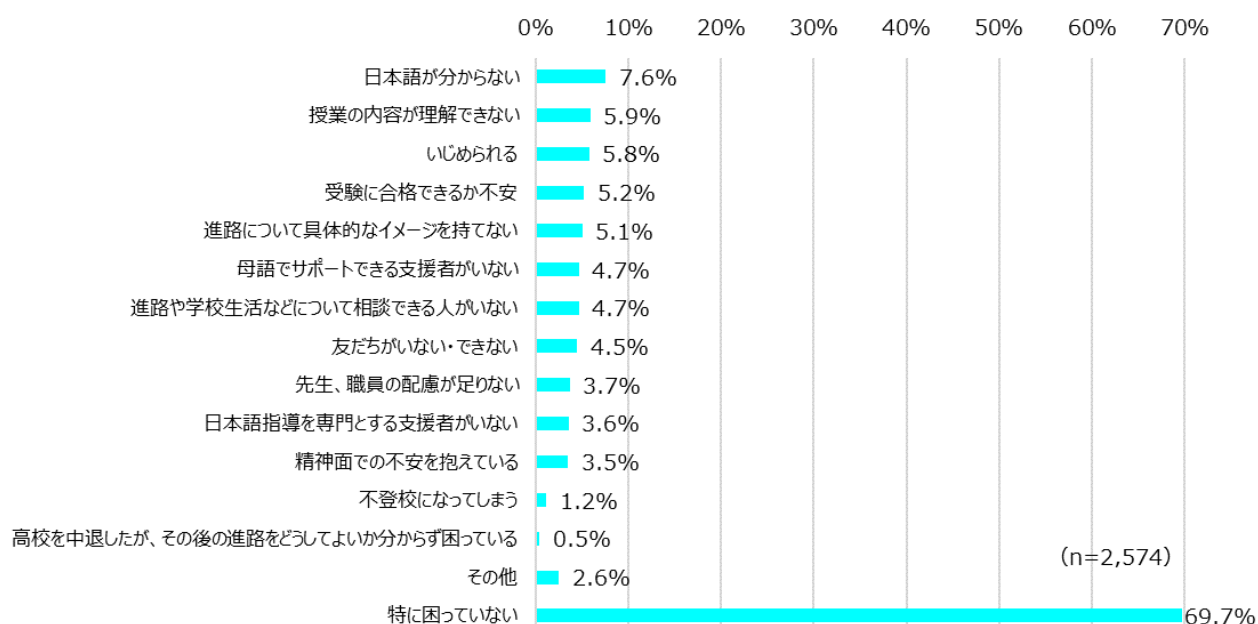
② 子育て・教育

▼子育てについての困りごとでは、「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」（22.1%）が最も高く、次いで「養育費が高い」（18.8%）の順となっています。



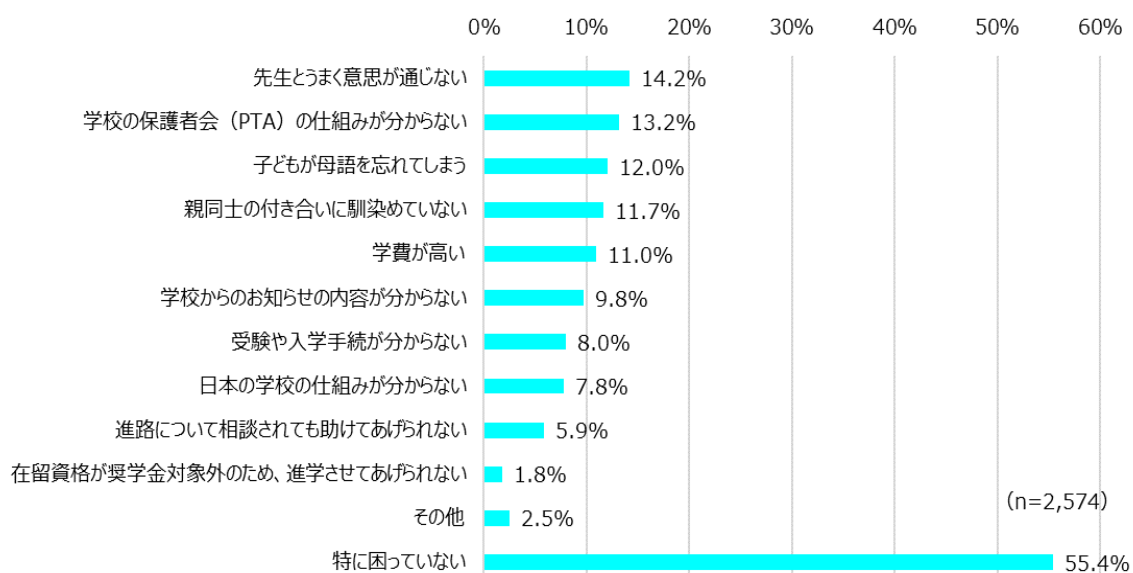
▼子どもが通っている学校において、こどもが困っていることをみると、「日本語が分からない」(7.6%)が最も高くなっています。

小学校・中学校・高校・大学における困りごと<子どもについて> (複数回答)



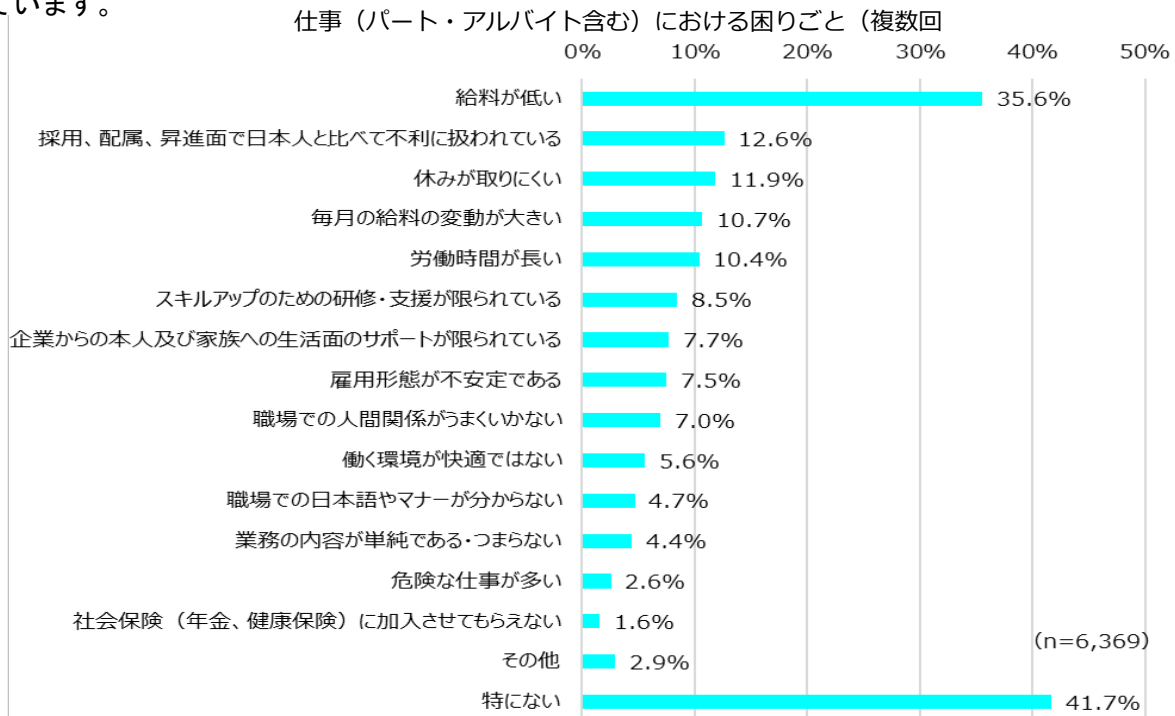
▼子どもが通っている学校において、親として困っていることをみると、「先生とうまく意思が通じない」(14.2%)が最も高く、「学校の保護者会 (PTA) の仕組みが分からない」(13.2%)が続いています。

小学校・中学校・高校・大学における困りごと<親として> (複数回答)



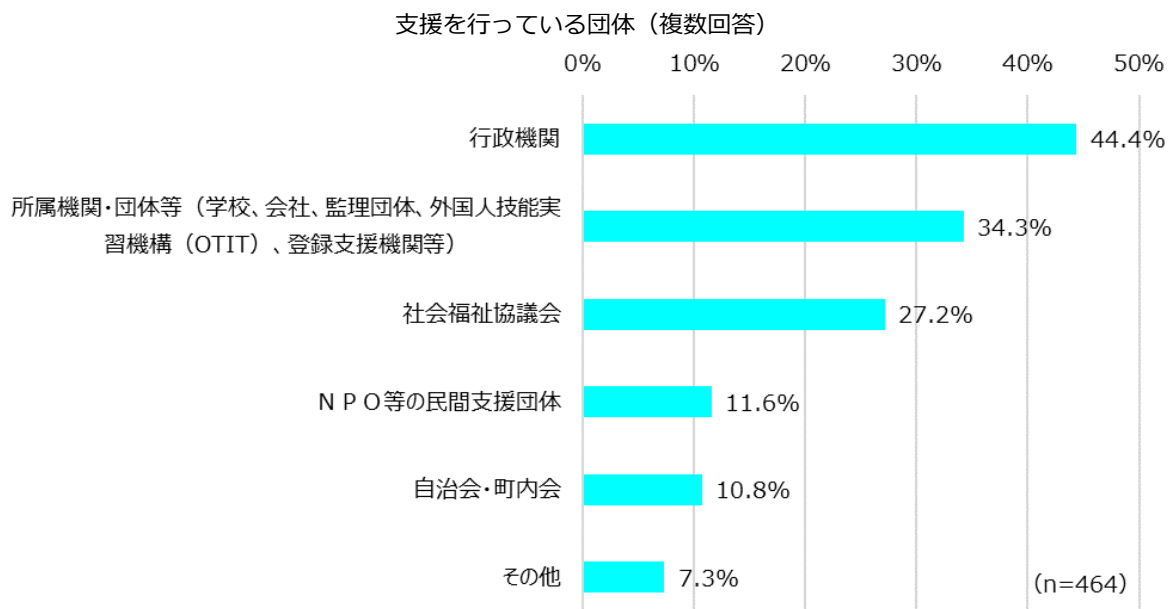
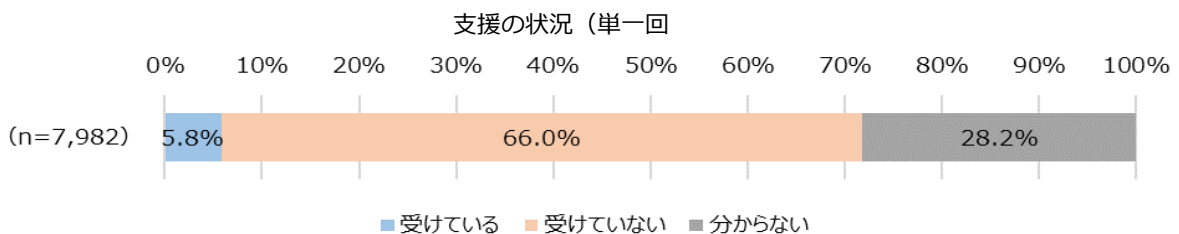
③ 仕事に関して

▼仕事（パート・アルバイトを含む）における困りごとでは、「給料が低い」の割合が最も高く、（35.6%）、次いで「採用、配属、昇進面で日本人と比べて不利に扱われている」（12.6%）となっています。

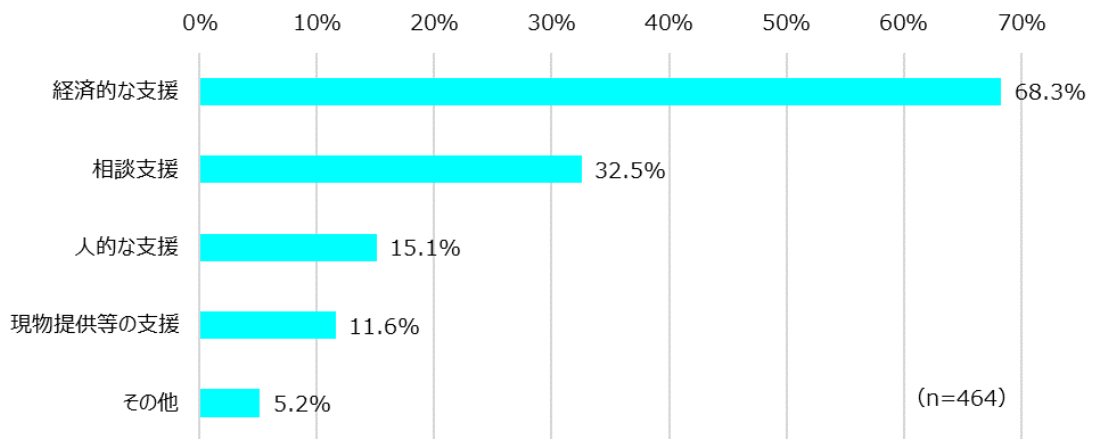


④ 支援について

▼支援の状況についてみると、現在、行政機関やNPO等の民間支援団体等から何らかの支援を「受けている」と回答した人の割合は5.8%であり、そのうち「行政機関」からの支援を受けている人が最も多くなっています（44.4%）。また、支援の内容は「経済的な支援」（68.3%）、「相談支援」（32.5%）と続いています。

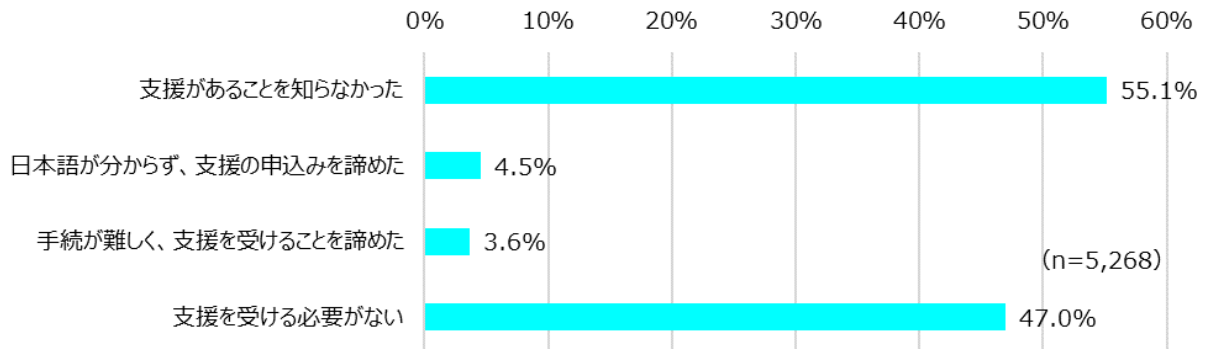


支援の内容（複数回答）



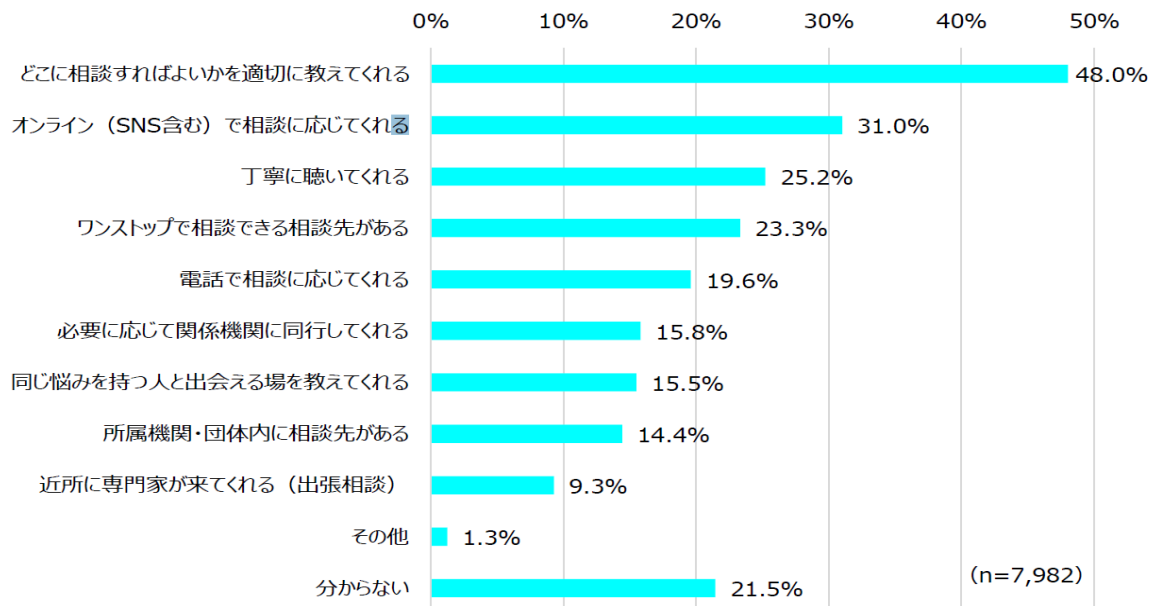
▼支援を受けていない理由では、「支援があることを知らなかった」が最も多くなっています（55.1%）。

支援を受けていない理由（複数回答）



▼支援に関して望むこととしては、「どこに相談すればよいかを適切に教えてくれる」の割合が48.0%と最も高く、次いで「オンライン（SNS含む）で相談に応じてくれる」（31.0%）の順となっています。

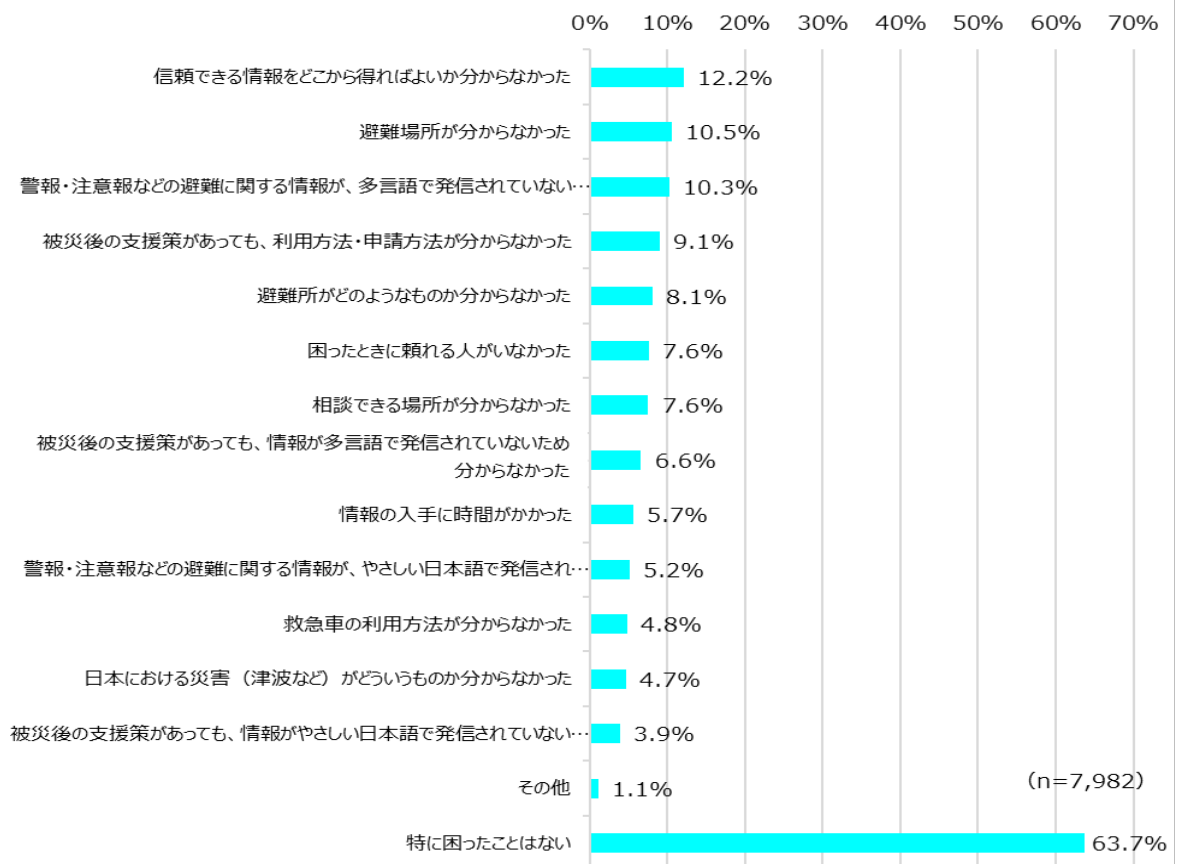
支援に関して望むこと（複数回答）



⑤ 災害・非常時の対応

▼災害時の困りごとでは、「信頼できる情報をどこから得ればよいか分からなかった」が最も高く（12.2%）、次いで「避難場所が分からなかった」（10.5%）、「警報・注意報などの避難に関する情報が多言語で発信されていないため分からなかった」が10.3%となっています。

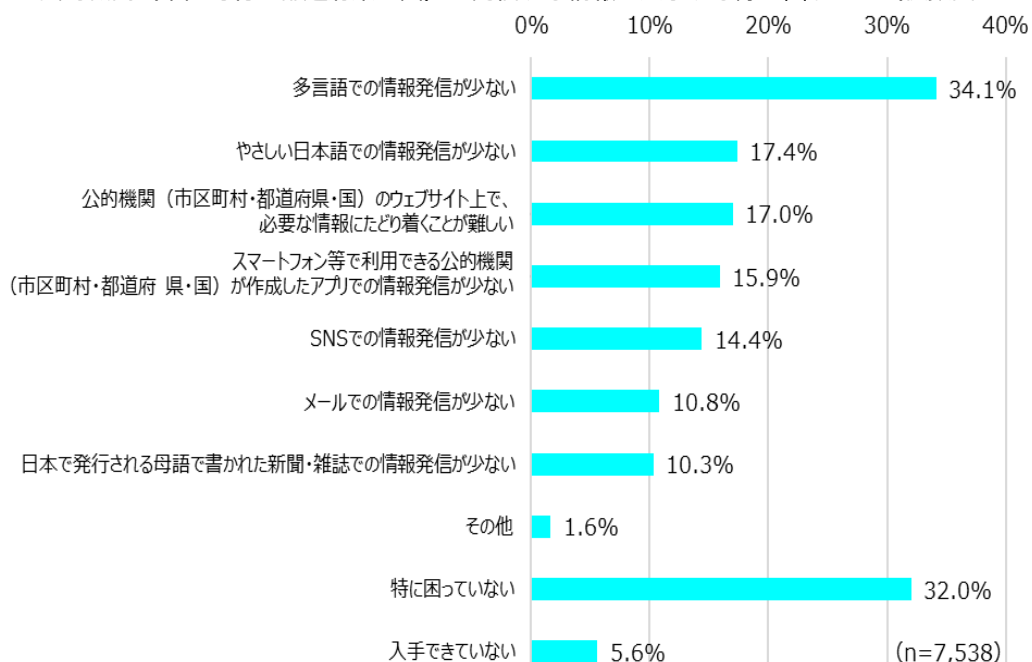
災害時の困りごと（複数回答）



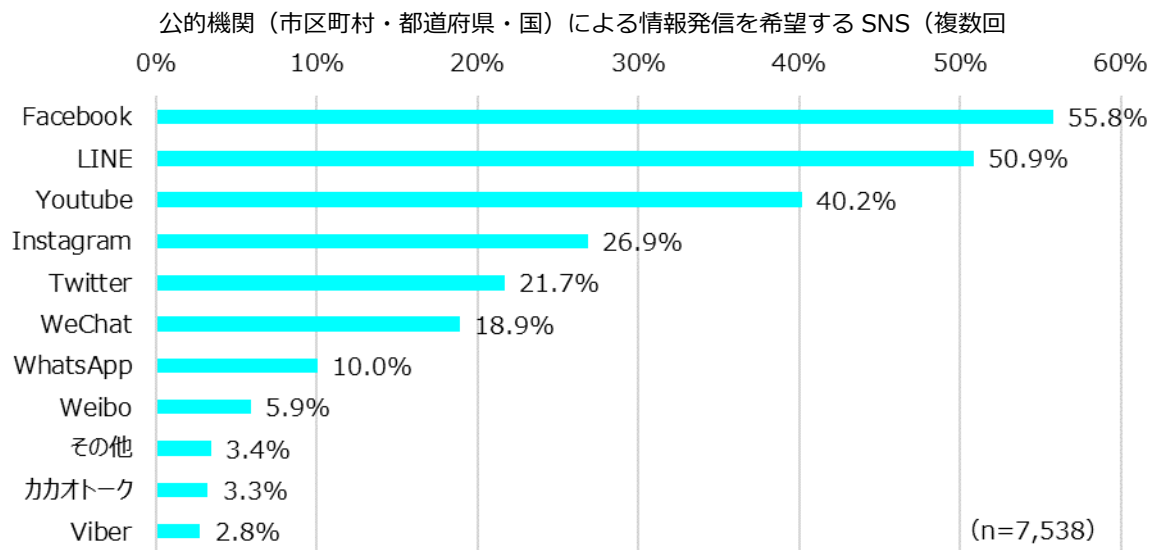
⑥ 情報の入手・相談対応について

▼公的機関（市区町村・都道府県・国）が発信する情報を入手する際の困りごとでは、「多言語での情報発信が少ない」（34.1%）が最も高く、次いで「やさしい日本語での情報発信が少ない」（17.4%）、「ウェブサイト上で必要な情報にたどり着くことが難しい」（17.0%）となっています。

公的機関（市区町村・都道府県・国）が発信する情報を入手する際の困りごと（複数回答）

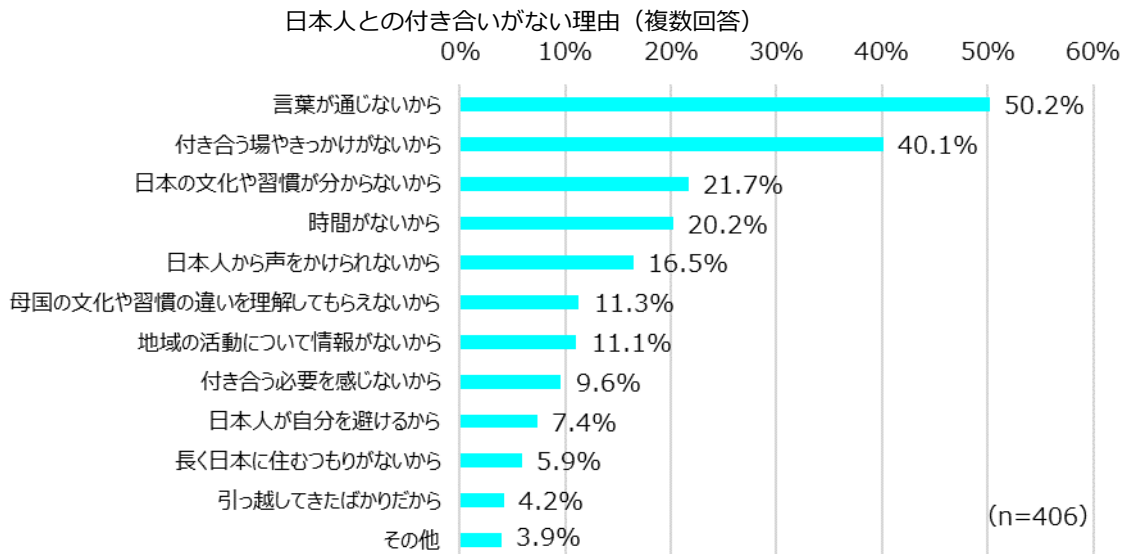


▼公的機関（市区町村・都道府県・国）による情報発信を希望する SNS をみると、「Facebook」（55.8%）、「LINE」（50.9%）、「YouTube」（40.2%）となっています。

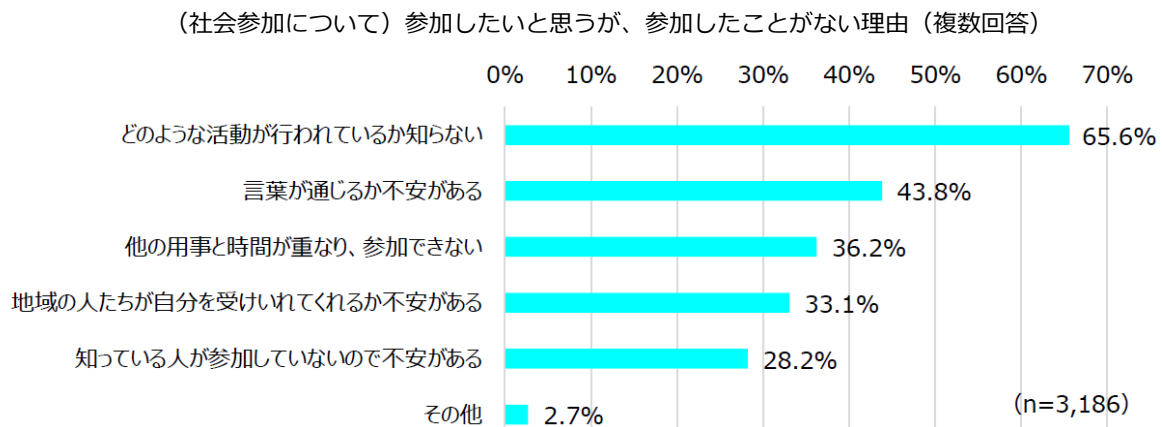


⑦ 日本人との関わり・社会参加

▼日本人との付き合いがない外国人の割合は5.4%であり、その理由は「言葉が通じないから」（50.2%）が最も高く、次いで「付き合う場やきっかけがないから」（40.1%）の順となっています。



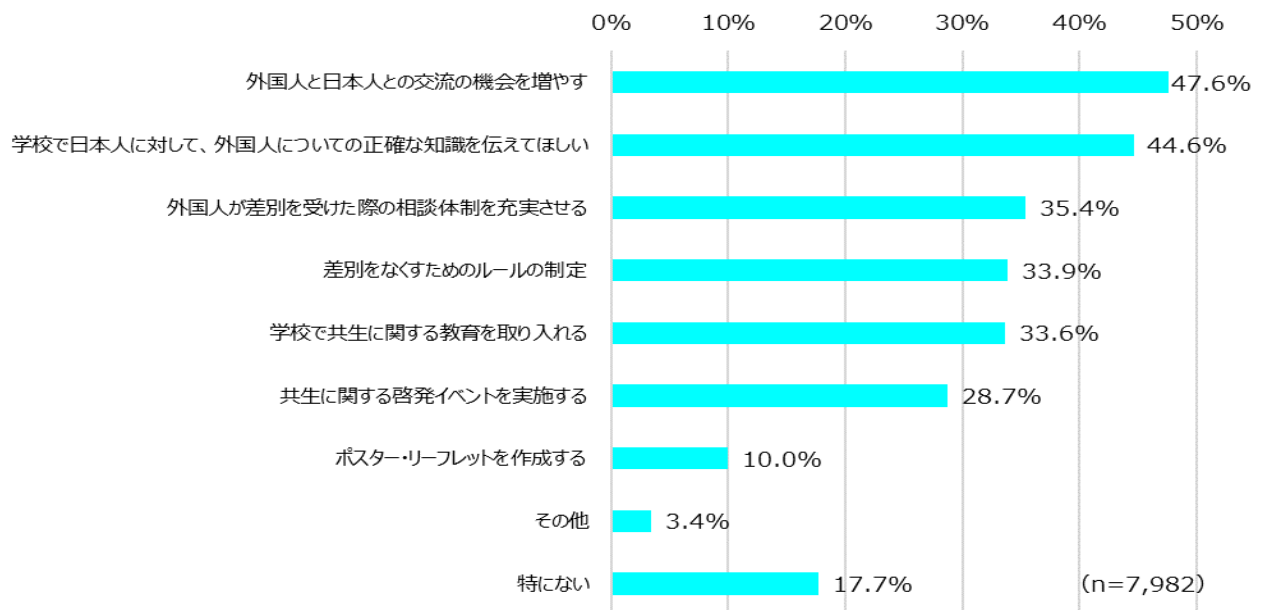
▼社会参加について、「参加したいと思うが、参加したことがない理由」をみると、「どのような活動が行われているか知らない」が最も多く65.6%となっており、次いで、「言葉が通じるか不安がある」（43.8%）の順となっています。



⑧ 人権問題（差別）について

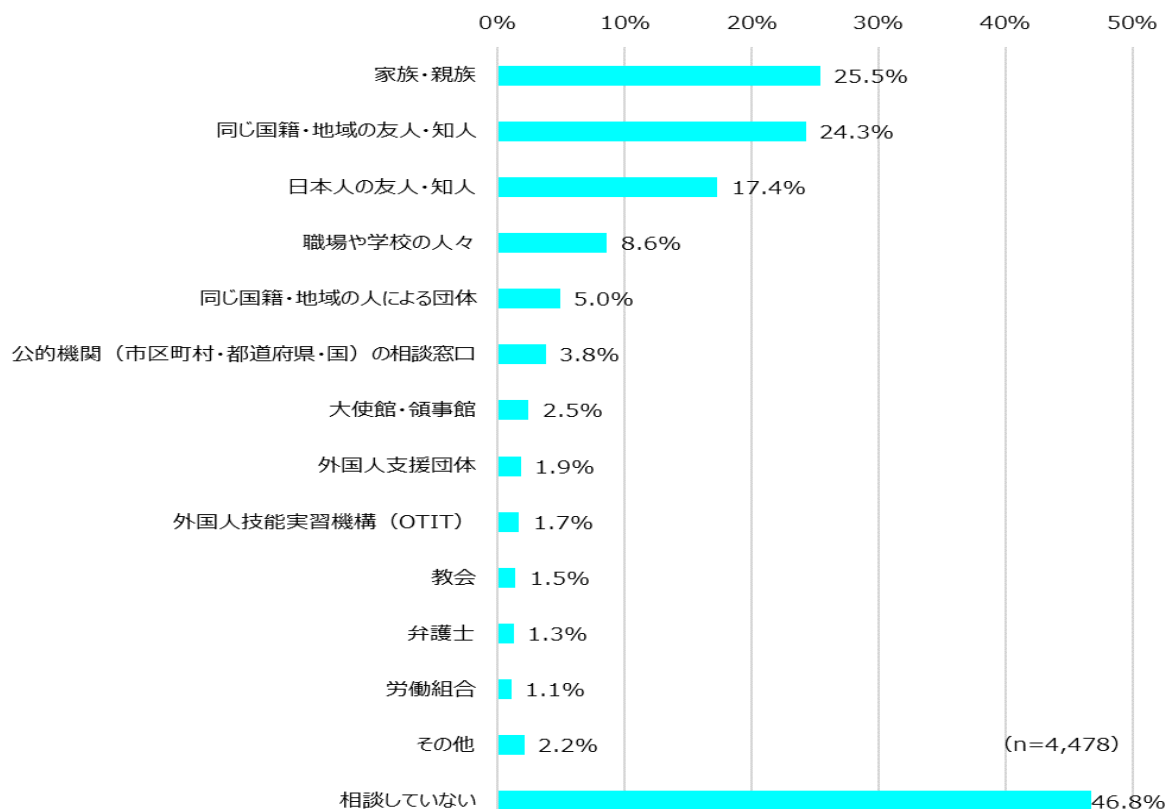
▼差別や人権に関する要望としては、「外国人と日本人との交流の機会を増やす」（47.6%）、「学校で日本人に対して、外国人についての正確な知識を伝えてほしい」（44.6%）の順となっています。

差別や人権に関する要望（複数回）



▼差別を受けた際の相談先では、「相談していない」の割合が最も高く（46.8%）、次いで「家族・親族」（25.5%）、「同じ国籍・地域の友人・知人」（24.3%）、「日本人の友人・知人」（24.3%）となっています。また、「公的機関（市区町村・都道府県・国）の相談窓口」の割合は3.8%にとどまっています。

差別を受けた際の相談先（複数回）



4. 区民への意見聴取結果

(1) 世田谷区における外国人区民の意識・実態調査

世田谷区内の外国人の標準的な生活状況並びに区に対しての満足度及びニーズを量的調査により明らかにすることで、在住外国人の傾向の把握、外国人支援策の充実を図るため、令和4年6月に「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」、同年8月に「ヒアリング調査」(P74)を実施しました。

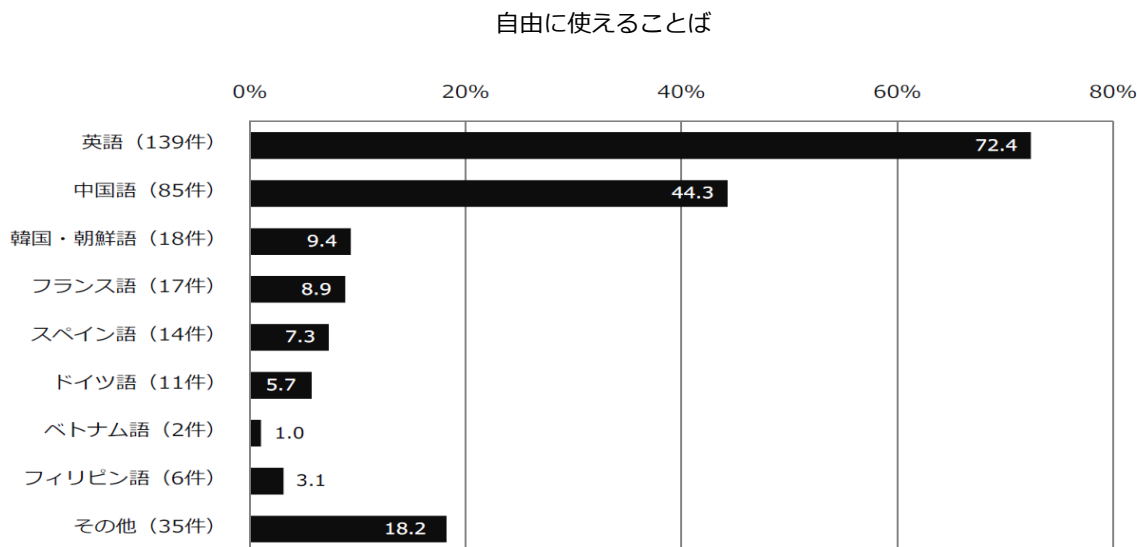
■意識・実態調査

実施期間	令和4(2022)年6月7日から6月28日まで
調査対象	令和4年4月1日時点で世田谷区内に在住する18歳以上の外国籍区民
対象者数	2,000人
抽出方法	層化二段無作為抽出法
対応言語	日本語、英語、中国語(簡体字及び繁体字)、ハングル、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語
調査方法	郵送配布、郵送・Web回答
回収結果	有効回収数199部、回収率10.1%

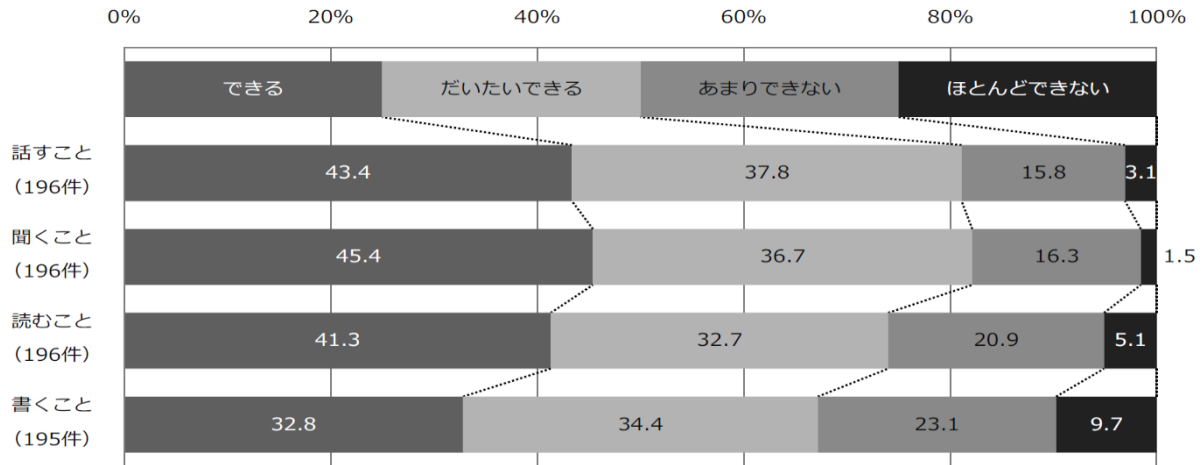
■調査結果

① ことばについて

▼日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が139件・72.4%で最も多く、「中国語」が85件・44.3%、「韓国・朝鮮語」が18件・9.4%と続いています。



▼日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベルでは、「できる」と「だいたいできる」の合算で見ると、「話すこと」81.1%、「聞くこと」82.1%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%でした。



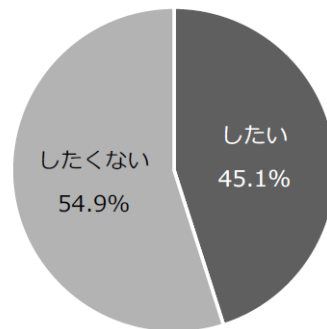
▼日本語の勉強意欲では、45.1%が日本語を「勉強したい」と回答しています。

▼参加してみたい日本語教室では、「自分の家や職場に近い」46.7%、「中級・上級者向け」45.5%、「オンラインで利用できる」43.7%と続いています。

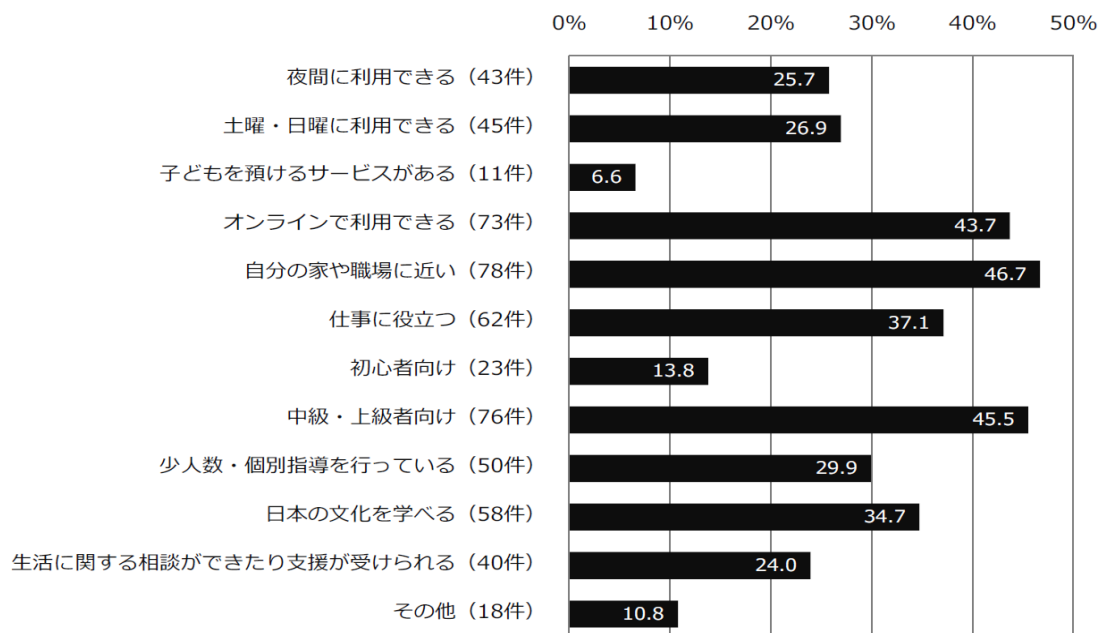
日本語の勉強意欲

	件数	割合
したい	32	45.1
したくない	39	54.9
全体	71	100.0

※無回答 4



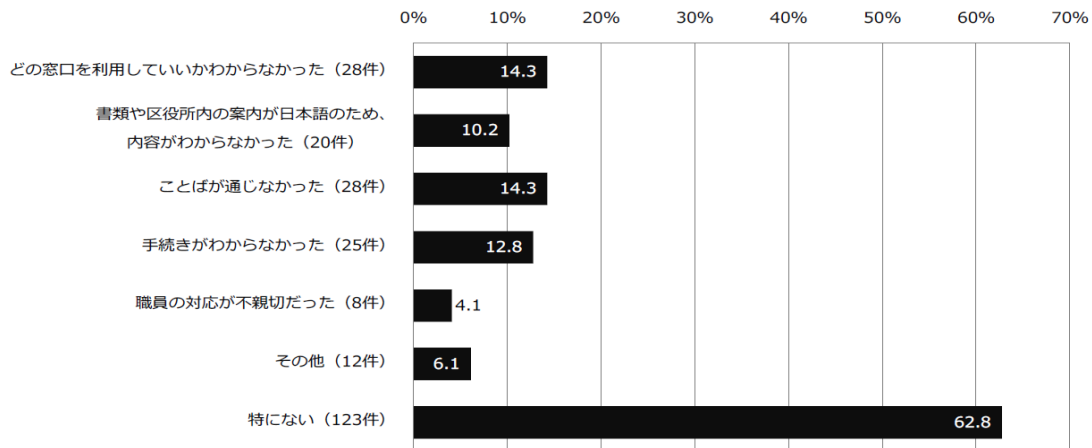
参加してみたい日本語教室



② 行政サービスについて

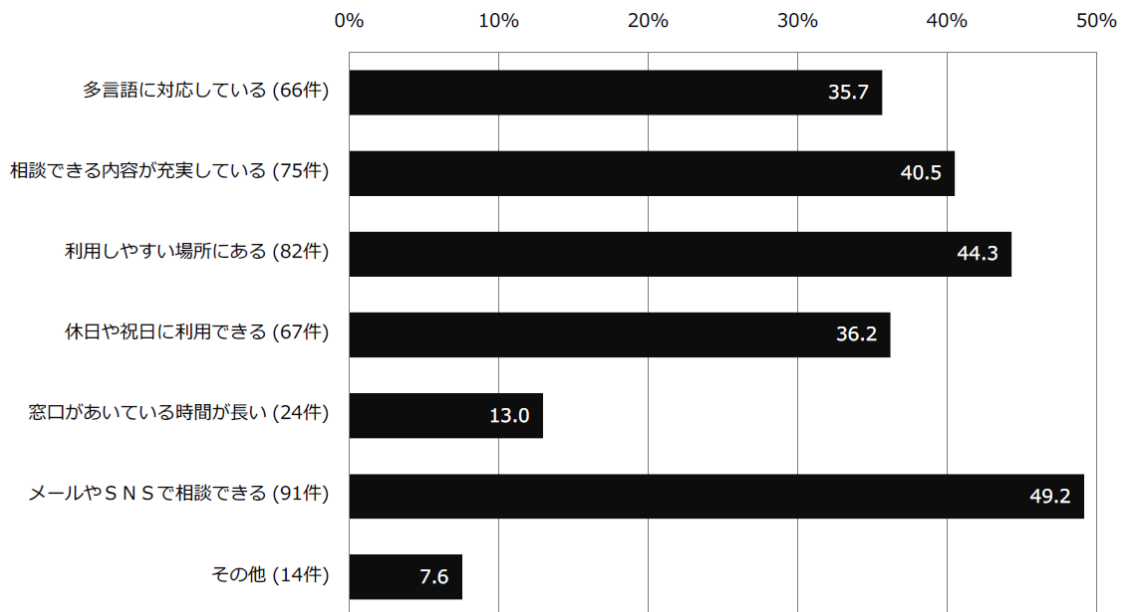
▼世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」及び「ことばが通じなかった」が14.3%で最も高く、続いて「手続きがわからなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%と続いています（「その他」「特にない」は除く）。

世田谷区役所利用時に困ったこと



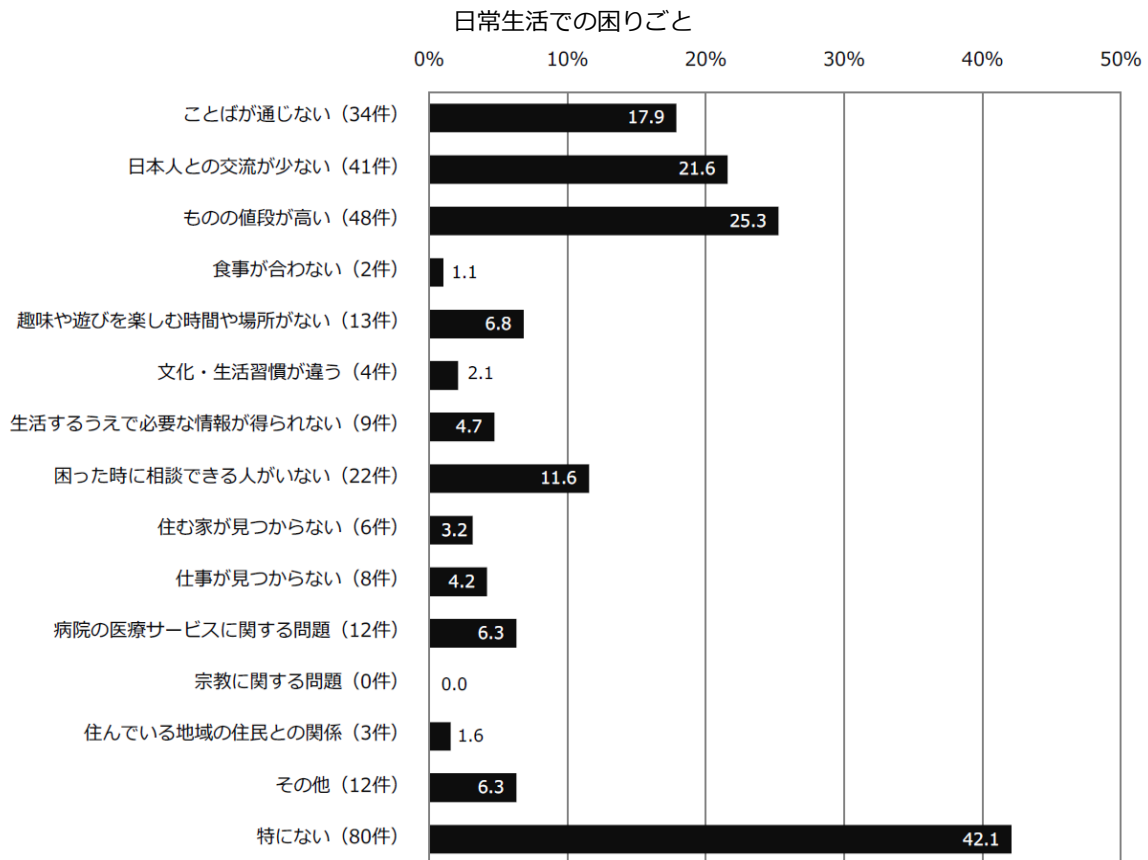
▼利用したい外国人相談窓口では、「メールやSNSで相談できる」が91件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75件・40.5%、「多言語に対応している」66件・35.7%等の回答がみられました。

利用したい外国人相談窓口

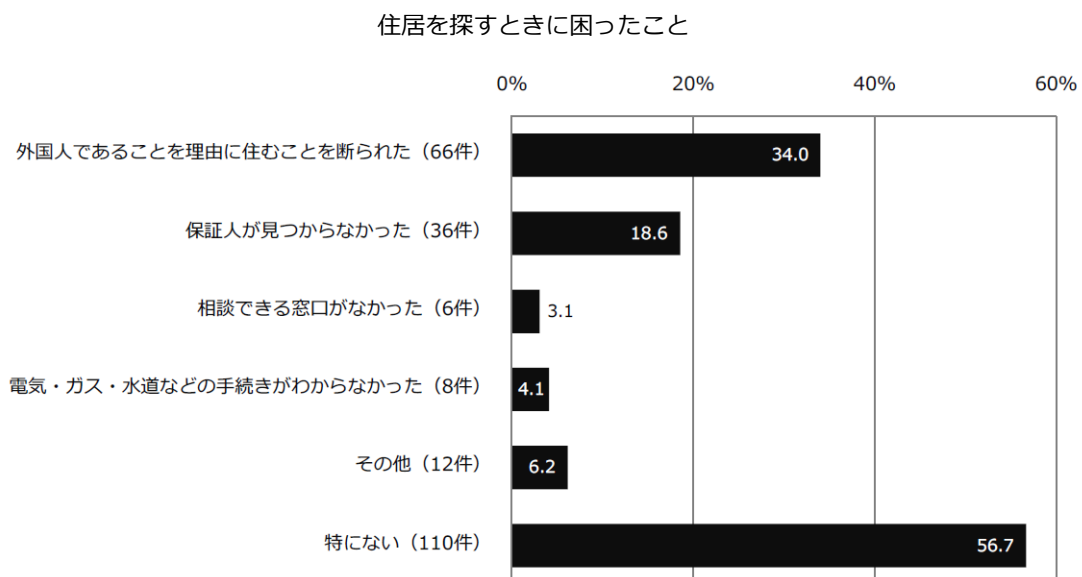


③ 日常生活について

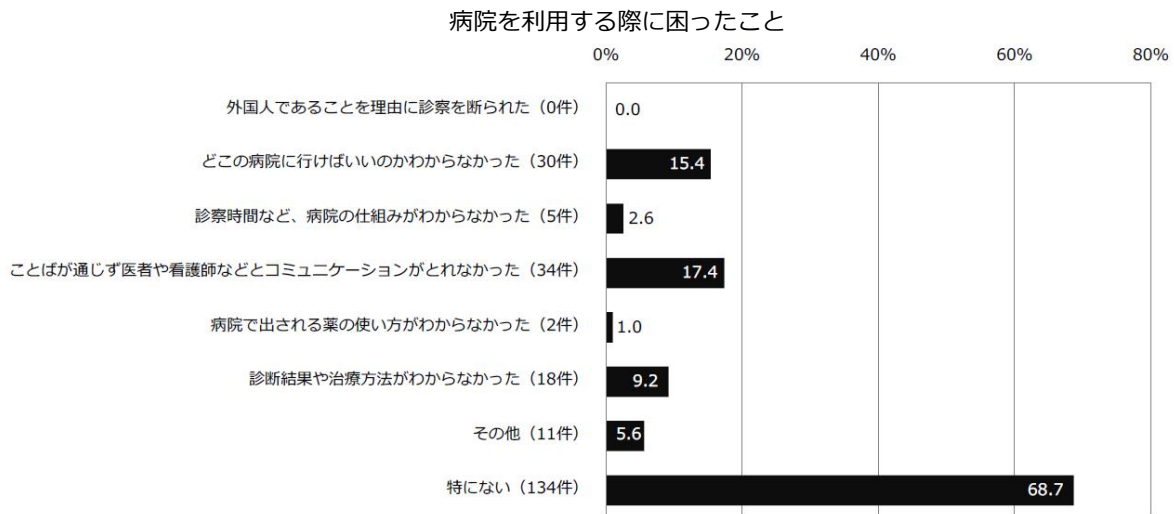
▼日常生活での困りごとでは、「特にない」が80件・42.1%と最も多い結果となりました。困っている内容では、「日本人との交流が少ない」41件・21.6%、「ことばが通じない」34件・17.9%等の回答がありました。



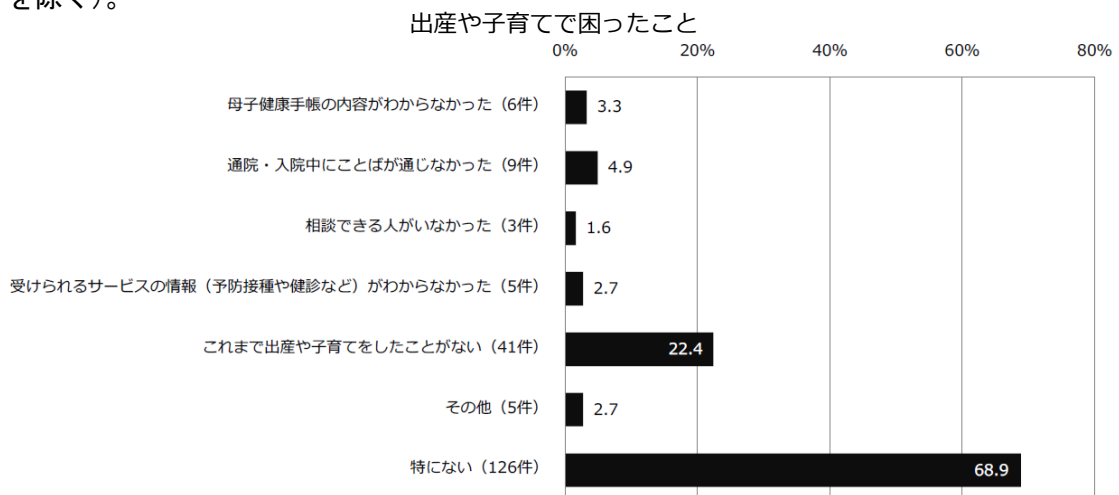
▼住居を探すときに困ったことでは、「外国人であることを理由に住むことを断られた」が66件・34.0%で最も多く、「保証人が見つからなかった」が36件・18.6%と続いています（「特にない」を除く）。



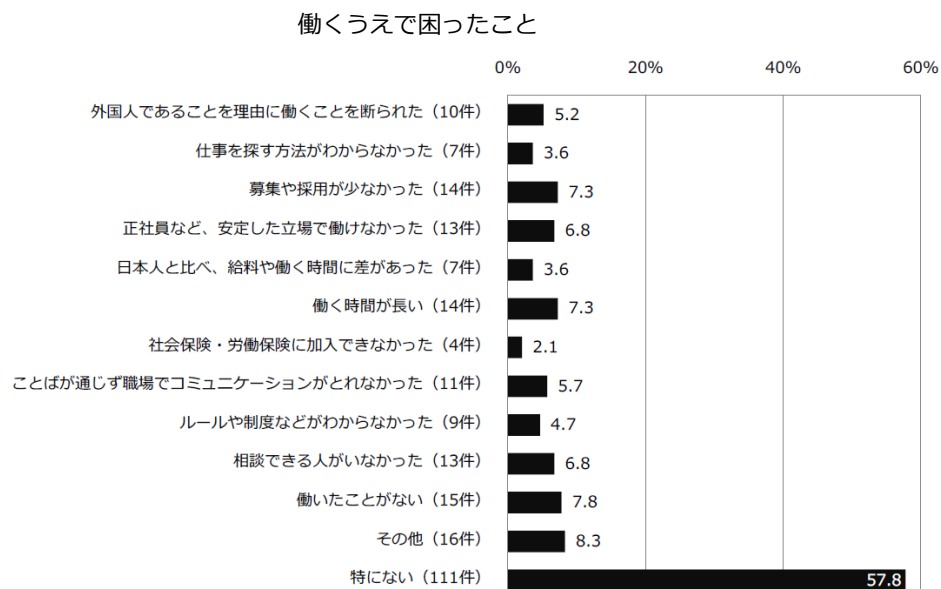
▼病院を利用する際に困ったことでは、「ことばが通じず医者や看護師などとコミュニケーションがとれなかった」が34件・17.4%で最も多く、「どこの病院に行けばいいのかわからなかった」が30件・15.4%となっています（「特にない」を除く）。



▼出産や子育てで困ったことでは、「通院・入院中にことばが通じなかった」が4.9%、「母子健康手帳の内容がわからなかった」が3.3%となりました（「特にない」「これまで出産や子育てをしたことがない」を除く）。



▼働くうえで困ったことでは、「ことばが通じず職場でコミュニケーションが取れなかった」は5.7%、「外国人であることを理由に働くことを断られた」は5.2%となっています。

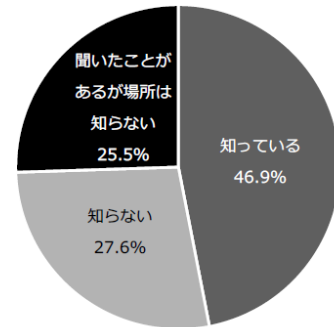


▼避難所の認知度では、「知っている」が92件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していました。「知らない」54件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は50件・25.5%でした。

避難場所認知度

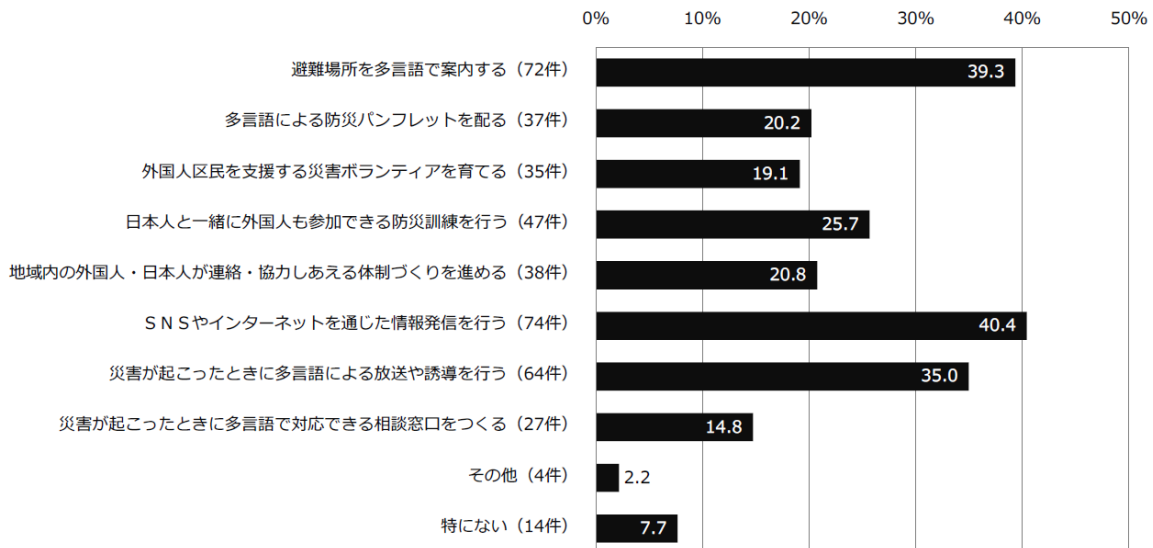
	件数	割合
知っている	92	46.9
知らない	54	27.6
聞いたことがあるが場所は知らない	50	25.5
全体	196	100.0

※無回答 3



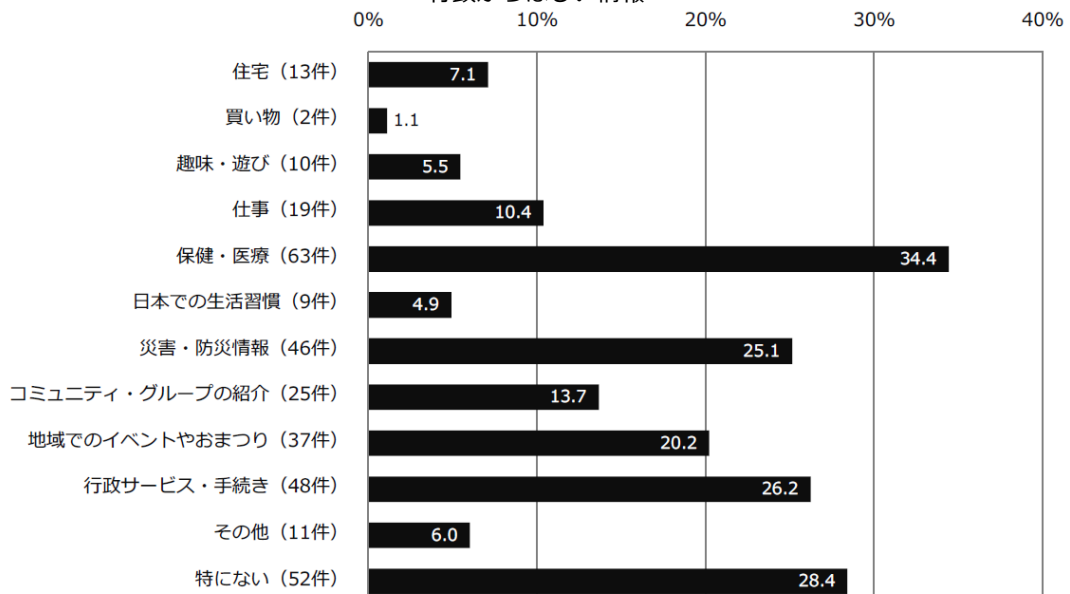
▼世田谷区に望む災害対策としては、「SNS やインターネットを通じた情報発信を行う」が40.4%と最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う」が35.0%と続いています。

世田谷区に望む災害時の対策



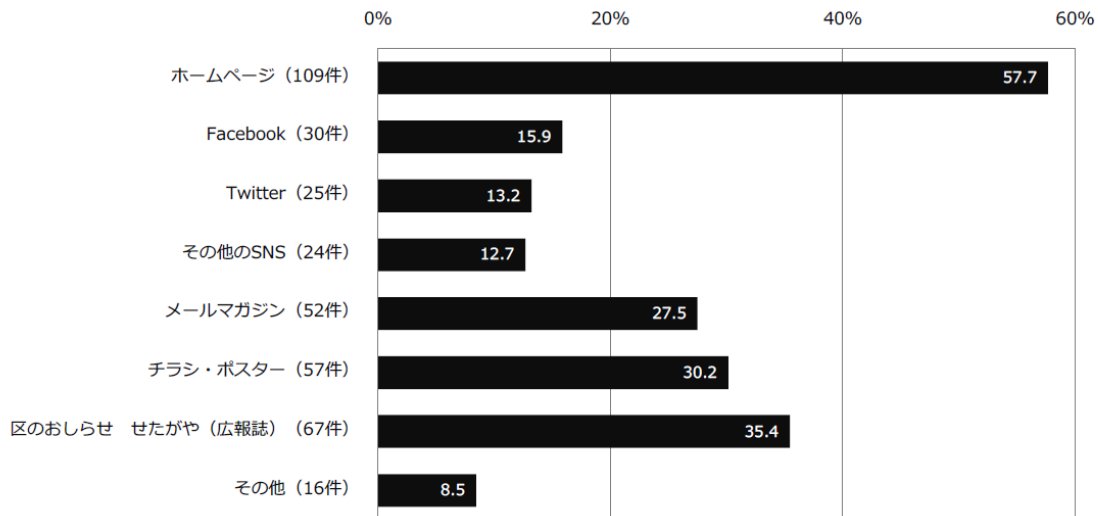
▼行政からほしい情報では、「保健・医療」が34.4%で最も高く、「行政サービス・手続き」が26.2%、「災害・防災情報」が25.1%、「地域でのイベントやおまつり」が20.2%と続いています。

行政からほしい情報



▼希望する行政からの情報発信の方法は、「ホームページ」57.7%でニーズが高いことが伺えます。続いて、「区のおしらせ せたがや（広報誌）」35.4%、「チラシ・ポスター」30.2%、「メールマガジン」27.5%と続いています。

希望する行政からの情報発信の方法

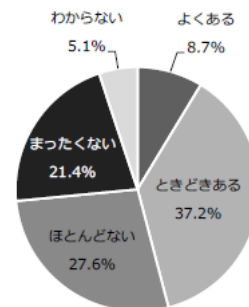


▼日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」37.2%で最も多く、「よくある」との合算では45.9%と、約半数の外国人住民が偏見や差別を感じたことが「ある」と回答しています。

日本人から偏見や差別を感じたこと

	件数	割合
よくある	17	8.7
ときどきある	73	37.2
ほとんどない	54	27.6
まったくない	42	21.4
わからない	10	5.1
全体	196	100.0

※無回答3



▼どのようなときに偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」22.1%と続いています。

どのようなときに偏見や差別を感じたか

	件数	割合
行政機関（世田谷区役所など）での手続きのとき	13	9.9
日本人の友人、知人と付き合いのとき	8	6.1
近所の人と付き合いのとき	16	12.2
住居を探すとき	61	46.6
自分や家族が結婚するとき	4	3.1
社会保障制度（保険・年金など）を受けるとき	2	1.5
電車やバスに乗っているとき	36	27.5
出産・育児のとき	2	1.5
学校教育を受けるとき	4	3.1
仕事を探したり、働いているとき	29	22.1
レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき	26	19.8
まちを歩いているとき	19	14.5
その他	23	17.6
全体	131	100.0

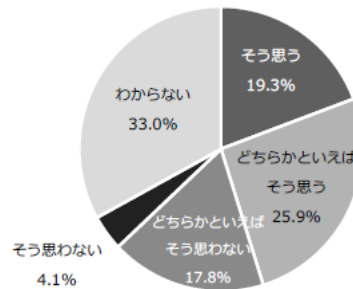
※無回答：13 ※累計（n）：243／累計（%）：185.5

▼外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が21.9%で、偏見や差別が減少していると感じる外国人が23.3ポイント多くなっています。

外国人に対する偏見や差別の減少について

	件数	割合
そう思う	38	19.3
どちらかといえばそう思う	51	25.9
どちらかといえばそう思わない	35	17.8
そう思わない	8	4.1
わからない	65	33.0
全体	197	100.0

※無回答 2



④ 交流活動について

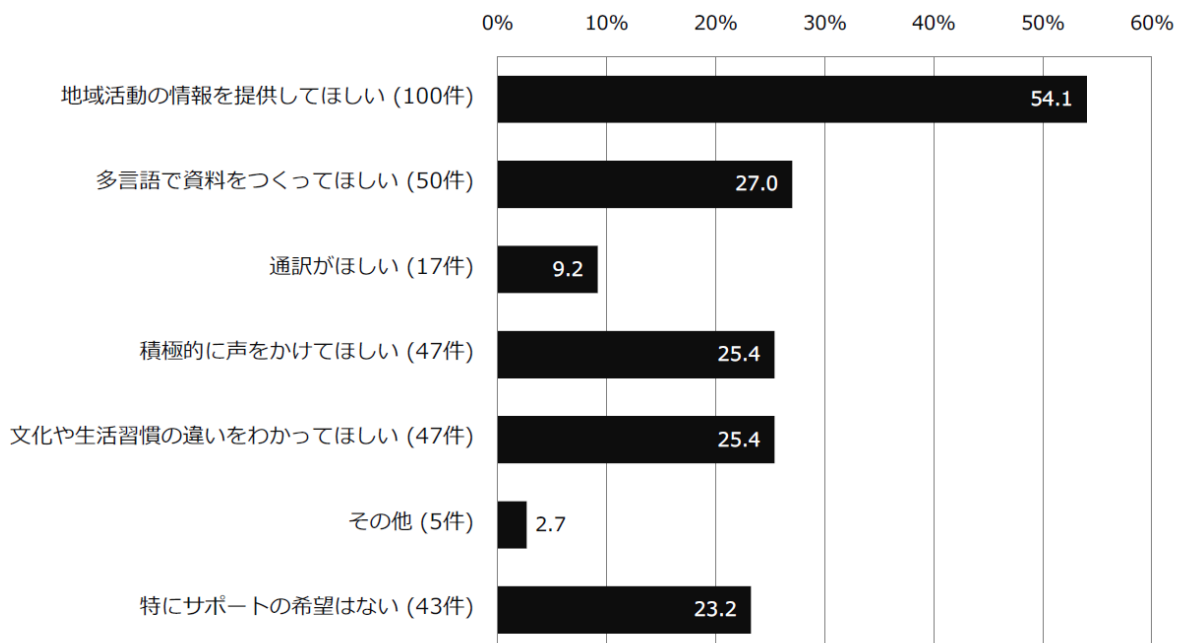
▼交流活動について、『母語や日本語を教える活動』『学校の授業への協力』『防災訓練』『防犯活動』『地域のイベント』『文化交流』『スポーツ交流』『外国人支援活動』の8つのテーマにおいて、それぞれ活動の有無、今後の取組意欲について回答を得ました。

どのテーマにおいても、「したことがある」の割合は3割以下で、『母語や日本語を教える活動』の25.4%が最も高く、『防犯活動』の2.2%が最も低くなっています。

今後の取組み意欲として、「積極的にしたい」は『文化交流』『外国人支援活動』が同率18.3%で最も高く、次いで『地域のイベント』18.0%となりました。「機会があればしたい」は『地域のイベント』48.3%が最も高く、次いで『防災訓練』47.0%、『文化交流』46.3%となりました。

▼地域活動時に必要なサポートでは、約8割がサポートを希望しています。希望するサポートは「地域活動の情報を提供してほしい」54.1%、「多言語で資料をつくってほしい」と続いています。

地域活動時に必要なサポート

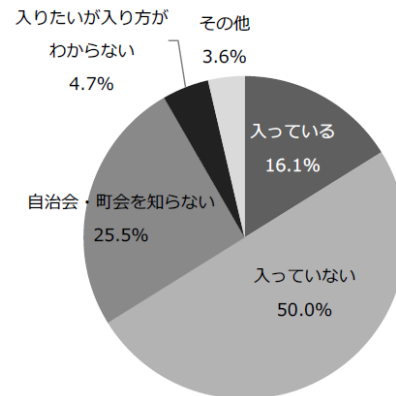


▼自治会・町会への加入状況では、「入っていない」が96件・50.0%で最も多く、「入っている」は31件・16.1%、「自治会・町会を知らない」が49件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が9件・4.7%でした。

自治会・町会の加入状況

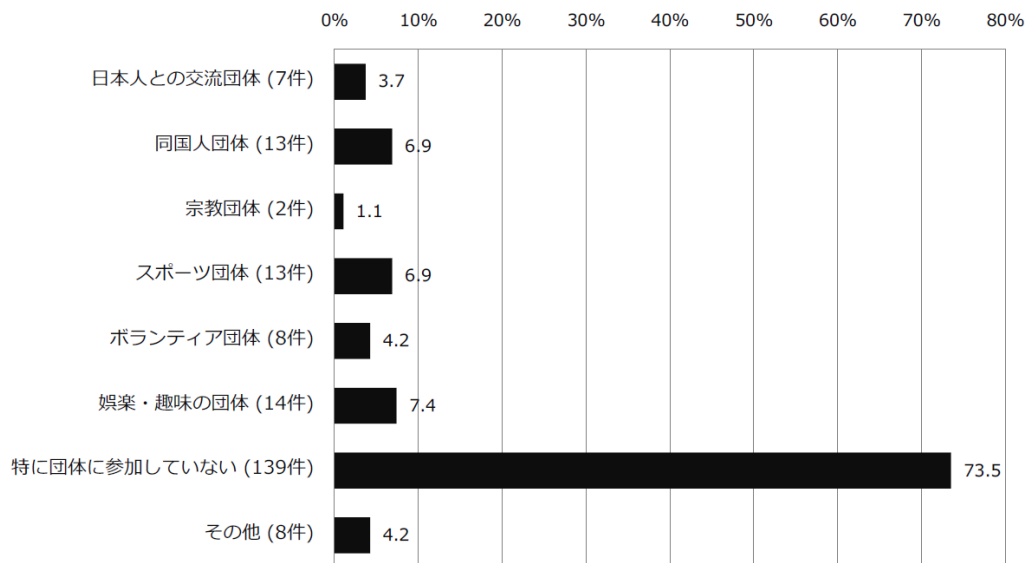
	件数	割合
入っている	31	16.1
入っていない	96	50.0
自治会・町会を知らない	49	25.5
入りたいが入り方がわからない	9	4.7
その他	7	3.6
回答者	192	100.0

※無回答 7



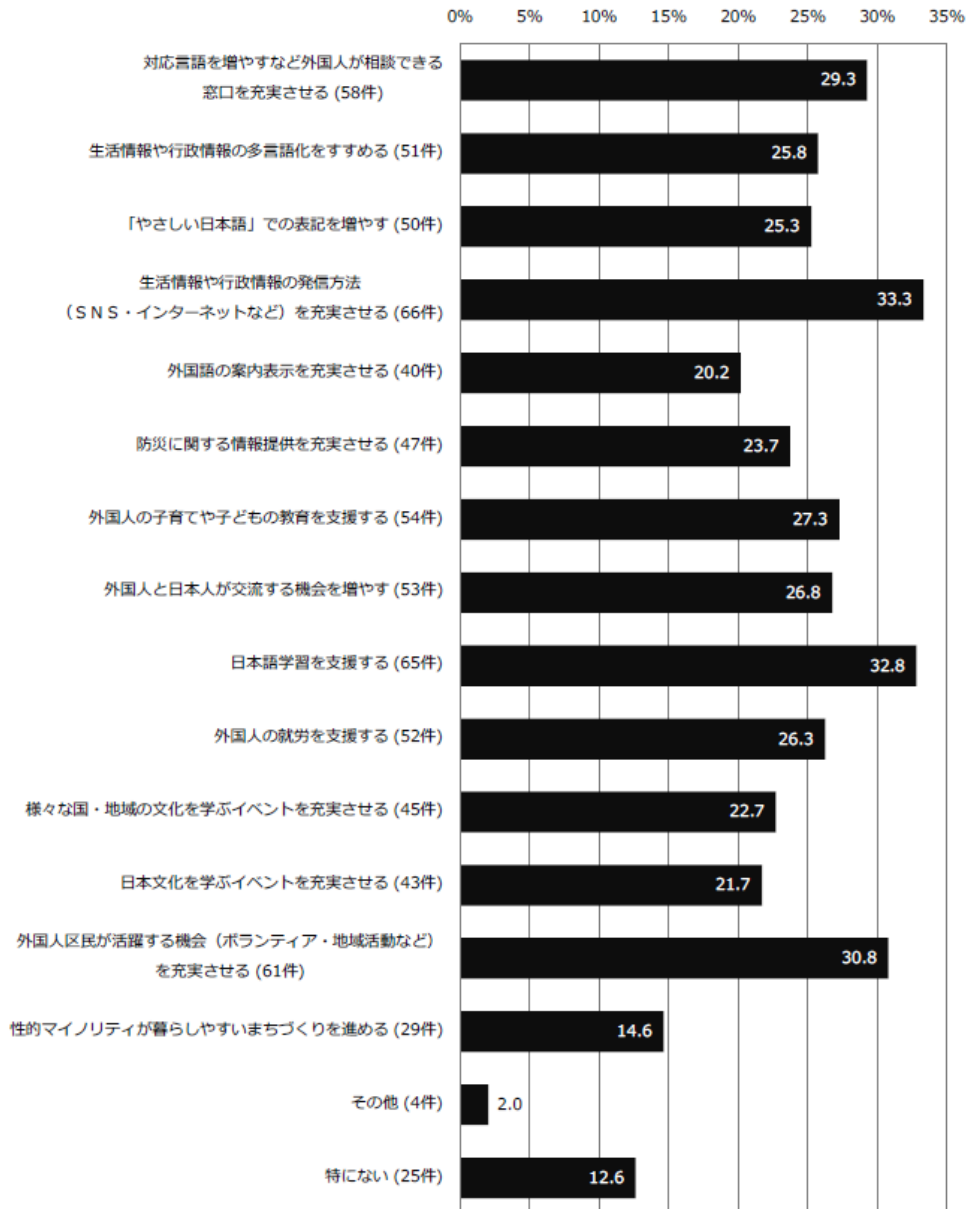
▼団体（コミュニティ・グループ）への参加状況では、「特に団体に参加していない」が139件・73.5%であり、参加している団体については、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4%で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9%となりました。

団体（コミュニティ・グループ）への参加状況



▼世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法（SNS・インターネットなど）を充実させる」が66件・33.3%で最も多く、次いで「日本語学習を支援する」が65件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会（ボランティア・地域活動など）を充実させる」61件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58件・29.3%の順で多い結果となりました。

世田谷区に期待する取組み



■ヒアリング調査

実施期間	令和4(2022)年8月20日、21日、27日の3日間
調査対象	令和4年4月1日時点で世田谷区内に在住する18歳以上の外国籍区民
調査人数	21名
抽出方法	上記「意識・実態調査」調査票送付時に、「ヒアリング調査参加希望票」を同封。参加を希望する方のみ、「ヒアリング調査参加希望票」を返送していただく。
回答者の属性	性別：男性11名、女性9名、未記入1名 国籍・地域：中国8名、フィリピン2名、インドネシア2名、アメリカ2名、その他7名 年代：20代3名、30代7名、40代4名、50代6名、60代1名

■調査結果

●日本語学習について

- ・学校での学習もあるが、加えて実際に大学、ボランティア活動、アルバイト先、会社などでコミュニケーションをとった経験が日本語の上達につながっている。
- ・言葉は、実際に使う機会がないとすぐに忘れてしまう。
- ・漢字は難しい。
- ・敬語などが難しく、正しいかどうか常に悩んでいる。

●日本語学校・日本語教室について

- ・コロナもあり、オンラインの方が参加しやすい。対面で集団の授業だと、できる人・全くできない人がいて、つまらなくなる・ついていけなくなる人がいる。
- ・オンラインではなく、直接会話しの方が分かりやすい・意思が伝わりやすいと思う。
- ・区の日本語教室があることを知らなかった。参加して入門レベルから勉強したい。
- ・基本的な日本のルールなどについて、あわせて勉強したい。

●情報の入手先・情報発信について

- ・ダイレクトメール、メールマガジンなど、英語の携帯サービスがあれば助かる。
- ・情報は区や専門機関のホームページを検索して調べている。
- ・携帯電話がなければ、駅にあるパンフレットや区のおしらせ、街の掲示板から情報を得ている。多言語であればありがたいが、実際に全て多言語化は難しいと思う。
- ・ホームページでも、メールや郵便の発信でも、目を引くようなタイトルにするなど、興味をもって開けてもらえるよう工夫することが大事。
- ・コロナの際、区役所のホームページが分かりやすく書いてあった。
- ・日本語のホームページは情報が多すぎる。

●多言語表記・やさしい日本語について

- ・日本語に詳しくない人には、難しい言葉にふりがなが付いていてもわからない。日本語の横に多言語で説明が付いていたほうが良い。
- ・明朝体は外国人には読みづらい。ゴシック体やメイリオの方が読みやすい。
- ・バス等アナウンスやサインで、英語がある所とないところがある。災害時など、地図やサインフリガナや、多言語表記があると安心できる。

・街を歩いていると、以前と比べると英語の看板が多くなり、英語の質自体も良くなってきていると実感している。

●防災について

- ・避難場所がどこなのか、物資はどこからもらえるのか等わからないので、訓練に参加してみたい。
- ・避難所表示が多言語であるといいと思う。
- ・注意点や考えておくべきことをメッセージやビデオにまとめるなどして、日本語教室やオンラインを活用して伝えるといいと思う。

●交流活動について

- ・イベント参加者たちのコミュニティができ、やり取り情報を残せるなどできればよい。
- ・交流はあまりない。同じものに興味があるコミュニティに入りたいが、タイミング悪くコロナで入れない。もちろん友達も作れない。
- ・日本人の知り合いはいるが、英語での会話になるので日本語を使う機会が少ない。

●困りごとについて

- ・日本文化（会社での役職の関係など）がうまく理解できない。
- ・英語しかわからず、区役所へ行った際に通訳をしてもらえることもあるが、人によっては「ここではない。」とだけ言われ、その先の案内がないのでどうすればよいかわからない。
- ・区で英語対応可能な病院のリストをもらったが、実際に行くと英語の対応がなく大変だった。
- ・家を借りるときに外国人は断られるケースが多い。また保証人のルールが厳しい。

●世田谷区に期待すること、要望

- ・人との接点がなく、交流の場が持てない。住んでいる周辺にある区の実践や団体等がわかると、もっと交流ができる。
- ・経済的に役に立つ情報（税金や補助金など）を区から発信していただけるとすごく助かる。
- ・日本に来たばかりの人への情報サポートやアドバイスをもらえると安心できる。

●偏見・差別について

- ・差別を受けたことはない。逆に優しくされる時がある。それも良いことではなく、特別扱いがあって入り込めない。もう少し普通の人間として見てもらいたい。
- ・アルバイトで、外国の名前を名乗っただけで「外国人はいらない。日本人じゃないと雇えない。」と断られることがたくさんあった。今は通称名ですべて働いている。
- ・日本語が上達しても、国籍をもらったとしても、ずっと外国人として扱われる。
- ・レストランだと、日本語で注文したのに英語で返されることがある。
- ・外国人でもちゃんとやさしくすれば、向こうもやさしくしてくれる。外国人だということが問題ではなく、気持ちが問題だと思う。

(2) 区民意識調査

区民意識調査とは、施策の立案・実施・検証にあたり、区民の皆様からの様々なご意見やご要望を的確に把握するために、層化二段無作為抽出法により抽出した区内在住で18歳以上の区民4000人を対象に毎年実施している調査です。

令和5(2023)年5月に実施した区民意識調査では、多文化共生についての質問をしており、その結果は以下のとおりです。

調整中

(3) 世田谷区における外国人区民へのアンケート調査

外国人区民へのアンケート調査は、区内在住外国人の傾向を把握し、外国人支援策の充実を図るための基礎資料とすること、そして「世田谷区多文化共生プラン」の数値目標として掲げている項目の進捗状況を把握することを目的に行っている調査です。

実施期間	令和5(2023)年6月6日から7月7日まで
調査対象	(1)無作為で抽出した18歳以上の外国人居住者500名 (2)在留資格「永住者」「特別永住者」以外かつ区内在住5年未満の者500名
対象者数	1,000人
対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語
回収結果	

調整中

5. 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」委員名簿

池田 ひかり	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター	男女共同参画部会
市川 望美	非営利型株式会社 Polaris 取締役ファウンダー	男女共同参画部会
上杉 崇子	弁護士	男女共同参画部会
上田 啓子	世田谷区町会総連合会 副会長	多文化共生推進部会
江原 由美子	東京都立大学名誉教授	会長 男女共同参画部会長
加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授	男女共同参画部会
久米 喜代美	公募委員	多文化共生推進部会
小島 和子	世田谷区人権擁護委員	男女共同参画部会
ゴロウィナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 代表	多文化共生推進部会
斎藤 利治	特定非営利活動法人アジアの新しい風	多文化共生推進部会
日暮 トモ子	日本大学文理学部教授	多文化共生推進部会
藤井 美香	公益財団法人横浜市国際交流協会	多文化共生推進部会
藤原 由佳	公募委員	多文化共生推進部会
薬師 実芳	特定非営利活動法人 ReBit 代表理事	男女共同参画部会
山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授	副会長 多文化共生推進部会長

6. 世田谷区国際化推進委員会設置要綱

世田谷区国際化推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 世田谷区の国際化の推進を図るため、世田谷区国際化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 世田谷区に係る国際化の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、部長会の構成員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は、生活文化政策部を担任する副区長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、生活文化政策部を担任する副区長以外の副区長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条の事項を検討するにあたり、委員長が必要と認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会の組織その他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活文化政策部文化・国際課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日31世国際第244号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3世国際第120号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

7. 世田谷区国際化推進協議会設置要綱

世田谷区国際化推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 世田谷区の国際化施策の推進を目的として、世田谷区国際化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討及び作業を行う。

- (1) 世田谷区に係る国際化の施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる会長及び委員をもって組織する。

(会長等)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員若しくは次に掲げる関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

- (1) 学識経験者2名以内
- (2) 英語、中国語又は韓国語を母語とする区民3名以内

(作業部会)

第6条 協議会は、協議会の検討及び作業を補佐するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、協議会の委員の所属する課の担当係長、係長又は主査をもって構成するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活文化政策部文化・国際課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日31世国際第244号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日3世国際第120号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	生活文化政策部長
委員	総合支所地域振興課長（代表）
	政策経営部政策企画課長
	政策経営部広報広聴課長
	総務部総務課長
	危機管理部災害対策課長
	生活文化政策部文化・国際課長
	スポーツ推進部スポーツ推進課長
	経済産業部商業課長
	保健福祉政策部保健福祉政策課長
	都市整備政策部都市デザイン課長
	教育総務部教育総務課長

世田谷区第二次多文化共生プラン

令和 6(2024)年度～令和 9(2027)年度

発行年月 令和 5(2023)年 月

編集・発行 世田谷区生活文化政策部 文化・国際課

〒156-0043

東京都世田谷区松原 6-3-5 (梅丘分庁舎 3階)

TEL 03-6304-3439 (国際・多文化共生担当)

FAX 03-6304-3710

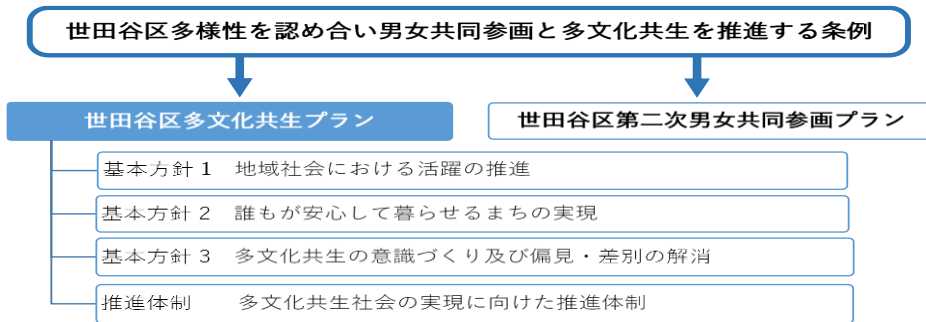
世田谷区広報印刷物登録番号/第〇〇〇〇号

令和3年度(2021年度)世田谷区多文化共生プラン 取組み状況報告書(概要版)

令和4年9月 世田谷区生活文化政策部文化・国際課

「世田谷区多文化共生プラン」について (p.1)

「世田谷区多文化共生プラン(以下、「プラン」という。)」(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)は、多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(以下、「条例」という。)第9条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系 (p.1) (p.5,6)

プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」という基本理念のもとに3つの基本方針を掲げています。

プランの進行管理と取組み状況報告について (p.1)

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、国際化推進委員会の検証を経て、「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ公表します。

数値目標 (p.7)

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標(世田谷区民意調査※1)

調査項目	2018年度 (策定時)	直近の調査 (2022年)	2021年度末 (目標値)	2023年度末 (目標値)
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	31.5%	41.5%	80%	80%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標(世田谷区民意調査)※今年度、未実施

調査項目	直近の調査 (2022年)	2021年度末 (目標値)	2023年度末 (目標値)
重点① 外国人の地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合	—	80%	80%以上
重点③ 外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合	—	80%	80%以上

(3) 重点施策に基づく数値目標(外国人アンケート調査※2)

調査項目	直近の調査 (2021年)	2021年度末 (目標値)	2023年度末 (目標値)
重点② 外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合	52.1%	80%	80%以上
重点③ 外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合	42.2%	80%	80%以上

※1 「世田谷区区民意調査2022」
世田谷区在住の満18歳以上の区民(外国籍含む)4,000名を対象に実施。

※2 「外国人アンケート調査」
区内在住の18歳以上の外国人のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。

【数値目標に対する評価と課題】(p.8)

<(1)多文化共生の推進に向けた数値目標>

「多文化共生施策が充実していると思う区民の割合」

- ・プラン策定時より 10.0 ポイント上昇した。
- ・本プランに基づく各取組みについて、広く区民に周知していく必要がある。

<(2)重点施策に基づく数値目標(世田谷区民意調査)>

- ・隔年で調査を実施する(今年度、未実施)。

<(3)重点施策に基づく数値目標(「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査」(令和3年度実施、p.88～97参照。以下、「アンケート調査」という。))>

「外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合」

- ・昨年度より 2.6 ポイント上昇した。
- ・2021 年度末目標値の 80%を下回っているため、アンケート調査でニーズの多かった多言語化等の推進や行政・生活の情報提供を中心に、外国人に対する支援を拡充していく必要がある。

「外国人に対する誤解や偏見が解消されていると思う区民の割合」

- ・昨年度より 2.3 ポイント低下した。
- ・2021 年度末目標値の 80%を下回っているため、多文化共生に関するイベントや講座など様々な機会を通じて、多様な文化を受け入れる意識の醸成に努めていく。

<参考>プラン策定後の国、都、区の動き (p.10)

国の動き

- ・出入国管理及び難民認定法改正(平成31(2019)年4月)
- ・日本語教育の推進に関する法律成立(令和元(2019)年6月)
- ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(令和2(2020)年7月)
- ・外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)開所(令和2(2020)年7月)
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定(令和2(2020)年8月)
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂(令和2(2020)年9月)

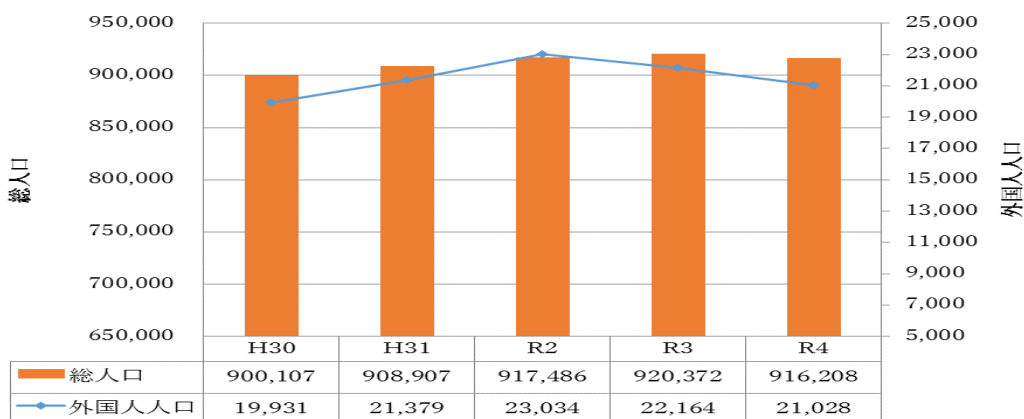
都の動き

- ・東京都つながり創生財団設立(令和2(2020)年10月)

区の動き

- ・(公財)せたがや文化財団国際事業部開設(令和2(2020)年4月)
- ・東京外国人支援ネットワークへの加盟(令和3(2021)年11月)
- ・「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置(令和4(2022)年3月)

<参考>区内在住外国人人口過去5年間の推移 (p.12)



<参考>令和2年～3年度 新型コロナによる影響 (p.15)

・入国者数の減少

区内在住外国人人口の減少(令和2年2月～令和4年4月で2,100人減)。

・帰国困難者、失業等による困窮者の増加

国は「特定活動(就労可)」の在留資格を付与するなど、緊急的な対応策を実施。

・区の多文化共生施策への影響

イベントの規模縮小・中止、一部オンラインやハイブリッド形式で開催。外国人からの相談件数は増加。

・今後の施策推進に当たっての課題

外国人の相談体制の充実、不当な偏見・差別が生じないような啓発、感染再拡大に備えて、事業等の開催方法・オンラインの活用等についての検討。

「実績管理」について

「施策に基づく具体的な取組み」では、各施策の進捗状況を図る目安として、具体的な取組みの中から数値管理できるものを取り上げ、「実績管理」として毎年度把握していきます。かっこ外の数は実数、かっこ内の数は見込み数を記載しています。実数と前年度時点での見込み数を比較しています。

施策に基づく具体的な取組み

基本方針 1 地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進 (p.17)

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・新型コロナの影響により一部イベントの中止や開催方法の見直しを実施したものの、コロナ禍においても感染対策を行いながら事業を実施することで、区民の多文化共生の意識啓発に取り組むことができた。
- ・区の実態調査※においては、地域のイベントに「参加したい」と回答した外国人は7割弱との結果が出ている(p.85)。外国人向けの周知を強化し、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、引き続きオンラインの活用等様々な工夫をしながら、継続的に事業を実施していく。

【実績管理】 (p.18)

	2020年度(見込み)	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)
せたがや国際メッセ 来場者数	173人(200人)	54人、動画再生数 1,150回(新型コロナ の状況により変動する ため、測定不可)	(新型コロナの状況に より変動するため、測 定不可)

(2) 地域活動への参加促進【重点】 (p.19)

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・新型コロナの影響で、外国人ボランティアの活動機会を作ることがあまりできなかった。一方区の実態調査では、約5割の外国人が母語や日本語を教える活動や学校の授業へ「協力したい」と回答している(p.84)。
- ・各課に対する働きかけと連携を強化し、外国人ボランティアの活躍の機会を拡充していく必要がある。

【実績管理】 (p.20)

	2020年度(見込み)	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)
外国人ボランティア 活用実績	3人(5人)	4人(5人)	(5人)

(3) 外国人の区政参画推進 (p.21)

外国人の区政への参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・外国人アンケート調査を実施し、在住外国人の生活状況並びに区に対する満足度などを把握した。調査結果は今後の施策の検討に活かしていく。
- ・「外国人との意見交換会」が新型コロナの影響により中止となったため、外国人の区政参画の場づくりが十分にできなかった。様々な機会を通じて外国人の区政参画を促していくとともに、意見を多文化共生社会のまちづくりに反映していく。

【実績管理】 (p.22)

	2020年度(見込み)	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)
外国人との意見交換会 外国人参加者数	25人(30人)	中止(30人)	(30人)

基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 外国人への日本語支援 (p. 23)

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を充実させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

- ・「外国人向け日本語教室」について、授業回数や教材、開催場所・形式等の見直しを行った結果、参加者数は昨年度の36人から47人に増え、参加者からも概ね好評であった。
- ・区の実態調査では、7割弱の方が「外国人向け日本語教室を知らない」と回答していることから(p. 82)、引き続き周知を強化していく。
- ・「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針を踏まえ、区の状況に応じた日本語支援のあり方を引き続き検討する。

【実績管理】 (p. 24)

	2020年度(見込み)	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)
外国人向け日本語教室 受講者数	36人(40人)	47人(40人)	(50人)

(2) 行政情報の多言語化等の推進 (p. 25~)

外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に基づき、庁内各課において冊子・チラシをはじめとした各種媒体の多言語化が進んできている。今般の新型コロナワクチン接種では、案内封筒やチラシ、会場サイン等において、多言語ややさしい日本語を効果的に活用し、適切な情報発信に努めた。また、やさしい日本語については、職員向けの研修や庁内向け広報誌、区政PRコーナー等を通じ、普及啓発に取り組んだ。引き続き、各課に向けて多言語化ややさしい日本語の活用を周知していく。

【実績管理】 (p. 26) (p. 59, 60)

	2020年度(見込み)	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)
庁内における 多言語冊子・チラシ数	27種(30種)	29種(30種)	(30種)

(3) 生活基盤の充実【重点】 (p. 31~)

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- ・(公財)せたがや文化財団国際事業部が設置する「せたがや国際交流センター」と連携し、外国人への情報発信を充実させることができた。
- ・新型コロナをはじめとした各種相談については、外国人相談をはじめ各所管と連携を図り必要な情報提供に努めた。

【実績管理】 (p. 32)

	2020年度(見込み)	2021年度(見込み)	2022年度(見込み)
せたがや国際交流センター (クロッシングせたがや) 来館者数	1,895人(2,400人)	3,939人(2,400人)	(3,000人)

(4) 災害時に対する備えの充実 (p. 37~)

平常時から外国人に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- ・「外国人向け防災教室」については、新型コロナの影響により区内5地域全てでの実施はできなかった。区の実態調査において、6割以上の外国人が防災訓練に「参加したい」と回答しており(p. 84)、外国人の参加意欲は高い。感染防止を考慮しつつ、日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携しながら今後も実施していく。

- ・庁内においては、外国人支援班の活動マニュアルを作成したり、発災時の初期対応を想定した実働訓練を行ったりと、災害時に備えての具体的な取組みを行うことができた。より具体的な運用の検討やマニュアル整備を進める。

【実績管理】 (p. 38)

	2020年度 (見込み)	2021年度 (見込み)	2022年度 (見込み)
外国人向け防災教室 実施回数	2回(7回)	2回(7回)	(7回)

(5) ICT を活用した環境整備 (p. 41~)

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

- ・区ホームページ内の外国人向けページについて、「やさしい日本語」を様々なページで活用し、分かりやすい情報発信に努めた。
- ・全 13 言語のテレビ通訳ができるアプリケーションを 5 支所くみん窓口、外国人相談、文化・国際課で導入し、来庁した外国人に対して、多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応ができるようになった。

【実績管理】 (p. 42)

	2020年度 (見込み)	2021年度 (見込み)	2022年度 (見込み)
外国人向けページ 閲覧者数 (月平均)	1,897.5 件(1,600 件)	2,041.2 件(1,900 件)	(2,100 件)

基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】 (p. 45~)

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの影響により一部中止や開催方法の見直しがあったものの、多様な文化を理解し合えるイベント等を開催できた。せたがや国際メッセでは、SDGs をテーマとして講演、リレープレゼンテーション等を行い、多文化共生の意識啓発にもつなげることができた。今後も様々な機会を活用し、意識醸成に努めていく。

【実績管理】 (p. 46)

	2020年度 (見込み)	2021年度 (見込み)	2022年度 (見込み)
区民向け多文化共生講座 来場者数	231 人(80 人)	417 人(新型コロナの状況により変動するため、測定不可)	(新型コロナの状況により変動するため、測定不可)

(2) 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進 (p. 55)

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。

【施策に対する評価と課題】

海外姉妹都市等への派遣事業は、新型コロナの影響により全て休止となった。感染状況を踏まえながら、交流再開に向け、関係都市と調整を進めていくとともに、オンラインによる交流等を引き続き検討していく。

【実績管理】 (p. 56)

	2020年度 (見込み)	2021年度 (見込み)	2022年度 (見込み)
国際交流事業に伴う 派遣・受入生徒数	休止(休止)	休止(休止)	(休止)

(3) 多文化共生・国際交流活動団体の支援 (p. 57)

多文化共生・国際交流活動団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

新型コロナの影響により、国際平和交流基金助成事業は 1 団体に留まったものの、せたがや国際交流センターと連携し、国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めた。今後も、団体の認知度向上やネットワーク化に取り組んでいく。

【実績管理】 (p. 58)

	2020 年度 (見込み)	2021 年度 (見込み)	2022 年度 (見込み)
国際平和交流基金助成事業 助成団体数	中止(中止)	1 団体(3 団体)	(3 団体)

(4) 不当な差別的取扱いへの対応 (p. 57)

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【実績管理】 2021 年度 0 件 (実績なしのため、評価なし。)

まとめ (多文化共生推進部会からの意見を踏まえ取り組んだ内容) (p.61)

- ・外国人へのアンケート調査等で得た意見を踏まえ、やさしい日本語での情報発信を積極的に行ったり、日本語教室の半分を土曜日に開催したりするなど、より外国人のニーズに合った施策を進めることができた。
- ・令和4年度に実施する「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」の実施に向けた準備として、日本語教育や日本語教室に関する質問を設定した。この調査により、日本語教育に対するニーズを把握し、外国人のための日本語教室をはじめとした地域日本語教育のあり方について検討を進めていく。
- ・区の日本語教室受講者に対してせたがや国際交流センターで開催するにほんご交流会を案内し、学んだ日本語を実践するとともに、言葉や文化の違いを超えたつながりを作る交流の場を提供した。
- ・せたがや国際メッセでは、区のTwitter・Facebook、せたがや国際交流センターのTwitter・Facebook・Instagramを使用して周知した。また、イベントの様子をYouTubeでライブ配信することにより、新型コロナ感染対策と併せ、幅広い世代に楽しんでもらえるよう工夫した。
- ・令和3年4月1日から導入した、タブレット端末等を利用した多言語対応について、区のホームページやライフインセタガヤを通じ、世田谷総合支所の外国人相談で行っていることを周知している。
- ・コロナ禍での国際交流事業として、姉妹都市提携50周年に伴う提携再確認及び意見交換を目的とした世田谷区長・ウィニペグ市長によるビデオカンファレンスを実施した。また、バンバリー市とのオンラインを通じたマラソン交流も行った。

まとめ (全体を通して) (p.61)

- ・多文化共生施策が充実していると思う区民の割合について、策定時(31.5%)より10.0%上昇したものの、2021年度末の目標値(80%)と比較すると不十分だった。
- ・新型コロナの影響により、依然として多くの事業が中止や開催方法の見直しを迫られているが、オンライン化や対面で接触機会を減らした開催形式により、感染防止と事業の効果的な実施を実現しているものもある。引き続き、持続可能な事業形態について検討していく。

男女共同参画・多文化共生推進審議会多文化共生推進部会からの意見 (7/27開催) (p.62)**【基本方針1 地域社会における活躍の推進】** (p. 17)

- ・外国人ボランティアの活躍機会の拡充においては、機会があるということを見えるようにしておくこと、日常から関心のある人とつながることが大事。
世田谷ボランティア協会との連携によって、外国人もつながっていくような仕組みが作れるとよい。
- ・「おたがいさま bank」に外国人が登録できるようにするため、多言語の入り口をつくったり、やさしい日本語にしたりするなどの工夫が必要。
- ・外国人にとっては、自分の意見が区政に反映されるということが実感できれば自信につながる。意見交換会等に参加して出した意見が反映されるとよい。
- ・せたがや国際メッセについて、多言語での対応をもう少し増やしてほしい。

【基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現】 (p. 23)

- ・やさしい日本語の活用はとても大切。一方で、外国人にとっては多言語表示＝自分たちが承認されているというメッセージだと受け取るという話もよく聞くので、やさしい日本語を活用するとともに、基本的な多言語対応も特に緊急時などは大事にしてほしい。

- ・紙での多言語対応は十分だと思う。ホームページ等での検索というアクセスの仕方が一番多いと思うので、そこで外国語で見られるようになるとうい。外国人のニーズや困りごとを集めつつ、分かりやすく情報にたどり着けるような整備が必要かと思う。
- ・多文化共生のホームページについて、昨年度に比べて見やすくなった。タブレットでの多言語対応や相談窓口の存在がもっと外国人に伝わると、生活基盤の充実につながるのではないか。
- ・外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣について、指導補助を継続しているとあるが、ここにはぜひ力を入れていてもらいたい。

【基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消】(p.45)

- ・令和3年度多文化共生推進部会での議論・意見を基にして、令和4年3月に策定された「第2次世田谷区教育ビジョン調整計画」に、「多文化共生プラン」との連携や、多文化共生に基づく取組みについて明記していただいた。当計画に基づく取組みを着実に進めてほしい。
- ・(再掲) 外国人ボランティアの活躍機会の拡充においては、機会があるということを見えるようにしてくこと、日常から関心のある人とつながることが大事。世田谷ボランティア協会との連携によって、外国人もつながっていくような仕組みが作れるとうい。
- ・(再掲) せたがや国際メッセについて、多言語での対応をもう少し増やしてほしい。